長浜市総合計画 第2期基本計画 (最終案)

○パブリックコメントによる修正箇所

ゴシック太字、二重下線

○庁内意見による修正箇所

明朝、一重下線

※パブコメ案には反映済みです

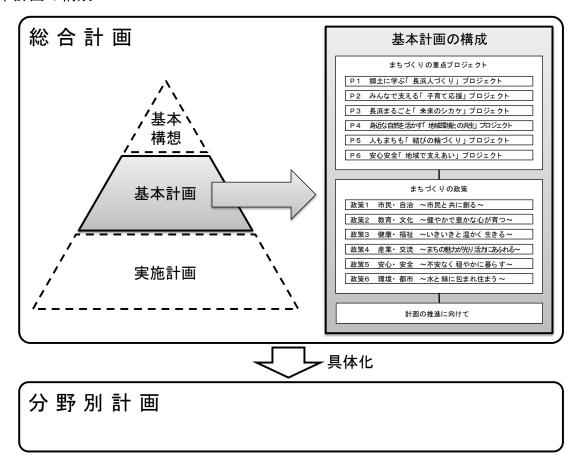
2019.2.1 現在

目次

まちづくりの重点プロジェクト	1
①ふるさとを担う「長浜人づくり」プロジェクト	2
②みんなで支える「子育て応援」プロジェクト	3
③長浜まるごと「未来のシカケ」プロジェクト	5
④身近な自然を生かす「地域環境との共生」プロジェクト	6
⑤人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト	7
⑥安心安全「地域で支えあい」プロジェクト	8
まちづくりの政策	8
政策1 市民・自治	
1. 全ての人が互いに尊重しあうまちづくり	
1.1 人権を大切にする人づくり	
1.2 男女共同参画社会づくり	
1.3 多文化共生と国際交流の振興	
2. 一人ひとりが主役のまちづくり	
2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり	
2.2 安心して暮らせるコミュニティづくり	
政策 2教育・文化2教育・文化1.家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり	
1.1 家庭の教育環境の充実	
1.2 地域と連携した教育環境づくり	
1.3 学校の教育環境の充実	
1.4 相談体制の充実	
2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり	
2.1 生涯学習の推進	
2.2 文化芸術・スポーツの振興	41
2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり	
政策 3 健康·福祉	
1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり	
1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり	48
1.2 子どもが健やかに育つ場づくり	54
1.3 子育てに関する経済的支援の充実	57
2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり	
2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	60
2.2 しょうがい福祉の充実	69
2.3 生活支援制度の充実	74
2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組	76
3. 一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり	80
3.1 福祉を担う人材・団体の育成	80
3.2 地域医療体制の充実	82

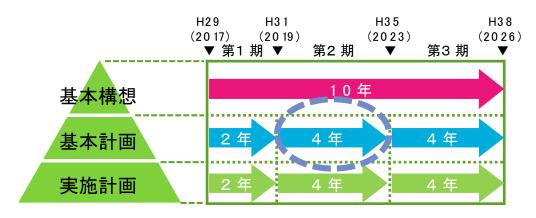
政策 4 産業・交流	
1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり	
1.1 地域産業の振興	85
1.2 農林水産業の振興	87
1.3 雇用・就労機会の拡充	92
2. 新たな産業を創り育てるまちづくり	93
2.1 新たな活力となる企業の誘致	93
2.2 未来につながる次世代産業の育成	95
3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり	98
3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承	
3.2 移住しやすい体制づくり	103
4. 交流でにぎわう観光のまちづくり	
4.1 地域の魅力向上と地域の活性化	
4.2 地域魅力の発信と交流	
政策 5 安心・安全	
1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり	
1.1 防犯対策の充実	
1.2 交通安全対策の充実	
2. 防災・減災対策の充実したまちづくり	
2.1 危機管理体制の強化	
2.2 消防・救急体制の強化	
政策 6 環境・都市	
1. 地球環境にやさしいまちづくり	
1.1 低炭素社会の構築	
1.2 循環型社会の構築	
2. 自然を守り育てるまちづくり	
2.1 自然環境の保全	
2.2 緑豊かなまちづくり	
3. 居住環境の整ったまちづくり	
3.1 誰もが住みよい居住環境づくり	
3.2 交通体系の整備・維持	
3.3 市街地や各地域の整備	136
4. 生活基盤の整ったまちづくり	
4.1 社会資本の整備	
4.2 地域情報化の推進	
計画の推進に向けて	147
1. 行財政運営・行政改革の推進	
2. 広域連携の推進	
3. 計画の進捗管理	

■基本計画の構成



■基本計画の期間

本計画の期間は、平成 31 (2019) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 4 年間です。 総合計画全体の期間は 10 年間となっており、本計画は第 2 期に該当します。第 3 期は平成 35 (2023) 年度から平成 38 (2026) 年度までの 4 年間であり、全体で 3 期構成となっています。



まちづくりの重点プロジェクト

①ふるさとを担う「長浜人づくり」プロジェクト

本市に住まう若者に、本市が持つ歴史、風土、文化、自然資源、産業など、様々な魅力を伝え、地域社会との関わりを増やし、地域への愛着と誇りを醸成するとともに、女性や外国人をはじめとするすべての市民が活躍できる場を創出することで、市内に住み続けたい、帰ってきたいと思う気持ちを育み、地域に定住し、地域で働き、地域と関わり、地域と自らの未来を創造していく『長浜人』を育成します。

施策・取組

- 1)地域の歴史、伝統や文化、産業を学ぶ機会を通して、地域との繋がりづくりに取り組みます。 〔主な取り組み〕
 - ●地域の歴史、文化、産業を知り、学ぶ機会の創出 市内高校での歴史、文化を学ぶ講演や市内企業見学など、ふるさとを知る機会の創出等
 - ●若者の豊かな感性を生かしたまちづくりの推進 子どもの文化芸術体験や発表機会の充実、伝統文化・文化芸術を支える人材・団体の育成、若者による新たな文化芸術活動への積極的な支援等
- 2) 市民がいきいきと輝く環境づくりに取り組みます。

[主な取り組み]

●あらゆる分野における女性活躍の推進 女性の活躍推進に向けた情報収集と効果的な施策の立案、確実な施策展開等

●多文化共生のまちづくりの推進

多言語化の推進、外国人市民と地域との共助の仕組みづくり等

●世界に羽ばたくジュニアアスリートの育成 総合体育館等の施設整備や総合型地域スポーツクラブの育成及び組織強化等

●学生が集まるまちづくりの推進

施設を有効に活用した事業や、高校生のまちづくりを学ぶ機会の提供等

3) ふるさとを想い、まちづくりを支える人材育成に取り組みます。

〔主な取り組み〕

●未来を切り拓く人材の育成に向けた英語・理系教育の推進

小学校から中学校までの9年間を見通した教育の実施や大学施設等の活用による教育機会の充実等

- ●多様な主体が交流し・連携し、躍動するためのまちづくりセンターの運営 地域づくり活動及び市民活動の総合的な支援等
- ●長浜の未来を担うまちづくりリーダーの育成

青少年団体の育成・支援や研修会などを通じた指導者の育成やリーダー養成等

②みんなで支える「子育て応援」プロジェクト

少子化による人口減少が進み、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中で、長 浜市の未来を切り拓き、次代を担う大切な宝である子どもたちに対して、地域全体で健やかに育もうと する考えを「ながはま子どもの駅構想」と掲げ、子どもたちに関わるあらゆる主体が連携・協働して、子 どもたちが安心して暮らせる地域を形成します。そして、子育て世代に限らず、みんなが子どもと向き合 い、子どもたちの心身を育み、子育て世代から選ばれるまちをめざし、ひいては活力ある地域社会と人口 定住の促進につなげていきます。

施策・取組

1) 保育、放課後児童クラブ、療育における待機児童ゼロ対策に取り組みます。

「主な取組〕

●園施設等の配置適正化の推進

地域ごとの保育需要や地理的事情、施設の受入能力等をふまえた民間活力の活用、保育ニーズの反映と適正な集団規模、公立園の役割を確保した配置適正化

●放課後児童クラブの運営基準適合化に向けた緊急対策

地域ごとの入所需要や地理的事情・施設の現状をふまえた放課後児童クラブの設置促進、支援員確保に向けた体制づくりや働きがいのある職場環境づくりの促進

●保育士及び療育指導員の確保対策

保育人材の確保に向けた就職及び定着支援や処遇改善の推進。高い専門性を必要とする療育人材として管理責任者の育成・定着及び体制の充実

2)"こども公園"等、子どもが安心して遊べる居場所づくりに取り組みます。

[主な取組]

- ●子どもや子育て世代が安心して、のびのびと遊べる居場所づくり 浅井文化スポーツ公園や豊公園、(仮称)北部地域総合体育館での遊び場の整備・充実
- ●児童遊園等、生活に身近な場所での安全な子どもの居場所づくり

自治会内の児童遊園の遊具更新等による身近な遊び場の整備

3)地域や企業・事業者、家庭など地域全体が連携し、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

〔主な取組〕

●子育て応援アプリ「ながまるキッズ!」の活用推進

さまざまな子育て情報を発信、共有できる子育てツールとしての機能の充実

●妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援の充実

保健師等による育児相談などワンストップ型の支援体制の充実

●「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」の普及啓発

子育て・子育ちの指針として、心豊かな子どもたちを育てるため、子どもも大人もみんなが実践できるよう、意識啓発や実践的な取組を展開

●地域社会全体による子育て支援活動の促進支援

親と子の交流や子どもの居場所づくりの活動支援、地域子育て支援センターの充実、地域社会全体で子育てを応援する「ながはま まるごと 子育て応援フェスタ」の実施

③長浜まるごと「未来のシカケ」プロジェクト

本市が持つ魅力を磨きあげ、新たな感性で新たな価値を創造することで、多くの人で賑わう、活気あるまちづくりを行います。同時に、その魅力を長浜のブランドとして、地域内外に広く発信することで、長浜ファンの増加につなげ、観光誘客や移住定住の促進、関係人口の増加につなげます。また、起業者を育成する土壌とチャレンジできる環境を作り出し、ローカルベンチャーが生まれ続ける仕組みを構築するとともに、既存事業への人材や後継者確保に向けた取り組みを行うことで、雇用の拡大と地域経済の活性化が好循環するまちを創ります。

施策・取組

1) まちの魅力を活かし、賑わいと活力ある地域づくりに取り組みます。

〔主な取り組み〕

- ●中心市街地(長浜駅周辺)の活性化と北部地域の振興 重点エリアに施設、店舗、住居等を集積することで、移住定住・交流人口の増加を図り、地域内の賑わいを創出
- ●歴史・文化的資産の活用

曳山まつり等の伝統行事や観音文化、街道のまちなみや古民家等を活用した賑わいの創出

2) 起業・創業支援と雇用促進、人材確保に取り組みます。

[主な取り組み]

- ●地域資源を活用し、起業するローカルベンチャーの育成・支援 クリエイティブ感覚を持つ人材を育成・誘致し、起業による移住定住や経済活性化を促進
- ●地元就職と U/J/I ターン就職の促進支援
 企業の人材確保や事業の後継者確保に向け、地元就職や U/J/I ターン就職のマッチング強化
- 3) 長浜ならではの "おもてなし" とインバウンド観光の推進に取り組みます。 〔主な取り組み〕
 - ●長浜の魅力を活かした観光受入体制の整備による宿泊・滞在型観光の推進 長浜でしか体験できない受入メニューを整備し、長期滞在による経済効果向上を促進
 - ●インバウンド観光の推進に向けた外国人観光客に向けた着地型コンテンツの充実 新たな誘客を図るため、今後、増加が期待できる外国人観光客向けの受入体制充実
- 4) 都市ブランド力を高めるシティプロモーションと都市間連携に取り組みます。 〔主な取り組み〕
 - ●都市圏等での魅力発信強化

長浜の魅力を発信し、ファンを増やすことによる観光誘客、移住促進、応援人口の増加を促進

- ●長浜に関わる全ての人が情報の発信者となる仕掛けづくり 多くの人が様々な手法で、長浜の魅力を発信してもらえるファンづくりと仕組みを構築
- ●都市間連携による相乗効果の促進

都市間で連携することによる新たな可能性の創出やより効果的な事業の推進

④身近な自然を生かす「地域環境との共生」プロジェクト

先人から受け継いできた豊かな自然の恵みや原風景を育み、将来にわたって継承していくとともに、消費者が求める安全で安心な農林水産物の生産及び6次産業化拠点づくりなど儲かる農林水産業を推進します。また、「森〜川〜里〜湖」にわたる雄大な自然を生かし、アウトドアやグリーンツーリズム、体験教室などの交流活動に取り組むとともに、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進することで、身近な自然からの様々なことを学び、大切にし、自然の恵みを享受するまちを創ります。

施策・取組

- 1) 小谷城スマートインターチェンジ周辺の6次産業化拠点づくりに取り組みます。
 - [主な取り組み]
 - ●小谷城スマートI C周辺地域の基幹産業である「農業」を主体とした、アグリビジネス拠点の整備 小谷城スマート IC 周辺への6次産業化施設等の企業誘致、産学官金が連携したアグリビジネスの展開、生産者 の顔が見える農業や適正な情報開示等による、安全・安心な農産物の生産・販売促進
 - ●有能なアグリビジネス人材の発掘・育成と長浜市産の農産物の供給量の増加 若者や女性など次代の地域農業を支える多様な担い手の育成・支援と体制づくり
- 2) 自然の恵みを享受し、豊かな生活を営むことができる環境づくりに取り組みます。

[主な取り組み]

- ●再生可能エネルギーの導入促進とごみ減量・リサイクルの啓発 太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用、蓄電池、燃料電池、次世代自動車の導入拡大や循環型社会の実現 に向けた市民の主体的な取組の促進、教育・学習の場の提供・情報発信
- ●守り・育て・活かす、100 年先の森づくりの実践と獣害対策の推進

林業の川上(山側生産)から川下(販売利用)までの一貫したシステム構築や捕獲や被害防除対策の実施、森林 整備事業や耕作放棄地対策と連携した生息地管理の実施、多様な自然環境の保全、衰退した自然の回復、適切な資 源活用、外来種対策の実施

- 3) 地域資源を生かし、地域内の経済循環を高めることができる仕組みづくりに取り組みます。 「主な取り組み〕
 - ●自伐型林家の育成と技術指導、事業化に向けた支援 森林施業に関する講座開催や林家間の情報ネットワーク化による森林作業者の担い手育成
 - ●森林資源に地域独自の新たな魅力を付加し、高い価値を持った森林ビジネスを展開 子どもたちへの「木育」の推進、長浜産材を利用した木製品の普及促進

⑤人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト

複雑化する現代社会のなかであっても「人と人」、「人とまち」が調和し、お互いの個性を認め合いながら能力を十分に発揮し、共感しながら生(い)き生(い)きと暮らすことができる環境づくりに努めます。また、将来にわたり行政サービスの水準を維持できるよう、都市基盤の適正化を図るとともに「まちとまち」を結ぶ移動手段の確保・維持や、地域で活動する個人や団体への総合的な支援を行うことで、未来へとつながるまちを創ります。

施策・取組

1)様々な主体がつながる場づくりに取り組みます。

[主な取り組み]

- ●人・文化・産業を創造する知の拠点 産業文化交流拠点の整備・運営 (仮称) ながはま産業創造センターによる産業振興
- ●「学び・育つ」「つながる」「広がる」「作り出す」の視点に立った交流の場の創出 市民活動センターの運営母体の育成強化、市民まちづくりセンターの体制や機能強化
- ●高齢者の社会参画の促進と活動しやすい環境の整備 地域サロンなどの住民主体型活動や老人クラブの多様な社会活動を活性化
- 2) 移動手段の確保によりまちの回遊性を高め、市街地と周辺地域との連携に取り組みます。 〔主な取り組み〕
 - ●鉄道やコミュニティバス、デマンドタクシーの連携による移動手段の確保 北陸本線と湖西線の利便性の向上や、鉄道を活かした地域の振興・活性化 便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進、地域住民が主体となった交通体系の整備
 - ●コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる「集約型多核都市構造」の形成 市内での定住化に向けた、市南部地域における多様な移動手段の確保と計画的な市街化の誘導 地域にとって必要な道路や重点事業に伴う道路の整備、維持・修繕
- 3) 地域と都市部をつなぎ、移住・定住・交流の促進に取り組みます。 「主な取り組み」
 - ●小谷城スマート IC 開通による市域内アクセスの向上と広域間連携の強化 地域にとって必要な道路や重点事業に伴う道路の整備、維持・修繕
 - ●移住の促進に向けた情報発信と受入体制の整備、経済的支援の充実 大都市圏へのシティプロモーション、「魅力ある仕事」の創出・紹介、移住者受入に対する理解促進

6安心安全「地域で支えあい」プロジェクト

地域で暮らすあらゆる人が、互いにふれあい、つながり、支えあいながら社会参加することができ、安心して幸せに生活することができる仕組みを構築します。特に、地域で主体となって活動する住民や団体グループが、連携して取り組めるよう、市民活動の中間支援機能を強化するとともに、様々な分野や立場の住民・団体が、特性や能力を最大限に発揮できる環境を整えることで、地域の課題解決を図る「地域共生社会」の推進を図ります。また、各地域における医療・福祉・介護の体制整備、生活支援の提供と合わせた地域包括ケアシステムの確立とともに、地域の防災体制の強化を図り、安心して安全に暮らせるまちを創ります。

施策・取組

1)地域を支える人材づくりと活動支援の強化に取り組みます。

[主な取り組み]

●市民活動の中間支援強化

地域で活動する住民や団体が、特性を発揮しながら、連携して取り組めるよう、地域づくり協議会や市民活動センター、社会福祉協議会などの中間支援組織を機能強化

- ●地域づくりを牽引するリーダーの養成と新たな人材を発掘する活動機会の創出
 - 新たな人材を発掘するための活動の場や機会を、様々な視点や角度から創出するとともに、市民活動を担うリーダーを育成
- ●市民活動に向けた機運醸成とノウハウの提供

市民活動を促進するための問題提起や先進事例を紹介する研修機会を提供

●持続可能な活動に向けたソーシャルビジネスの創出

継続的に活動できるよう、事業収益を上げるビジネス化を促進

●市民活動を支援するICT等の活用

地域での支えあい活動の負担を軽減し、効率的、効果的に取り組むため、ICTなどの先進技術の活用を促進

- 2) 包括的な地域医療・福祉体制の充実により、誰もが元気に暮らせる環境づくりに取り組みます。 〔主な取り組み〕
 - ●医療、福祉、介護、住まいをはじめとする地域包括ケアシステムの構築 日常的な診療から、医療、在宅医療、介護など、様々な機能が連携し、地域内で包括的にケアできる仕組みづく りを推進
 - ●医療・介護従事者の確保と医療機関の連携促進

地域内で安心して医療が受けられるよう、医療介護人材の確保と病院・診療所間の連携強化

3)地域防災体制の強化に取り組みます。

[主な取り組み]

●自助・共助を基本とした地域の日常的な支えあいと危機管理意識の向上

災害発生時に地域で支えあう仕組みづくりと危機管理意識を醸成する啓発等の実施

まちづくりの政策

政策 1 市民・自治 ~市民と共に創る~

いつの時代もまちづくりの主役は市民です。

時代の変化に伴って多様化・高度化するニーズや複雑化する地域課題の解決に向けて、まちづくりの原点は「人」であることを思い起こし、市民一人ひとりの主体的な参画と、地域づくり協議会や自治会、NPO、市民活動団体など、まちづくりに関わる様々な主体の力を育むとともに、その力を生かした連携・協働を行いながら、官民一体となったまちづくりを進めます。また、多様な価値観・ライフスタイルなど、一人ひとりの個性を認め合い伸ばし合いながら、豊かな人間性を持ち、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

- 1. 全ての人が互いに尊重しあうまちづくり
 - 1.1 人権を大切にする人づくり
- ① 人権尊重の社会づくりの推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

これまで人権が尊重される社会を実現するため啓発活動を進めてきた結果、差別落書き等の事象は減少しているものの、ネット社会の進展に伴い、その情報受発信の容易さや匿名性から、SNS上で根拠のない情報が拡散されたり、いわれなき誹謗中傷、差別を助長する書き込みが行われたり等、新たな差別事象が発生しています。また、性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別といったセクシュアルマイノリティに関する人権問題、災害時における避難生活でのトラブルや被災地からの避難者に対する偏見や差別等といった人権問題も表面化しています。

そのような中、平成 28 年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行され、人権問題の解消に向けた法整備が進んでおり、今後も様々な人権問題や関連する動きについて、正しい理解・知識の普及、また行動を促すために、更なる啓発活動・情報提供を行っていく必要があります。

(2) 基本方針

ネット上での新たな人権侵害、障害者差別解消法で求められている合理的配慮、セクシュアルマイノリティに対する人権問題などの新たな動きを含めた様々な人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるよう、市が率先して取り組むとともに、家庭、学校・園、地域社会、職場といったあらゆる場、あらゆる機会を通じて効果的な人権学習と啓発に取り組みます。

また、国・県等の関係機関との連携を図り、人権・DV に関する相談体制や支援ネットワークの維持・充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○人権学習機会の提供、地域での人権学習の充実など、様々な分野での人権啓発活動を推進します。

政策 1 市民・自治 1.全ての人が互いに尊重しあうまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
人権学習事業	一人ひとりが人権に配慮した行動・考え方ができるよう、人権に 関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催	人権施策推進課
人権啓発事業	人権に関する相互理解を深めるための教材の作成・配布、作品展 の実施、情報提供などの啓発活動を展開	八惟旭東推進硃

化 福石口		単位	現状値	直(直近)	目相	票値	+□ 八八 尝田
	指標項目	甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	人権学習会における参加者からの評価(5点満点)	点	29	4.5	5	5	
2	人権学習会への参加者数	人	29	9,723	12,000	12,000	人権施策推進課

1.2男女共同参画社会づくり

① 男女共同参画の推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

女性の活躍に対して関心が高まる中、男女共同参画への意識は改善が見られるものの、依然として女性の社会参画は低い水準に留まっています。男性・女性にとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性や能力が十分に発揮できるよう、課題の発見や認識・意識改革を継続して促していく必要があります。特に、女性の社会的・地域的活躍のためには、男性の理解・意識改革が不可欠であることから、情報の提供・啓発についても継続して行っていく必要があります。

また、女性の一層の参画を促すため、地域における活躍や小グループでの活動など、社会的・地域的な関わりの手本となる姿を示していくことが求められています。

(2) 基本方針

家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場面、あらゆる機会において、男性も女性も多様な活動を自らの希望に沿った形で展開することができ、それぞれが持つ個性や能力を発揮することで夢や希望を実現できる社会の実現に向け、男女共同参画意識の醸成と環境づくりに取り組みます。

また、あらゆる分野において、男女ともに参画することが結果として社会全体の利益につながることを認識したうえで、様々な分野への男女共同参画を推進するとともに、特に女性の社会的・地域的な活躍を促進し、性別に関係なく自らの意思で選択し、行動できる社会の実現を目指します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○男女共同参画の意識向上に向けた取組に努めます。特に、女性の活躍推進に向けた情報収集と効果的な施策の立案、確実な施策展開を行います。
- ○政策・方針決定の場における男女共同参画を促進するため、審議会や委員会などへの女性構成員 比率の向上に努めます。

政策 1 市民・自治 1.全ての人が互いに尊重しあうまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
男女共同参画啓発・推進事業	男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、男女共同参画に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を 開催	人権施策推進課
女性活躍支援(ポジティブアクション)事業	女性の一層の活躍を促進するため、女性人材バンク「かがやきネット」や、地域で活躍する様々な女性グループの活動支援、悩み相談や交流・研修会等を実施	

	14年14月1日		指標項目		現状値	直(直近)	目相	票値	担当課
	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担目研		
1	「男は仕事、女は家庭」という固定観念にとらわれない人の割合 (市民意識調査)	%	29	58.9	70	70	人権施策推進課		
2	市の附属機関の委員総数のうち、女性委員の占め る割合	%	29	28.4	40	40			

1.3 多文化共生と国際交流の振興

① 多文化共生による地域づくりの促進

市民協働部 市民活躍課 教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

本市在住の外国人市民は、平成 20 年のリーマンショック以降減少傾向にありましたが、近年は 3,000 人前後で推移しています。

定住する外国人市民が多いことから、一時的な滞在者としてではなく、地域で共に暮らす生活者として捉えるとともに、外国人市民がそれぞれの多様性を生かし、地域で活躍できる環境づくりが課題となっており、多様な価値観やライフスタイルを互いが受容し、認め合いながら、ひとつのコミュニティを築いていく必要があります。

また、日本語はもちろん、日本の文化や習慣に関する知識を持たないまま転入してくる外国人家 庭も多いことから、教育現場においては、子どもだけでなく、家族ごとサポートすることが求めら れています。

(2) 基本方針

国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、多文化共生に向けた意識啓発やサポート支援員による外国人の子ども児童生徒へのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。

また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○外国人市民が日本の地域社会で自立して生活できるよう、外国人市民の日本語能力等を高める取組を進めるとともに、外国人市民だけでなく高齢者や子どもにも分かりやすい「やさしい日本語」の普及を図ります。
- ○外国人市民の防災意識を高め、自助による防災体制の整備を図るとともに、外国人市民と地域と のコミュニケーションを深めることにより、地域で助け合う共助の仕組みづくりに取り組みます。
- ○外国人の子どもが学校生活を円滑に送ることができるよう、生活指導、学習指導、教育相談等の 充実を図ります。

政策 1 市民・自治 1.全ての人が互いに尊重しあうまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、やさしい日本語の普及、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動・起業支援等の実施	市民活躍課
外国人子どもサポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とするサポート支援員 の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わ せた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課

指標項目		単位	現状値	直(直近)	目標	票値	担当課
	相保惧日 	甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担目硃
1	外国人向け防災訓練の参加人数	人	29	20	40	60	市民活躍課
2	やさしい日本語の自治会等出前講座参加者数	人	29	0	60	60	川氏伯雄味
3	サポート支援員による相談時間数 (延べ時間)	時間	29	469	480	480	教育指導課

② 国際交流活動の推進

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市は、昭和 34 年にドイツ連邦共和国のアウグスブルク市と、平成 4 年にはイタリア共和国のヴェローナ市と姉妹都市を提携し、青年使節団の相互派遣などをはじめ、観光や環境、文化、スポーツ分野において積極的に交流を深めています。

市内には、約3,000人の外国人市民がおられ、また来訪外国人観光客も増加傾向にあり、市民と 外国人の触れ合う機会が多くなっていることから、国際化に対応できる人材を育成し、外国人が訪れやすい環境を整備することが必要です。

また、国際化の進展が地域社会のあらゆる分野で様々な影響を与える中、国際意識の高揚や受入 体制の整備、長浜曳山祭の世界ユネスコ無形文化遺産登録と呼応した海外への情報発信など、多様 な素材を組み合わせることによる国際化に向けた取組が求められています。

(2) 基本方針

姉妹都市との相互理解を深めるとともに、友好親善の推進とまちの活性化を図るため、姉妹都市 との人的・文化的な交流を推進します。また、国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれ の歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、国際理解を深める教育の充実を図 るとともに、地域の協力による様々な交流や体験を通じて、国際社会に生きるための幅広い視野と 豊かな人間性を育む機会の創出に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○海外姉妹都市との親善交流や使節団の相互派遣を推進するほか、外国人市民にとっても暮らしや すい多文化共生を促進するなど、国際化に対応した交流社会づくりに取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
姉妹都市との交流事業	アウグスブルク市との青年使節団相互派遣やヴェローナ市との文 化交流の実施	市民活躍課

指標項目		単位	現状値	直 (直近)	目標	票値	担当課
	担保	半亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当味
-	1 長浜市民国際交流協会が催す語学教室の受講者数 (延べ人数)	人	29	2,900	3,000	3,100	市民活躍課

2. 一人ひとりが主役のまちづくり

- 2.1住民・地域主体で取り組むまちづくり
- ① 市民組織・団体の活動支援

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難な時代の中、地域づくり協議会や、NPO 法人をはじめとする市民活動団体には、住民の暮らしを支援する新たな公共の担い手として、その活躍を期待しています。これら「共助」組織をさらに活発化するためにも、幅広い市民のまちづくりへの参画とリーダーの育成、さらには、自主的な活動を維持継続させるための仕組みや支援が必要です。

また、今後の地域課題に対しては、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、企業、行政等が、お互いの持っている人材、情報等の「財」を提供し合い、相互に連携した協働関係を築き解決することが不可欠で、そのつなぎ役として「中間支援機能」の役割が重要になっています。

(2) 基本方針

地域づくり協議会や市民活動団体の活動を強化するため、必要となる財源確保とあわせて、新たな市民活動を行う人材の発掘や地域リーダーとなる人材を育成します。また、市民まちづくりセンターを拠点に、地域住民による課題解決に向けた取組を推進します。

市民活動センターは、市民まちづくりセンターと連携し、各種相談機能、人材育成やネットワークづくり機能に加え、協働を推進するための中間支援機能を付加し、<u>協働による地域課題解決に取</u>組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○市民活動センターの運営母体の育成強化を図りつつ、協働を推進するための中間支援機能を付加 します。
- ○市民まちづくりセンターの体制や機能強化を図ります。
- ○市民協働の総合的・計画的な促進に向けた仕組みづくりを行います。

政策 1 市民・自治 2. 一人ひとりが主役のまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域づくり協議会活動支援事業	地域づくり活動交付金の交付、地域活力プランナー(集落支援員)・地域支援職員の配置、地域づくり協議会連絡会の支援	
市民まちづくりセンター管理運営事業	市民活動の支援、協働の取組みの推進、地域課題に対する住民 の活動支援、人材育成、施設の貸し館業務	市民活躍課
市民活動センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、 ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、 運営母体の育成	

	指標項目		現状値	道(直近)	目標	票値	担当課
	拍倧垻日	単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担目硃
1	市民まちづくりセンターの利用件数	千件	29	21	23	26	
2	市民活動センターに登録した市民活動団体件数 (累計)	件	29	136	175	200	市民活躍課
3	市民活動団体等から市民活動センターへの相談等 件数	件	29	454	500	550	

② 自治会組織の維持

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

都市化や核家族化、価値観や生活様式の多様化などにより、地域社会が本来備えていた連帯意識 やつながりが希薄になりつつあります。

そこで本市では、自治会組織を維持し活動の活発化を図るため、自治会活動を支援し、自治会館の改修・整備についても補助・助成を行っていますが、人口の減少や高齢化、さらに自治会への加入率の低下や役員のなり手不足などから自治会組織が弱体化しており、行政と自治会の役割を明確にし、自治会支援のあり方を検討することが必要となっています。

また、地域コミュニティの拠点となる自治会館の老朽化もみられ、計画的に進められる大規模改修等を支援する必要があります。

(2) 基本方針

市民による住みよい地域づくりに向けて自治会組織を維持・活性化させるため、行政、自治会及び地域づくり協議会の役割を明確にしつつ、自治会への支援制度の一部を見直すなど、自治会業務の負担軽減を図ります。

また、老朽化が進む自治会館の長寿命化を図るため、自治会が行う大規模改修等に対する支援を 行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○持続可能な自治会運営を支援するため、研修会を実施するとともに、自治会の意見を聞きながら、 自治会業務の負担軽減になるような支援制度を検討します。
- ○地域コミュニティの拠点である自治会館の長寿命化を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自治会館整備事業補助事業	建設、大規模改修、長寿命化、バリアフリー化、耐震化等	市民活躍課

(5) 成果指標·目標数值

华 趰佰日		単位	現状値 (直近)		目標値		+¤ // ≅⊞
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	自治会館の長寿命化実施件数 (累計)	件	29	12	66	106	市民活躍課

③ 市政参画の促進

総合政策部 市民広報課

(1) 現状と課題

本市では、市民との協働のまちづくりを推進するため、広報紙、行政放送、SNS やホームページなどインターネット情報発信ツールや各種メディアを活用し、市政情報のみならず、市民団体の活動など幅広い情報発信に努めていますが、市民の声を聴く機会を増やしていく必要があります。

また、様々な手法をバランスよく用いることにより、市政への参加意識の高揚につながる工夫を 凝らした効果的な情報の発信・収集・交流を行う必要があります。

(2) 基本方針

市の政策形成過程に市民の声を反映させるため、市民説明会やワークショップ等、市民との直接 対話をはじめ、市民アンケートの実施やパブリックコメント制度の活用、審議会等への市民公募委 員の登用など、様々な手法を用いることで市政参画を促進します。

そのため、広報紙や市ホームページ、行政出前講座等の機会を通じて、行政情報の積極的な発信に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○政策の決定においては、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みを作ります。
- ○市政情報や市民活動情報を効果的に発信し、地域活動や市民参画の機会を拡充します。
- ○市民活動等の資金調達について、自治体クラウドファンディング等を活用します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
	市長はじめ市民との懇談を通して生の声を聴き、市民の視点や生活者からの提案等を市政に反映させていくとともに、市民の市政への理解を得ることを目的とする「座ぶとん会議」を実施	市民広報課
情報発信事業	広報紙やインターネットなど、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を展開	

指標項目		兴 (宁	現状	値(直近)	目相	+n 77. ≅m	
		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	座ぶとん会議の開催数	П	29	17	15	15	本民 戊初細
2	1ヶ月間の市ホームページ閲覧数	口	30	343,517	350,000	370,000	市民広報課

2.2安心して暮らせるコミュニティづくり

① 地域見守り活動の推進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

少子高齢化が進む中、本市では、「避難支援・見守り支えあい制度」により、身近な自治会組織が主体となって、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人など、要配慮者に対して災害時のみならず日ごろからの見守り体制を築いているところですが、地域によっては理解や支援の体制が十分でないところもあることから、見守り活動の重要性を啓発するとともに、制度を活用した地域づくりを進めることが求められています。

(2) 基本方針

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちの実現に向け、災害発生時には地域住民が協力して、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行えるよう、「避難支援・見守り支えあい制度」に基づく避難行動要配慮者名簿を活用した支援体制の充実を図るとともに、「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる意義について、より一層の浸透を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○自治会や地域づくり協議会、市民活動団体、関係機関などとの連携を強化し、地域ぐるみでの防 災活動を推進します。
- ○自助・互助の考え方を基本としながら、身近な自治会組織が主体となって地域ぐるみで防災対策 について話し合い、日ごろからの見守り体制を構築できるよう支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
	災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見 守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関 係者が共有する仕組みを構築	

(5) 成果指標·目標数值

松 描		単位	現状値 (直近)		目標値		扣水細
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 避難支援・見守り支えあい制度における登録自治会数の 割合	%	30	84	90	96	高齢福祉介護課

政策 2 教育・文化 ~健やかで豊かな心が育つ~

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性や能力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を 図るとともに、学校、家庭、地域社会が一体となり、豊かな人間性とたくましさを備えた子どもの 育成に努めます。

また、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会の充実や文化、スポーツ活動の推進に取り組みます。

- 1. 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり
 - 1.1家庭の教育環境の充実
- ① 家庭教育の促進

市民協働部 生涯学習文化課 教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われており、親子の絆や家族とのふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を担っています。しかしながら、少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化などを背景として、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減るなど、子育てを支える環境も大きく変化し、家庭教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるために親の意識向上が課題となっています。

また、家庭環境の多様化が進む中、子どもと一緒に過ごす時間を十分とれない家庭が増加したり、 子育て中の親が孤立しがちであったりすることから、家庭教育を支援する環境の整備を進める必要 があります。

(2) 基本方針

家庭、地域、学校などの関係機関が連携しながら、親同士が気軽に集い、相互学習や交流のできる場を確保するとともに、「あいさつ」「声かけ」などによる地域におけるコミュニケーションを促進し、家庭教育支援チーム「えがお」の活動を通して家庭教育支援体制の強化を図ります。また、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、家庭の果たす役割の重要性を啓発するための取組、親子のふれあいを重視した体験活動を実施するなど、家庭教育の充実に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるため、家庭教育支援 講座の実施や講座実施団体への活動支援を行います。
- ○親子が共に遊びながらふれあい、共感しあうきっかけづくりとなるよう、保護者が子どもに寄り 添い、思いを共有することのできる参加型で学びあえる活動の充実に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
家庭の教育力向上事業	小中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における子どもの人権や子どもとの関わり方等に関する学習機会の 提供、就学前健康診断時・入学説明会時における保護者への家庭 教育講習の実施	生涯学習文化課
家庭教育支援事業	家庭教育支援チーム「えがお」による親子が家庭で絵本に親しむ 取組「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行	
就学前教育推進事業	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課

指標項目))/ /I.	現状値 (直近)		目標値		lie later H	
		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	指標項目	
1	家庭教育に関する子育て学習講座の依頼数	口	29	20	40	45	生涯学習文化課	
2	家庭教育支援チーム「えがお」の会員数	人	29	14	25	30	生低于自义化硃	

1.2地域と連携した教育環境づくり

① 地域とともに進めるよりよい学校づくりの推進

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

本市では、全ての小中学校<u>及び義務教育学校</u>において学校運営協議会が設置されており、学校運営や児童生徒の状況、地域の実態などの情報や課題について学校と地域とが共有し、学校運営方針や学校ビジョンの達成に向け、ともに考えていく仕組みを定着させることができました。

今後においても、学校の適正規模などの動向を見ながら、小学校と中学校との連携や近隣の学校 とのつながりを視野に入れた取組に加え、地域における社会教育との関わりを強めていくことが必要となっています。また、学校運営協議会や学校支援組織のさらなる活性化に向け、新たな人材の 確保が課題となっています。

(2) 基本方針

各校が学校運営協議会と連携を図りながら、保護者や地域住民の意見が反映される学校運営に取り組みます。また、学校・家庭・地域社会が一体となって、地域の特色と創意工夫を生かした学校づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○学校運営協議会の活動の充実を図るため、各校での特色ある取組などの情報交換し、交流を推進 するとともに、研修の機会を設けます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
心輝くあふれる学校づくり推進事業	学校運営協議会の代表者会の開催、各校園活動報告集の配布	教育指導課

化福石口		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ 八八 =田
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 地域とともに実施する学習活動の回数 (年間1校あたりの平均回数)	回	29	15	20	25	教育指導課

1.3学校の教育環境の充実

① 確かな学力の向上

教育委員会事務局 教育指導課市民協働部 生涯学習文化課(図書館)

(1) 現状と課題

少子高齢化や国際化、情報化の著しい進行など、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化する中にあって、これらに順応し、夢や希望を持ち、力強く生き抜く創造性豊かな人材の育成が求められており、自ら課題を見つけ主体的に課題解決していこうとする意欲や、自他共にお互いの個性や考えを尊重し、協働して課題解決する力を養う必要があります。

子どもたちが自立し、これからの社会を力強く生き抜くためには、学校が中心となり家庭・保護者との連携を図りながら、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育む教育が必要です。

(2) 基本方針

興味・関心・意欲をもち、主体的に学ぶ子どもを育成するため、学習の基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。また、進んでコミュニケーションを取り、多様な価値観や異なる文化への理解を深め、グローバル社会をたくましく生きる児童生徒を育成するために、小学校から中学校までの9年間(義務教育学校を含む)を見通した英語教育を実施するとともに、創造性豊かな人材の育成を図るため理系教育の推進に取り組みます。

さらに、すべての子どもたちが、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等のあらゆる機会と場所に おいて、読書に親しみ、本が身近にある環境を整えることで、次代を担う子どもたちの成長を支援 します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○保幼小中の連携のあり方を研究し、接続カリキュラムを共有するとともに、小学校(義務教育学校前期課程)低学年の指導に重点を置いて基礎学力の定着を目指します。
- ○英語教育では、教員の指導力の向上、授業改善を図り、児童・生徒の英語による発信力、実践的な英語の活用力の向上を目指し、小学校から中学校までの9年間(義務教育学校を含む)を見通した教育を実施します。
- ○高い専門性を有する長浜バイオ大学の人的・知的資源や施設等を活用し、子どもたちの興味・関心を高めることで、理系教育の充実を図ります。
- ○家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。
- ○新学習指導要領に沿ったICTを活用した学習活動の充実を図ります。
- ○より良い教育環境を提供していくため、義務教育学校の成果を取り入れた系統的・継続的な学習 指導を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
保幼小中連携教育推進事業	幼児期から小学校への学びの連続性を見通した教育課程の研究	
心輝く学校づくり推進事業	「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視点に、各 学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づく りの推進	
英語教育推進事業	小学校から中学校までの9年間(義務教育学校を含む)を見通した英語教育の実施、教員の指導力の向上、児童・生徒の英語活用力を育成	教育指導課
理系人材育成支援事業	長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中学生を対象とした実験講座を実施	
外国人子どもサポート事業	外国人児童生徒の日本語によるコミュニケーション能力と基礎 的・基本的な学力獲得のための巡回指導員の計画的な派遣、支援	
つなごう!子どもと本~けやきっ子 プロジェクト~	学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動支援	生涯学習文化課 (図書館)

	指標項目		現状値	(直近)	目標値		+a \/\ \$m
			年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	就学前教育の充実に関する満足度 (市民満足度調査)	点	30	3	3	4	
2	公教育の充実に関する満足度 (市民満足度調査)	点	30	3	3.5	4	教育指導課
3	市内中学校 (3 年生) における英語検定 3 級以上合格の 割合	%	29	20.9	26	30	教目拍导硃
4	学びの実験講座の内、学校教員が主となって指導する講座の割合	%	30	23.3	35	50	

② 教職員の資質の向上

教育委員会事務局 教育指導課(教育センター)

(1) 現状と課題

県の指定研修との兼ね合いを考慮しながら、教職員が所属校園で充実した研修を行うとともに、 教職員の世代交代が続くことから、若手教員の指導力向上にかかる事業の継続実施が必要です。また、教員マイスター制度については、OJT機能を市内全域に広げた利点を生かし、マイスター教員の選定や研修の持ち方等を見直しながら、研修制度としての充実を図る必要があります。

(2) 基本方針

情報教育や国際教育、環境教育、ボランティア・福祉教育、人権教育、食育、健康教育など、社会のニーズや今日的な課題を踏まえた研修を企画・実施するとともに、教職経験に応じた指導力や課題解決力を向上させる実践的な研修を推進することにより、教員の資質・能力向上に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○若手及び中堅教員を対象として、学校の要望に応じて指導員を派遣するほか、教育委員会が認定 したマイスター教員が、市内の校園からの依頼に応じて、授業・保育等の公開や懇談を行う取組 を通じて、教員の授業力、指導力、学級経営力など、総合的な指導力の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
教職員育成推進事業	市内各校園の若手・中堅教職員の教師力向上のため、小中学校・園からの要望に応じた指導員の派遣、法定研修対象者及び2,3 年次教諭を対象とするマイスター教員の授業等参観と懇談の実施	

指標項目		出任	現状値 (直近)		目標値		+u \/ ≅m
		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	若手・中堅教職員一人あたりの研修受講回数(年間)	口	29	4	3	3	教育指導課 (教育センター)

③ 安全・安心な学校づくり

教育委員会事務局 教育総務課 教育委員会事務局 教育改革推進室 教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

本市では、学校施設の耐震化事業は全て完了したものの、多くの学校施設で経年による老朽化が進行していることから、今後は学校の適正な配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化を目指した細やかな点検整備と改修を行う必要があります。また、生活スタイルの変化に対応するため、トイレの洋式化や多目的トイレの設置、しょうがいのある児童生徒への対応としてバリアフリー化を進める必要があります。

さらに、少子化・人口減少社会により学校の小規模化が急速に進んでおり、地域の実情に応じた 魅力・活力ある学校教育を推進するため、市内全域を対象とした学校の適正配置や小中一貫教育に ついての検討が求められています。

(2) 基本方針

将来を担う子どもたちの教育環境を整え、安全で安心な学校生活が送れるよう、学校施設や設備の環境整備に努めます。整備にあたっては、今後における学校の適正配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化となる改修を行うとともに、生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等のバリアフリー化を進めるなど、誰もが安心して存分に学ぶことができる環境を整えます。また、より安全で質の高い学校給食を提供するため、長浜北部学校給食センター分室を長浜北部学校給食センターへ統合します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○子どもたちの安全・安心を確保するため、計画的に学校施設の長寿命化に取り組みます。
- ○生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等、施設のバリアフリー化を 進めます。
- ○保護者や地域住民との意見交換を十分に行いながら、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校 の適正配置と小中一貫教育の実施に向けた検討を進めます。
- ○質のより高い学校給食を提供するため、長浜北部学校給食センター分室を長浜北部学校給食センターへ統合します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	の名称 取組内容	
小中学校トイレ洋式化整備事業	市内全ての小学校、中学校においてトイレの洋式化、多目的 トイレを設置	
小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎及び義務教育学校のバリアフリー化の ため、エレベータを設置	教育総務課
小中学校施設の長寿命化事業	施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進	
長浜北部学校給食センター分室統合事業	厨房機器等が老朽化した長浜北部学校給食センター分室を 新設された長浜北部学校給食センターへ統合	すこやか教育 推進課

指標項目		出任	現状値 (直近)		目標値		1 0 // ≅⊞
		単位	年度	数値	34 年度	38 年度	担当課
1	小中学校トイレ洋式化整備率	%	27	49.1	90	90	教育総務課
2	小中学校バリアフリー化整備率	%	27	47.1	71.7	81.1	教育秘伤珠

④ 豊かな心の育成

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

少子高齢化、核家族化にともない人間関係の希薄化が危惧されており、学校における道徳教育の 重要性が増してきています。

基本的な生活習慣や、社会生活を送るうえで備えるべき規範意識、生命の尊重、他人への思いやりなど「豊かな心」を培うとともに、法やルールを遵守し、未来への夢や目標を抱き、人と協調しながら自律的に社会生活を送ることができる子どもを育成することが必要となっています。

(2) 基本方針

道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育みます。また、地域の先人の偉業や伝統文化の学習を通して、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。 さらに、「特別の教科」である道徳科の中で、「考え、議論する」道徳の推進を図ります。自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己としての生き方について考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○子どもたちが健やかに育つことができるよう、人権感覚や規範意識を高め、道徳心を養うととも に、体育や食育を通して、健全な心と体づくりを推進します。
- ○授業の中で児童生徒が考えを深めることができるように、道徳科の授業研究を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
	全小中学校及び義務教育学校において、道徳教育全体計画及び年間指導計画の作成と学校独自の道徳教材の活用の向上、道徳の授業研究の推進	

松 描馆日		単位	現状値 (直近)		目標値		+u \/ ∃m
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 小中学校及び義務教育学校における学校独自の道徳教 材の活用率	%	29	84	90	95	教育指導課

⑤ 大学等との連携の推進

総合政策部 総合政策課

(1) 現状と課題

少子高齢化の急速な進展など社会の大きな変化を迎え、地域コミュニティや地域の絆の希薄化が 懸念される中、地域の課題解決や活性化を図っていくためには、大学を地域の貴重な資源の一つと して捉え、相互の連携・協力を推進していく必要があります。これまでから本市では、大学が有す る知的資源を活用し、教育・文化・スポーツの振興を図るとともに、様々な分野で連携し、課題の 解決を図るとともに地域の魅力を高めてきましたが、今後は、より多様な取組を連携して行うこと が求められています。

市内には、長浜バイオ大学と滋賀文教短期大学の2校が立地していますが、交通アクセスの良さから両校ともに市外からの通学者が多く、学生が市街地で活発に活動する機会が少ないことから、学生による地域でのイベントの企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・NPOなどの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

(2) 基本方針

大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を地域の貴重な財産と捉え、市民の生涯学習機会の創出や市内企業の産業振興、地域の活性化と魅力あるまちづくりに活かされるよう、大学との連携・協力を推進します。

また、学生による地域との交流や多様な活動への参画を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○課題解決型から踏み出し、課題提起型の大学連携に取り組みます。
- ○若い学生が持つ柔軟な発想をまちづくりに生かす仕組みづくりに取り組みます。
- ○市内の大学等を卒業する学生の市内での就職・定住を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
大学連携推進事業	包括協定、事業協定、大学間ネットワーク活用による政策の推進	総合政策課

指標項目		現状値(直近)		目標値		担当課
拍憬垻目	単位	年度	数值	34 年度	38 年度	143株
1 大学との連携事業の総数	件	29	34	35	35	総合政策課

1.4相談体制の充実

① 相談体制の充実

教育委員会事務局 教育指導課教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

高度情報化、少子高齢化、人口減少、核家族の進行など、現代社会の大きな変容の中、学校教育においても児童生徒の抱える課題が多様化し、心に不安を抱えた子どもたちや保護者の悩みも多様化、深刻化する傾向がみられます。このため、早期からの教育相談の実施や多様な人材の参画による教育支援の充実が求められています。

各幼稚園、保育所及び認定こども園においては、専属の子育で専門相談員を配置し、日々の子育でに関する相談に応じられる体制を整備しています。しかしながら、保護者へのアンケート結果からは子育で相談の機会を求める要求は大きいものの、実際の相談件数には反映されず、相談活動への理解や利用に対する地域的な差が見受けられます。また、子育で相談活動の充実に欠かせない子育でサポーターの確保が課題となっています。

(2) 基本方針

児童生徒の発達段階や発達課題及び家庭環境等に応じた、きめ細やかな教育相談活動及び多様な専門家の支援による相談体制づくりに取り組みます。また、スクールカウンセラーなどの専門家や関係機関との連携を図ることにより、多様化する悩みに対応し、児童生徒の自尊感情を高め、学校や社会への適応が進められるよう取り組みます。

さらに、子育てに関して不安や悩みをもつ保護者への相談に応じることで、保護者の子育てへの 自信や喜びにつながるよう支援するとともに、そのもとに育つ子どもの健やかな成長や健全な発達 を推進します。

- ○子どもたちが抱える課題の低年齢化等に早期に対応するため、各校園が連携することにより、教育相談体制の充実を図ります。
- ○保護者の子育で不安の要因を探り、ニーズに対応できる体制を構築するほか、未就園児の保護者 に対する子育で支援と子育で不安を解消するための支援活動を充実します。

事業の名称	取組内容	担当課
特別支援教育推進事業	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援	
生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不適応の改善を目指したスクールソーシャルワー カーの配置	
青少年相談指導事業	青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み及び青少年の問題行動等で困っている保護者への相談活動を実施	教育指導課
青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施	
教育センター運営事業	不登校や発達障害などで学校生活に不適応をおこしている児童 生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・ 社会復帰に向けた適応指導教室の実施	
子育で相談事業	幼稚園、保育所及び認定こども園への子育て専門相談員配置による子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能の充実	幼児課
就学前教育推進事業	園における子育て支援体制の充実を図るため、子育てサポーターの養成、園とサポーターが協力した親子と園児との交流の場や子育て相談の実施、親育てや子育て支援に関する講演会等の実施	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+a \/\ \$m
		甲位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	学校における巡回相談校 (年間)	校	29	24	27	28	
2	小学校における不登校在籍率	%	29	0.42	0.40	0.39	教育指導課
3	中学校における不登校在籍率	%	29	2.34	2.32	2.31	
4	新規相談件数の増加数 (年度別)	口	29	83	150	150	幼児課

② 質の高い就学前教育の推進

教育委員会事務局 幼児課 教育委員会事務局 教育指導課 教育委員会事務局 教育総務課

(1) 現状と課題

小学校(義務教育学校)に入学したばかりの子どもの中には、学校生活において不安定になったり上手くなじめなかったりする「小1プロブレム」が問題となっています。このことから、幼児期と児童期の教育をスムーズにつなぎ、一貫した流れのなかで一人ひとりの子どもの「生きる力」を育む必要があります。

就学前教育においては、就学までに育てたい姿を示した「長浜市就学前教育カリキュラム」に則った質の高い保育を実践することはもとより、地域の実態や特徴を生かした特色ある保育を実践することが求められています。

また、全ての施設において耐震化は完了したことから、今後は細やかな点検と整備を行い、長寿 命化を図る必要があります。

(2) 基本方針

就学前における教育は、生涯にわたる人格の基礎を培ううえで大変重要であることから、生きる力の基礎となる「まなびの力」「かかわりの力」「からだの力」の育成に努めます。特に、長浜市就学前教育カリキュラムに則った保育実践を進めることにより、発達や学びの連続性を踏まえた質の高い就学前教育を推進します。

また、子どもたちの一層の安全・安心を確保するため、計画的に施設の長寿命化に取り組みます。

- ○地域性を生かした体験を通して学ぶ教育・保育の充実、学習意欲や活動意欲の基礎となる運動遊びの充実、学びに向かう姿勢や態度の育成に努めます。
- ○モデル校を指定して保幼小の連携及び小中の連携のあり方を研究し、幼児期の学びの芽生えから 小学校の自発的な学びへの連続性を見通した教育課程の研究を進め、今後の学校教育に活用しま す。

事業の名称	取組内容	担当課
保幼小中連携教育推進事業	幼児期から小学校への学びの連続性を見通した教育課程の研究 と活用	教育指導課
就学前教育推進事業	全職員への長浜市就学前教育カリキュラムに基づく保育の推進、 運動あそびプログラムの実施	幼児課
就学前施設の長寿命化事業	長寿命化を目指した点検・整備等を実施	教育総務課

	指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ 小 ∌⊞
			平位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	就学前教育の充実に関する満足度	(市民満足度調査)	点	30	3	3	4	教育指導課 幼児課

2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり

- 2.1生涯学習の推進
- ① 生涯学習の推進

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

本市では、生涯学習を「市民が、家庭や学校、地域社会において、生涯を通じて自発的な意志に 基づいて学び、その成果を生活や仕事等に活かすとともに、社会的課題の解決に向けて活動を行う もの」と定義しています。

少子高齢化や情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会を求める市民のニーズが高まっており、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が切れ目なく、体系的に学ぶことができる生涯学習機会の充実が求められています。そのため、本市では、地域資源を活かし、様々な体験活動を通じて子どもたちの「生きる力」を育む「ジュニア長浜学」や高校生が地域の産業や歴史について学習することで、今後の地域活性化に貢献できる市民の育成をめざす「長浜人に学ぼう!!」事業、さらには地域の高校や大学、企業、団体等と連携した学習活動を展開する「長浜学びのカレッジ」を実施しています。

今後は、市民が自ら学んだ成果を地域の活動に生かすことができる仕組みづくりや、地域における生涯学習を支える担い手を育成する必要があります。さらに、各地域の生涯学習の拠点となる施設のより有効な活用が求められています。

(2) 基本方針

市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果が、まちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。そのため、生涯学習の普及・啓発に努めるとともに、あらゆる世代が体系的に学ぶことができるよう学習メニューの充実を図り、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。また、地域資源の活用や地域の人材や各種団体と連携した体験活動・学習プログラムを実施し、地域の生涯学習を支える人材の養成に努めるとともに、地域における生涯学習の活動拠点を活用した事業の充実を図ります。

- ○子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の誰もが切れ目なく体系的に学ぶことができるよう、生涯学習体制の構築と、地域の特性を生かし市民ニーズに応じた生涯学習機会の提供を行います。
- ○生涯学習の拠点施設となる施設を有効に活用した事業を進めます。

事業の名称 取組内容			
生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の個別事業を実施		
地域課題に応じた生涯学習事業	地域の課題に応じた生涯学習事業の展開		
生きる力育成推進事業 (ジュニア長浜学)	市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成を図る	生涯学習文化課	
「長浜人に学ぼう!!」事業	市内の高校生を対象に、地域の産業や歴史を学ぶことで、今後地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざす		
生涯学習推進事業	地域の高校や大学、企業や団体と連携した各種講座やフィールド		
(長浜学びのカレッジ)	ワーク等の学習機会の提供		

	化 插话日		現状値 (直近)		目標値		+u \/ ≥m	
指標項目		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	長浜学びのカレッジの参加者のべ数	人	29	200	220	250		
2	ジュニア長浜学の参加者のべ数	人	29	120	180	200	生涯学習文化課	
3	未来に輝く長浜人育成事業参加校数	校			5	5		

② 図書館サービスの向上

市民協働部 生涯学習文化課(図書館)

(1) 現状と課題

本市では、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館を目指し、サービスの充実に取り組み、市内の6つの図書館と北部3図書室を、中央図書館を要とした図書館体制とし、図書館サービスを市内全域に届けられるよう整備しています。

一人でも多くの人に図書館を利用してもらえるよう、様々な取組を推進していますが、図書館を利用する市民の割合は未だ2割に及びません。未利用者の利用の促進や、各世代に応じた資料の提供、様々な事情により来館が困難な人やしょうがいのある人、子育て世代、高齢者、外国語を母語とする人に対する合理的配慮ができること、また、情報化時代への対応を図り、多様な読書・学習・課題解決のニーズに応えていくことで、図書館の利用機会の拡大を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

市民が自ら学ぶ生涯学習拠点として資料と情報の充実を図り、誰もが利用しやすいようにサービスを向上させるとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所とします。ひとり一人が学んで得た知識や技能が、自己実現のみならず、成果を発表することでより深くなり、人と人のつながりが生まれることで地域コミュニティの活性化を図り、市民とともに成長する「地域と人がつながる知の拠点」を目指します。

また、図書館は生涯学習の拠点として、資料と専門職員の充実を図り、市民の読書や学習、研究等の多様で高度な要求に応えます。

さらに、市内の図書館を統括する中央図書館を要とした効果的で効率的な図書館システムを確立 し、より質の高い図書館サービスを市内全域に届けるための仕組みづくりを進めます。

- ○中央図書館と他の図書館の機能・役割を明確にし、ネットワーク化を進めることにより市全域で のサービス向上を図ります。
- ○市民が暮らしのなかで得た知識や経験を多様な新しい活動につなげられる場として、市民ととも につくる図書館をめざします。
- ○園・学校との連携を進めるとともに、関係機関や団体とも協力しながら、子どもの読書環境の充 実を図ります。

事業の名称	取組内容	担当課
図書館管理運営事業	中央図書館を要とする市内図書館の体制整備、市民の多様な資料 要求に答えることができる図書館資料の充実とレファレンス機 能の強化	
つなごう!子どもと本 〜けやきっ子プロジェクト〜	学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動の支援、赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供	生涯学習文化課 (図書館)
図書館しょうがい者サービス事業	郵送貸出、LLブックコーナーの設置、音訳ボランティアの協力 による対面朗読や録音資料の製作等、図書館の利用に障害がある 人への資料提供	

指標項目		単位	現状	:値(直近)	目標	担当課	
	14 保持日		年度	数值	34 年度	38 年度	1旦目味
1	1年間に図書館を利用した市民の割合	%	29	14	25	25	生涯学習
2	個人貸出冊数	₩	29	914,530	1,300,000	1,300,000	文化課 (図書館)

2.2文化芸術・スポーツの振興

① 文化・芸術の創造と振興

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

文化芸術の創造と振興は、地方創生の大きな柱として、まちのアイデンティティを形成し、さらなる魅力を発信するうえで大変重要です。

地域の文化芸術の担い手が求められている中、今後は、子どもや若者を対象とした取り組みに力を入れ、次代の文化の担い手を育成するとともに、文化芸術や伝統行事、町並み、歴史等を地域の文化資産として位置づけ、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 基本方針

個性が輝き、創造性あふれる人づくりのため、優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、 創作や発表など市民の文化芸術活動を支援します。

また、地域固有の伝統文化を継承するとともに、各文化芸術団体の支援や、高等教育機関等との 連携など、多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくりを進めます。

文化財や多様な地域の伝統行事など文化資産を幅広く活用するとともに、長浜の新たな文化を創造し、積極的に発信していくことで、魅力あるまちづくりを進めます。

- ○次代の文化を担う子どもの育成のため、子どもの創造性を高める取組や、地域における子どもの 文化芸術の体験や発表の機会を充実します。
- ○文化芸術を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、伝統文化・文化芸術を支える人材・団体 の育成や地域に根ざした文化芸術活動の拠点づくりを進めます。
- ○新たな長浜の文化芸術の創造を図るため、若者による新たな文化芸術活動への積極的な支援を行います。

政策2 教育・文化 2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称 取組内容		担当課
文化芸術振興事業	幅広い年齢層の市民に文化芸術に親しんでもらうため、長浜文化芸術会館、浅井文化ホールにおいて質の高い音楽、舞台芸術、伝統芸能等の鑑賞や参加体験ができる機会の提供	
次代の文化を担う子どもの育成事業	小学生、中学生等を対象とした学校や文化ホールでの文化芸術体 験や専門指導の実施	生涯学習文化課
若者による新たな文化芸術創造事業	魅力あるまちづくりを進めるため、文化芸術を担うユース層の育成や新たな市の文化的魅力の開発及び若者への発信	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
		中亚	年度	数值	34 年度	38 年度	1旦 味
1	文化ホール事業入場者数	人	29	4,353	5,500	6,000	
2	小学生・中学生を対象とした文化芸術体験事業の 実施回数 (アウトリーチ込)	口	29	12	35	40	生涯学習文化課

② スポーツ活動の推進

市民協働部 スポーツ振興課

(1) 現状と課題

市民のスポーツや運動への関心が高まっており、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツや運動を楽しむことができる、豊かな環境を整えていく必要があります。

また、これからはスポーツを「する」だけでなく、「観る」(プロスポーツの観戦等)、「支える(育てる)」(指導者やボランティアの育成等)ことも重要な要素として捉え、また、市民のライフステージやライフスタイルに応じた、様々なスポーツ振興策を展開していく必要があります。

(2) 基本方針

スポーツには、人やまちを元気にし、心を豊かにする力があります。また、人と人の交流を促し、地域の一体感や活力を生み、さらなる魅力あるまちづくりにつなげる力があります。平成 32 年 (2020 年) 東京オリンピック・パラリンピック、平成 33 年 (2021 年) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、平成 36 年 (2024 年) 滋賀国スポ (第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会)等を文化スポーツ振興の絶好の機会として捉え、子どもからお年寄りまで、すべての市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心も体も健康に過ごせる、活気に満ちたまちづくりを推進します。

- ○市民のニーズを取り入れながら、国スポ会場及び地域のスポーツ拠点となる総合体育館等の施設 整備を進めます。
- ○次代を担う子どもや若者、指導者等の育成を進めるとともに、地域スポーツの中核となる総合型 地域スポーツクラブの育成及び組織強化を進めます。
- ○豊かな大自然を最大限に活かし、アウトドアスポーツを活用した新たな地域振興策を進めます。

事業の名称	取組内容	担当課
(仮称) 北部地域総合体育館整備事業	平成36年(2024) 開催の滋賀国スポにおける柔道競技会場及び地域スポーツ振興の新たな拠点となる(仮称)北部地域総合体育館の整備	
スポーツ夢チャレンジ事業	スポーツを通じて子ども達の生きる力を育み、夢や希望を 抱くことができる取組を実施	スポーツ振興課
長浜市アウトドアフィールド構想の推進	本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツによる「スポーツツーリズム」を構築し、スポーツを活かした新しい地域振興を推進	

指標項目		単位	現状値	直(直近)	目標値		担当課	
		中亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当硃	
1	(仮称) 北部地域総合体育館の利用者数	人	29	18,956	25,000	30,000		
2	幼少年期スポーツ教室等参加者数	人	29	2,041	2,200	2,500	スポーツ振興課	
3	週1回以上のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	30	40	60	65		

2.3意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり

① 青少年の地域活動参加の促進

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

青少年期は、大人への準備期間として人格の基礎を築くとともに、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、将来における自らの人生について考える重要な時期です。しかしながら近年、青少年を取り巻く状況は、いじめやひきこもり、不登校、スマートフォン等を用いた SNS 等への過度な依存など、問題の潜在化・深刻化が懸念されており、指導及び自立支援の体制を強化するなど、早急な対応が求められています。また、地域活動に対する若年層の参加や関心が低下しつつあり、青少年のニーズにあったイベントを企画・実施するなど、青少年が参加しやすい環境づくりが課題となっています。

(2) 基本方針

青少年の健全育成を図るためには、家庭をはじめとして学校や職場、地域社会、行政がそれぞれの立場から責任を自覚し、互いに協力しながら、社会総ぐるみで青少年にとって必要な環境づくりを進めることが必要です。

青少年健全育成の重要性を踏まえ、学習、ボランティア、スポーツ、文化などの活動への青少年の参画を促進するため、青少年のニーズに合った企画を行うとともに、青少年団体の育成・支援や研修会などを通じた指導者の育成やリーダー養成に努めます。

- ○将来の地域づくりを担う地域リーダーを養成するための段階的な体験活動プログラムを開発するとともに、地域の施設や人材などを活用した体験機会の創出を通じて、青少年の自尊感情や郷土愛の醸成を図ります。
- ○異年齢の子どもたちが共同生活することにより、社会のなかで自己を律しながら生きる力(責任 感・協調性・他人を思いやる力・規範意識・我慢する力など)を育むことができる通学合宿事業 を推進します。

政策2 教育・文化 2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生きる力育成推進事業	市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や 社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛を醸成	
通学合宿事業	地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした 共同生活を送ることで、生活する技能や自立心を高める「通学合 宿」を実施	生涯学習文化課

化福花口		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ /V ≅⊞
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
]	通学合宿実施地区数	区	29	9	10	11	生涯学習文化課

政策 3 健康・福祉 ~いきいきと温かく生きる~

地域に暮らす全ての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、健康づくり・予防医療の取組や、地域のなかで支え合う医療・福祉体制の充実を図ります。また、地域の輪のなかで、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して育てることができ、高齢者世代が知識・経験を生かしていきいきと活動できる環境づくりに向けて、家庭や地域と一体となった取組を進めます。

1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり

- 1.1家庭や地域が連携した子育で体制づくり
- ① 子どもの見守り活動の充実

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

登下校時に子どもたちが痛ましい事件や事故に巻き込まれ、負傷したり命を落としたりといった事例が多発しているなかで、本市においてはそのような事件事故に子どもたちが遭遇しないよう、登下校時の安全確保を図るべく、スクールガードの登録を促進しています。小学校(義務教育学校前期課程)ごとのスクールガードの登録率を児童数に対して 25%確保もしくは通学路ごとの危険箇所に必要な人員の充足率 100%の登録を目標にしていますが、学校や年度により格差が生じ、さらにスクールガードの高齢化や担い手不足により登録率を確保することが難しいのが現状です。しかしながらスクールガードの活動内容の充実や資質の向上が求められており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制をさらに推進していく必要があります。

(2) 基本方針

日常生活のなかで、子どもたちが犯罪や事故などに巻き込まれることなくのびのびと育つことが できるためには、親だけではなく、地域での取組が大切です。

学校・家庭・地域等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めるため、スクールガードの活動支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○登下校等の見守り体制の向上を図るため、スクールガード登録者を増やします。
- ○活動用具の支援やボランティア保険の加入により、活動の充実につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スク ールガード活動支援用具の整備及びボランティア保険の加入	すこやか 教育推進課

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値		担当課	
		早 业	年度	数值	34 年度	38 年度	担目硃	
1	スクールガードの登録率 25%以上確保または通学路ご とに必要な人員の充足率 100%の小学校(義務教育学校 含む)の割合	%	30	92	95	95	すこやか 教育推進課	

② 子育て支援ネットワークの整備

健康福祉部 子育て支援課 市民協働部 生涯学習文化課 市民協働部 生涯学習文化課(図書館) 教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

地域における人間関係やネットワークの希薄化、核家族化における教育力の低下により、子育てに関して悩みや疑問を気軽に相談することができない保護者の増加や、他者とかかわりがもちにくい子どもの増加が見られます。

また、地域ぐるみでの子育て支援を行う仕組みの構築が求められる中、子育てを支援する人材を 確保するため、子育てサポーター等を養成し、地域や園などで活躍の場を広げていくことが必要で す。

(2) 基本方針

子どもは、本市にとって未来を築き社会を担う"宝"であり、子どもたちが自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できることが重要です。その実現のために、子育ての基盤は家庭であり、子どもの教育は第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながら、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域、さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

このため、保護者を対象とした子育で等に関する相談援助の実施や子育で情報の提供のほか、地域ぐるみの子育でを行うために、子育で支援人材の育成や交流の場の提供等を行います。

- ○地域ぐるみでの子育てを支援するために、子育て支援人材を発掘・養成します。
- ○地域の人々とのふれあい、様々な感動を体験することは、子どもの成長にも、地域づくりにとっても必要であることから、子どもや親、地域の人々との交流の場を提供し、交流を促進します。

事業の名称	取組内容	担当課
地域子育て支援センター運営事業	地域の子育で家庭に対する育児支援を行うため地域子育で支援センターを運営し、子育で等に関する相談や子育で世帯の交流の場の提供・交流の促進、子育で中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施	子育て支援課
子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育 て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として 迎え、子育てサポーター養成講座を開催	生涯学習文化課
つなごう!子どもと本 〜けやきっ子プロジェクト〜	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供	生涯学習文化課 (図書館)
就学前教育推進事業	保護者の子育で活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援。加えて、幼稚園等の施設開放により「空間」、「機会」を提供	幼児課

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
	有條項目 	甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担目硃
1	子育てサポーター養成講座修了者数	人	29	23	25	25	生涯学習文化課
2	地域との交流活動を行う園数	園	29	20	20	20	幼児課
3	子育て拠点事業実施数	ヶ所	30	8	8	8	子育て支援課

③ 子どもの虐待を防ぐ地域づくり

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

子どもの虐待については、子どもの生命、心身の発達、そして人格の形成に重大な影響を及ぼす 非常に深刻な問題です。近年、児童虐待・養護相談件数は増加傾向にありますが、その背景には「児 童福祉法」や「児童虐待防止法」の改正や啓発による児童虐待への意識の高まりや定義の拡大によ る潜在ケースの顕在化とともに、家族の社会的孤立、貧困層の拡大、不安定な親の増加、複雑な家 族の増加などが大きな要因と考えれれます。

子どもの虐待防止にあたっては、虐待発生の予防から早期発見・早期対応と継続的な支援まで地域の関係機関が相互に連携して対応していくことが不可欠です。

(2) 基本方針

全ての児童が健全に育成されるよう、長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会(要対協)を中心に長浜市の子どもを守るネットワーク体制による関係機関の連携を図ります。

また、児童虐待の防止に向け、①児童虐待の発生予防、②早期発見・早期対応、③子どもの保護・ 支援、保護者支援に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○児童虐待に関する相談について、専門性が高く、より質の高い相談体制を整備します。
- ○子ども家庭相談センター(児童相談所)、警察署、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関 等関係機関との連携を強化し、複雑かつ多様化する相談・支援に対応します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども虐待防止支援事業	関係機関と連携した虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、 教育や子育てに関わる関係者を対象とした研修会の実施、 要保護児童対策を推進するための啓発活動の実施	
養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要な家庭・保護者に対し、訪問によ る適切な育児相談や支援等の実施	子育て支援課
在宅育児者支援事業	育児不安による乳幼児に対する「虐待」を未然に防止する ことを目的に、生後6か月から1歳6か月の子どもの保護 者に対し無料の保育所一時預かり券を交付	

1.00年1.12日		単位	現状値 (直近)		目標値		1 □ // ≅⊞
	指標項目		年度	数値	34 年度	38 年度	担当課
1	虐待相談件数(過去からの継続指導件数含む)	件	29	431	400	400	子育て支援課

④ 子育て環境の充実

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

近年、核家族化の伸展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、子育ての不安を解消し、子育ての楽しさを実感できるよう、子育て支援サービスの充 実や、子育て相談体制の整備など様々な取組を進めてきました。

今後についても、すべての家庭が安心して子育てができるよう、行政だけでなく、地域全体で取り組んでいく必要があります。特に最近では放課後児童クラブへのニーズが顕著であり、待機児童の解消に向けた取組を進めることが必要です。

(2) 基本方針

子どもが健やかに育つために、子・保護者・地域のみんながつながり、あらゆる取組を通じて、 保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていき ます。

また、共働き家庭の増加により仕事と子育ての両立を支援する必要があることから、児童が安心 して過ごせる居場所づくりや、ひとり親家庭への支援、子育て相談の実施など、すべての子育て世 代が安心して子育てできる環境整備を図ります。

- ○妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制及び 親子が過ごせる居場所や子どもの居場所の充実を図ります。
- ○小規模放課後児童クラブや放課後児童クラブの民間委託を進め、待機児童の解消を図ります。
- ○市内のあらゆる施設が子育てにやさしい施設となるよう、まち全体で子育てを応援する機運を高めていきます。

事業の名称	取組内容	担当課
放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校(義務教育学校前期課程)の児童を対象に、放課後や小学校(義務教育学校前期課程)の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	子育で支援課
子ども・子育て支援事業	子育て応援アプリやサイト・子育て応援ナビによる子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施、子育て応援フェスタの開催	丁月(又抜味

指標項目		単位	現状値(直 近)		目標値		担当課	
			年度	数值	34 年度	38 年度		
1	放課後児童クラブの開設数	ヶ所	30	30	45	49	フ玄イ士極調	
<u>2</u>	子育て応援アプリ ながまるキッズ!のインストール数	件	30	1,500	2,500	3,000	子育て支援課	

1.2子どもが健やかに育つ場づくり

① 子どもの遊び・体験機会づくり

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

公共施設を活用し、地域の人たちの参画を得ながら、スポーツ・文化・自然体験活動や学習支援を行い、子どもたちが心豊かでたくましく育つことができる環境づくりを行っています。しかし、参加者を確保するために、「地域の子どもたちの生きる力を育む」という本来の趣旨に合致しない、子どもが楽しむだけの活動が多くなっています。

(2) 基本方針

子どもたちを取り巻く環境は変化を続けており、子どもたちが健やかに育つ環境をつくるため、 学校と家庭と地域住民が協力し、地域の特色を生かした体験的活動や学習支援の提供など、工夫を 凝らして地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域における大人と子どもの交流機会を増やし、子どもを育む地域の支援体制の形成を促すため、 体験活動や学習支援の継続的な提供を進め、これらに携わる地域の協力者を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども体験活動充実事業	地域住民の協力を得ることで、子どもたちが健やかに成長 できる地域環境を形成するだけでなく、地域住民が自らの 技術や知識を発揮できる場を創出	

松無否口		単位	現状値 (直近)		目標値		1 □ // ≅⊞	
	指標項目	中心	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	子ども学び座参加者数	人	29	6,100	5,560	5,700	化证券图本小 調	
2	子ども学び座のボランティア数	人	29	467	550	560	生涯学習文化課	

② 保育機能の充実

教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働など、勤務形態も多様化しています。

これまでから、保育所等の整備や保育サービスの充実を図ってきましたが、こうした背景を反映 し、年々、保育所や認定こども園長時部への入所希望が増加し、入所できない待機児童が発生して いることから、早急な対応が必要です。

(2) 基本方針

社会情勢や子育てに対する意識の変化等によって、保育に対するニーズが多様化している中、全ての就学前の子どもに、その発達や家庭状況に応じた教育・保育を提供するため、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭に必要かつ良質なサービスの提供及び教育の充実に向けて、地域ごとの特性に応じた園施設の適正配置を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○保育ニーズへの対応や、民間ならではの特色ある多様な就学前教育・保育サービスの提供を進めるため、民間の事業者を支援し、特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の整備等による定員の増加を図るとともに、就学前教育や保育に従事する人材を確保し、待機児童の解消を進めます。
- ○就学前教育・保育においては集団生活の中で協調性や道徳性、規範意識などを育むことが重要であることから、どの園においても一定規模の集団が確保できるよう努めます。
- ○<u>家庭における保育が困難となる児童に対し、一定期間の預かり保育を実施するなど、子育て家庭</u> の保育支援を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称 取組内容				
児童福祉施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対しての支援			
保育所運営支援事業 認定こども園運営支援事業	民間保育所、認定こども園における保育内容、職員体制の 充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実す るため、民間保育所、認定こども園が行う事業への支援	幼児課		
認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、認可外保育所が行う事業への支援			

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+¤ /\/ ≅⊞
	拍憬惧日		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 待機児童数	人	30	15	0	0	幼児課

③ 結婚支援の推進

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、これまでから農業後継者対策の一環として、地域ごとに結婚相談員を委嘱し、定期的に結婚相談所を開設するなどして結婚支援に取り組んできました。近年では、農村部に限らず全国的に晩婚化・未婚化の傾向が進行しており、少子化や過疎化による地域力の低下が懸念されています。

(2) 基本方針

少子化対策及び地域力の向上を図るため、結婚を希望する市民に対し男女の出会いの機会を創出するなど結婚への支援を充実させます。

(3) 重点的に取り組む視点

○少子化対策や地域力の向上を図るために、市をあげて結婚〜出産〜子育てと切れ目ない支援を行うなかで、その出発点となる『結婚』を望む人たちへの支援施策を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、 本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に 関する情報提供及び支援の実施	社会福祉課
1 約76 支撑注動抽助事,辛	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援 するため、運営する団体等に対する補助金の交付	

化価項口		単位	現状値 (直近)		目標値		1 0 // ≅⊞	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
]	1 結婚相談会開催回数	口	30	96	96	96	社会福祉課	

1.3子育てに関する経済的支援の充実

① 母子保健・医療サービスの充実

健康福祉部 健康推進課 市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

晩婚化や第1子の出産年齢の上昇、核家族化、地域における妊産婦やその家族を支える力が低下しつつあることから、妊産婦の不安や負担が増えてきています。また、新生児訪問における質問票から、産後の育児など何らかの不安を感じている母親がたくさんいることがわかります。このため、妊娠期から出産・育児までの不安や育児負担に対する支援体制を強化するとともに、乳幼児健診の受診を推進することにより、疾病等の早期発見に加え、子育て支援、虐待予防の体制を強化する必要があります。

社会全体で子どもを育てるために、子育てにかかる費用負担を子どもの家庭のみが担うのではなく、子どもにかかる費用は未来のための先行投資と考えていくことが重要です。しかし、限られた予算のなかで、子どもにかかる費用のどの分野を充実させていくのか、出来るだけ偏りのないバランスの取れた施策を考える必要があります。

(2) 基本方針

妊産婦の不安や育児負担を軽減するため、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援を充実し、 安心して子育てができる体制を確保します。また、乳幼児健診等で乳児の健やかな成長発達を支援 します。

子育て家庭の経済的支援として、就学前児童を対象とした乳幼児福祉医療費の助成を引き続き実施するとともに、義務教育中の入院費を助成します。

- ○子育てに不安を感じている母親に早期から相談支援を開始するほか、サロン等での相談支援や保護者交流を実施します。また、産後に心身の不調又は育児不安等がある人に対して、日帰り及び宿泊で相談支援を実施します。さらに、乳幼児健診の受診を推進します。
- ○病気にかかった子どもの医療費を助成することも必要である一方、健康な子どもを育てることも 必要であるため、母子保健事業と医療費助成を並行して進めます。

事業の名称	取組内容	担当課
母子保健事業	不妊不育治療にかかる費用の助成や母子健康手帳・父子手 帖の交付、妊婦健診や乳幼児健診、乳幼児相談、発達相談 の実施	健康推進課
妊娠・出産包括支援事業	妊娠相談や支援、ハッピー子育て事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業 (日帰り型・宿泊型・訪問型) の実施	
福祉医療費助成事業	就学前までの子どもに対する保険適用時の医療費自己負担 額の助成	但於医療部
子ども医療費助成事業	就学後、義務教育終了までの子どもに対する入院医療費の 助成	保険医療課

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		4a 1/2 ∋m
	有樣與自 	甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	3歳8か月健診受診率	%	29	97.0	95 以上	95 以上	健康推進課
2	ハッピーチケット利用率	%	29	40.5	45	50	

② 子育てにかかる経済的負担の軽減

教育委員会事務局 すこやか教育推進課 教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

人口減少が進むなかで、人口減少に歯止めをかけ、人口の自然増・社会増に繋がる施策を体系的に進めていく必要があります。特に、山間部のみならず都市部においても進行する少子化への対策は喫緊の課題であり、子育てにかかる経済的負担の軽減を進めることで、保護者が安心して子育てができる環境を整えるための施策が求められています。

さらに市民全体で子育てを支援できる環境を整え、若者世代に、安心して子育てができるまちと して選ばれ、定住化を促進できるよう図っていく必要があります。

(2) 基本方針

子育てにかかる経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整備し、少子化対 策の推進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○小学校(義務教育学校前期課程)の学校給食費を全面的に支援することで、子どもたちのすこや かな成長を市民全体で支えます。
- ○多子世帯の幼稚園・保育所保育料負担を大幅に軽減することで、深刻な少子化や人口減少に歯止めをかけます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民で支える小学校給食費補助事業	小学校(義務教育学校前期課程)に在籍する児童の保護者で、本市に住所を有する者に対して、小学校(義務教育学校前期課程)の学校給食費の保護者負担を補助することで、保護者の経済的負担の軽減・子育て世代の定住化を促進	すこやか教育 推進課
多子世帯への保育料軽減事業	年齢及び所得に関係なく、多子世帯の幼稚園・保育所保育料を軽減(第2子児童半額、第3子以降無償)	幼児課

指標項目		洪 (宁	現状値 (直近)		目標値		+□ 八7 ≅田
		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	市の子育てにかかる経済的負担の軽減策に対する市民 の評価(満足度) (市民満足度調査)	点	30	3.43	3.5	3.7	すこやか教育 推進課 幼児課

2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり

- 2.1高齢者が健やかに暮らせるまちづくり
- ① 高齢者の社会参加の促進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、自治会等の小地域を単位として老人クラブが組織され、また連合組織としては「長浜市老人クラブ連合会」が結成されています。近年は、老人クラブ会員の高齢化、役員のなり手がない、活動のマンネリ化といった課題のなかで、老人クラブ数や会員数が減少しています。

また、高齢者の社会参加が介護予防につながることから、市民や地域の様々な団体・事業者とともに、高齢者が活躍できる環境の充実や高齢者を支える担い手の育成を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で多様な価値観を持ちながら生きがいのある生活が続けられるよう、 高齢者の社会参加を促進します。

- ○地域の特性に応じて、過度な負担なく、持続的・発展的に高齢者の社会参加に向けた活動が実施 していけるよう、老人クラブの活動支援のあり方について検討するとともに、介護保険制度の地 域支援事業等を活用し、様々な形で、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。
- ○地域サロンなどの住民主体型活動や老人クラブの多様な社会活動を活性化するとともに、専門職の知識や技術を活用した高齢者の居場所づくりに地域と一体となって取り組みます。

事業の名称	取組内容	担当課
老人クラブ活動補助事業	老人クラブの活動に要する経費に対する、年間を通じてクラブ活動を支援するための補助	
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防通所活動支援事業)	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げ や活動の充実、運営支援の補助	高齢福祉介護課
高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点(よりあいどころ)で実施する、 高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりへの整備、運営補助	

	松福 馆日		現状値 (直近)		目標値		+□ 小 ∌⊞
指標項目		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	市補助老人クラブ活動団体数	団体	30	190	201	201	高齢福祉介護課
2	地域介護予防通所活動運営補助金交付団体数	団体	30	55	67	79	同即佃仙川 谩味

② 高齢者サービス供給体制の整備

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

高齢化の進展に伴い市内各地域では、生活不安の高まりや社会適応力の減退といった状況がみられ、在宅生活を継続するうえで必要となる生活支援・介護支援が求められています。

本市では、「第7期ゴールドプランながはま 21 (平成 30~32 年)」を策定し、計画に基づいた「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「地域支援事業」の充実を図っています。

(2) 基本方針

高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、サービスの 提供状況や施設の整備状況・利用状況などの地域の特性を把握検証するとともに、必要な場所に必 要なサービスを提供することを目指した取組を進めます。

予想される要介護認定者の増加に対応していくため、介護予防や自立支援、自立的生活が社会的 に困難な人への支援などの充実を図っていきます。

- ○住み慣れた自宅で暮らせるよう、引き続き居宅サービスの量の確保と質の向上に努めるとともに、 居宅介護(予防)サービス計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連 絡調整などの支援を行います。
- ○日常生活圏域ごとの施設整備状況や利用状況を検証し、必要な場所に必要なサービスを提供します。
- ○生活困窮で在宅生活が難しい高齢者や、被虐待者など複雑な課題を抱えた高齢者の生活の場の確保を図ります。

事業の名称	取組内容	担当課
高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を 実施	
高齢者地域生活支援事業 (見守り配食サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯 への、1日1回週5日を限度とする昼食又は夕食の宅配の際に 見守りを実施	
高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生 活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊 時の体調の調整や生活習慣の指導	
高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)	在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機 敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対す る、緊急通報装置の貸与	
高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成	高齢福祉介護課
高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの 高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、 火災警報器、電磁調理器)を給付	
高齢者地域生活支援事業 (理美容サービス事業)	在宅生活での保潔のため、居宅においての理美容サービス(年 2回)	
高齢者施設入所措置事業 (養護老人ホーム入所措置)	環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な高齢 者を養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により 入所手続を実施	
高齢者施設入所措置事業 (虐待防止法措置)	虐待等のやむを得ない事由により居宅での生活が困難な高齢 者を特別養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法に より入所手続を実施	
介護保険サービス給付	所得の低い人の利用者負担額の軽減を行うとともに、所得等が 一定以上ある人に能力に応じた負担を求め、負担の公平性を確 保しながら、法令に基づき適正に給付	

	指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+u // ≑m
			甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1	介護保険サービス給付(介護給付費)	億円	29	99.6	115	127	高齢福祉介護課
	2	介護保険サービス給付(地域支援事業費)	億円	29	4.4	5.0	5.5	高齢福祉介護課

③ 活力ある地域社会づくりの促進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

働く意欲のある高齢者がその能力や経験を生かして生涯現役で活躍し続けられる社会的機能として、シルバー人材センターが、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的、簡易的な就業機会を確保、提供し、また高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進に寄与しています。

少子高齢化・人口減少社会の下で年齢を問わず能力に応じて働くことができる場をつくることにより、高齢者の活躍できる機会の増大を図る必要があります。

また、地域が抱える様々な課題を整理するとともに、課題を地域の力で解決していくため、人材の集約と課題とのマッチングを行い、具体的な雇用につなげる必要があります。

(2) 基本方針

高齢者が活躍する社会づくりを推進するため、一人ひとりが培ってきた経験や技術をまちづくりに生かせる機会を確保するとともに、本市が直面する地域課題を地域の力を活用して解決していくための取組への支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○地域課題の解決・持続可能な地域経営に向けて、市民や地域、民間の力を活用した官民パートナーシップを推進します。
- ○高齢者が持つ知識・経験や技術を整理・蓄積するとともに、これらの力を積極的に活かした、高齢者が活躍する地域づくりを進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
	シルバー人材センターに対し、高齢者の就業機会の増大と 福祉の増大を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力 ある地域づくりの推進を支援	

	化無石口	単位	現状値 (直近)		目標値		+□ 八八 ⇒田
指標項目		中征	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 シルバー人材センター会員数	人	29	1,607	1,768	1,913	高齢福祉介護課

④ 高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

改正介護保険法(平成27年4月施行)において、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化され、本市では平成28年3月から事業を開始しています。今後は、高齢者が生きがいをもって活動的に過ごせる環境をつくるため、地域の通いの場の創設や継続的なリハビリテーションの推進を図りながら、生活機能の低下が認められる高齢者への支援を包括的・継続的に実施する仕組みを構築する必要があります。

(2) 基本方針

生活支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム(医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制)を構築し、高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた取組を進めます。

また、新たな担い手の育成を目的として、住民・事業者・行政等の全員参加型で取り組みます。

- ○地域包括ケアシステムの構築に向け、特に地域の多様な主体による介護予防の推進や、介護サービスの提供、日常生活支援に携わる人材の参入促進、定着、育成による福祉人材の量的・質的確保を促進します。
- ○高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを図るため、生活支援コーディネーターと連携して、人と人とのつながりができる通いの場や、継続的に活動する組織を支援します。

事業の名称	取組内容	担当課
生活支援体制整備事業	生活支援の基盤整備に向け、地域の資源開発や関係者のネットワークの構築等を行うコーディネーターを配置し、定期的な情報の 共有・共有・連携強化の場として協議体を設置	
介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	地域の多様な主体による多様な生活支援を地域のなかで確保できるよう、サービスの基準や手法の検討、サービス提供者の資質向上に向けた養成研修を実施	
(再掲)介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防通所活動支援事業)	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上 げや活動の充実、運営支援への補助	
(再掲) 高齢者活躍よりあい どころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、 生きがいを高める活動を行う拠点(よりあいどころ)で実施す る、高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりへの整備、運 営補助	
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防活動支援事業)	高齢者が運動機能の維持向上を図るよう、転倒予防教室を通した自主グループの立ち上げ支援、介護予防の普及啓発を行う介護予防サポーター育成支援のための研修会や活動発表の場の設定	高齢福祉介護課
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域リハビリテーション活動 支援事業)	リハビリテーション専門職が在籍していない通所型の総合事業 サービス及び通所介護サービス事業所への専門職派遣、技術的 指導や助言等を実施	
地域包括支援センターの運営事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、民間の活力を活用し、5ヶ所で運営	
地域ケア会議推進事業	医療・介護の専門職や地域関係者の協働による、介護支援専門 員のケアマネジメント支援、個別ケース検討から共有された地 域課題に基づく地域づくりや政策形成の検討	
地域ケア事業 (成年後見)	認知症高齢者など判断能力が不十分で、親族が申立をすることが 困難な人に対する、市長による成年後見申立の実施、審判申立費 用や後見人等への報酬に要する費用への助成	
地域ケア事業 (衛生材料支給)	所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護 3 から 5 で在宅生活者への、紙おむつ及びおむつカバーなどの支給券を交付	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
		甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当硃
1	住民主体型の生活支援サービス数	ケ所	30	0	3	6	
2	年度内の転倒予防教室の開催を通して新規に立ち上が った自主グループ数	グル ープ	29	4	8	8	高齢福祉介護課
3	地域の転倒予防自主グループの総数	グル ープ	29	161	201	233	

⑤ 認知症高齢者への支援の充実

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

本市の認知症高齢者の推計数は、平成 29 年は約 4,100 人で、今後もその数は増加すると予測されています。これまで、認知症の症状が見過ごされ、重度化した状態からの支援が多く、症状が軽度の時期に、疾患の診断や生活機能障害への対応を確認しておくなど、認知症の悪化を防ぐ取組が不足していることが課題となっています。

また、たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、症状の進行にあわせた支援サービスの整備、医療と介護のサービス間の連携強化や専門職による認知症ケアサービスの充実、さらには地域の見守り支援など、包括的な支援体制づくりが必要です。

(2) 基本方針

認知症のある人やその家族が、住み慣れた場所で安心して暮らせるまちを目指し、医療、介護、 地域の関係機関とのネットワークを形成しながら、認知症の早期診断・早期対応の支援とともに、 認知症とその家族を支援する体制づくりを行います。

- ○認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、関係機関との連携、地域の実態に応じた支援体制の整備を図ります。
- ○認知症の疾患が疑われる人や生活機能障害がみられる人について、早めの診断や対応ができる支援体制づくりを推進します。
- ○認知症の症状の悪化を防ぎ、本人らしく自立した生活が継続できるよう認知症の正しい知識とケアの普及啓発、介護サービスの専門職のスキルアップ、地域の見守り支え合い体制の充実に努めます。

事業の名称	取組内容	担当課
認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター(応援者)を養成するための講座を開催	
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症のある人及びその 家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的 かつ包括的に行い、自立生活をサポート	
認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症のある人等を早期に発見する ため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情 報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の 構築	高齢福祉介護課
認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を 推進	

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値		+□ \// ∋m
		半 业	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	キャラバンメイトが行う「認知症サポーター養成 講座」を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の ある人や家族を見守る応援者の数	人	29	27,392	35,000	40,000	
2	支援チームが認知症の疑いがある対象者に、訪問 を行い支援した数 (年間の新規対象者)	人	29	20	25	25	高齢福祉介護課
3	行方不明になられた認知症高齢者等の情報をメール配信し、早期発見につなげるための情報を提供してもらう協力者の数	人	29	2,323	2,500	2,600	

2.2 しょうがい福祉の充実

① 「やさしいまち長浜」の実現に向けた体制強化

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人が年々増加することが見込まれる中、しょうがいのある人を取り巻く環境は複雑・多様化しています。しょうがいの有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会を目指すため、市民のしょうがいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮が提供される社会づくりを進める必要があります。

また、関係機関をはじめとする地域の連携や相談支援機能を高めることによって、地域全体でしょうがいのある人を支援する体制を強化する必要があります。

(2) 基本方針

しょうがいのある人もない人も市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自 分らしく自然で心豊かな生活ができる「やさしいまち長浜」を実現するための体制づくりに取り組 みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○しょうがいのある人が安心して地域で暮らすことができるよう、差別等の解消に向けた取組を推 進します。
- ○地域全体でしょうがいのある人を支えるために、相談支援事業所の連携による相談支援体制の強 化等に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
しょうがい者相談員業務委託事業	本人又はその保護者等からの相談に対する必要な指導及び助言、 関係機関の業務に対する協力及びしょうがい者の自立と社会参 加の増進	しょうがい
しょうがい者相談支援事業	しょうがい者個々のニーズや特性を把握し、しょうがい福祉サービス事業所等と連携しながら課題解決を図っていく相談支援事業の充実、新規に設立される相談支援事業所の育成	福祉課

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		1 0 // ≅⊞	
	1111年11日 111日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11	中心	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	各相談員(30名)の相談件数	件	29	107	100	120	しょうがい	
2	事業所の拡充によるサービス受給者数	件	29	1,164	1,100	1,150	福祉課	

② 地域生活の支援と活動支援の充実

健康福祉部 しょうがい福祉課 市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人の増加により、しょうがい福祉サービス等のニーズが増加、多様化していますが、そのニーズ等を支えるしょうがい福祉サービスの支援可能な量が不足しています。

しょうがいのある人が自分らしく地域で暮らすためには、就労支援、福祉用具、手当、手話等による支援、医療費助成等様々な支援が必要です。また、災害時の避難支援体制の充実が必要です。

(2) 基本方針

しょうがいのある人の地域生活を支えるために、しょうがい福祉サービス事業の拡大をはじめ、 様々なニーズに対応できるよう支援の充実を図ります。

また、災害時に介護を要する要配慮者が避難生活を送ることができる指定避難所や福祉避難所の支援体制の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○しょうがい福祉サービスを行う事業所に対して、しょうがい福祉サービス事業の拡大を働きかけます。
- ○しょうがいのある人の医療費、日常生活用具等の支給の継続や、就労支援体制の充実、権利擁護 事業に取り組みます。
- ○福祉避難所等の体制を充実できるよう必需品等の備蓄に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	事業の名称 取組内容			
福祉医療費助成事業	一定以上のしょうがいがあり、所得の低い方に対し医療費の自己 負担分を助成	保険医療課		
しょうがい者地域生活支援事業	成年後見制度、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具支給事業、自動車改造等助成事業、配食サービス事業、しょうがい者住宅改造費助成事業、衛生材料支給事業、社会参加援助金、理美容サービス事業	しょうがい 福祉課		
福祉避難所備蓄推進事業	福祉避難所で使用する備蓄品を市内 5 ヶ所に備蓄			

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		1 □ // ≅⊞
	有候·埃口	甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	しょうがい福祉サービス事業所数	ヶ所	29	74	83	85	しょうがい
2	備蓄品の確保	人分	29	540	675	675	福祉課

③ 子どもの発達支援と教育・医療・保健・福祉の連携強化

健康福祉部 しょうがい福祉課 (児童発達支援センター) 教育委員会事務局 幼児課 健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

本市では、発達に何らかの課題があると思われる就学前の子どもに対し、児童発達支援センター及びこども療育センターにおいて相談支援や発達支援を実施しており、幼稚園、保育所等の在籍園においては、加配職員を配置する等の支援を行っています。出生数の減少にも関わらず、発達支援を要する子どもは増加傾向にあり、今後更に早期支援の充実に取り組むとともに、学齢期以降においても適切な支援を行うことができるよう関係機関が連携していく必要があります。

(2) 基本方針

発達に課題のある子どもが持てる力を十分に発揮し、社会のなかで自分らしくいきいきと生活できるよう、一人ひとりの特性に合わせた専門的な支援を実施します。また、教育・医療・保健・福祉の各機関が連携して保護者とともに子どもの育ちを応援します。

- ○教育・医療・保健・福祉の各機関が活発な情報交換や互恵的な人事交流を介して連携を強化し、 発達に課題のある子どもへの支援体制の充実と職員の指導力の向上強化を図ります。
- ○支援の情報を的確に関係機関につなぐことで、将来にわたって一貫した支援を受けられる体制を 構築します。

事業の名称	取組内容	担当課
就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等 とともに検討し体制及び保育活動の充実を図り、園における特別 支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	幼児課
児童発達支援センター運営事業	発達に課題のある就学前児童に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練対象児童の在籍園(保育所等)に対する、支援方法についての専門的指導対象児童の保護者や支援者に対する相談対応就学前児童に対する発達検査の実施発達障害に関する全般的な相談対応	しょうがい 福祉課
こども療育センター運営事業(わか ば園・いちご園)	発達に課題のある就学前児童に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、対象児童の保護者や支援者に対する相談対応	(児童発達支援 センター)
相談支援事業	発達に課題のある就学前児童が児童発達支援や保育所訪問支援 等のサービスを利用するために必要な、サービス利用計画の作成 及び通所受給者証の申請手続きの支援	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		1 □ \/ ≅⊞
	日保場日 	甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	就学特別支援検討委員会の実施回数	口	29	7	7	7	√+1⊟ ≅⊞
2	就学前特別支援巡回相談園数	園	29	25	25	25	幼児課

④ 住みよい住宅環境の改善の推進

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

重度しょうがいのある人が過ごす住宅の環境は、敷居やお風呂の段差、和式トイレ、必要なところに手すりがない環境など大変過ごしにくい状況です。

本市では、重度しょうがいのある人の既存の住宅環境の改善に向け、住宅のバリアフリー化に対する助成等を行っています。

(2) 基本方針

しょうがいのある人や社会的に不利益を受けやすい人を特別視するのではなく、社会のなかでみんなが同じように生活を送り、ともに生きることが普通であるというノーマライゼーションの考え方の普及を図るとともに、住宅環境の改善に向けた取組を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○在宅の重度しょうがいのある人の既存の住宅環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、 トイレの改修など、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費の一部を助成します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
在宅重度しょうがい者住宅改造費	在宅の重度心身しょうがい者の日常生活の便宜を図るため、その	しょうがい
助成事業	しょうがい者の住居を改造するために必要な経費の一部を助成	福祉課

松福 佰日		単位	現状値(直近)		目標値		+u // ∋m	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
	1 在宅重度しょうがい者住宅改造費助成件数	件	29	8	12	15	しょうがい 福祉課	

2.3生活支援制度の充実

① 社会保障制度の健全な運営と市民理解の促進

市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、一人当たり医療費は年々増加しています。さらに今後も医療費の増加が予想され、国民健康保険の財政状況はより厳しくなる中にあっても、安定した運営が求められています。このため、医療費適正化対策を推進するとともに、国民健康保険制度の概要や現状について市民の理解を深める取組が必要です。

(2) 基本方針

国民健康保険制度を持続的・安定的に運営できるよう、医療費適正化対策を充実させるとともに、 制度に対する市民の理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○被保険者個人に対する後発医薬品の差額通知や医療費通知等の医療費適正化対策の充実を図ります。
- ○医療や健診等の様々なデータを活用し、多角的な視点から効果的・効率的に事業を推進するため、 地域づくり協議会や自治会等と連携し、地域の医療費や健診の受診状況、地域ごとの健康課題や 特徴を情報提供し共有を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
後発医薬品利用促進事業	医療費適正化を目的に、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担 軽減額を通知	
医療費通知事業	医療機関等への受診状況や患者負担額等を通知し、被保険者の健 康や医療に対する理解の促進	保険医療課
国民健康保険出前講座	国民健康保険制度の概要や医療費の状況などを解説するため出 前講座等を実施	

松梅 馆日		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ 1 77 ≅⊞
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	後発医薬品使用率	%	29	72.8	80.0	80.0	
2	医療費通知実施回数	口	29	4	4	4	保険医療課
3	出前講座等の実施回数	口	29	1	3	5	

② 自立支援の充実

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

最近の長浜公共職業安定所管内の有効求人倍率は景気回復等により、緩やかに上昇している状況と思われますが、稼働年齢層の者が一時的な病気療養や世帯の諸事情により離職を余儀なくされ、再就職が困難な者、特に 40 歳代~50 歳代の中高年層に対して、就労支援を積極的に行うことにより、早期自立に向けた取組を行っています。しかしながら、被支援者のこれまでの職業経験からの職種の固定化や、希望職種があっても年齢による制限によって、就労が困難な状況となっています。こうしたことから、再就職が実現せず自立意欲の低下を招く恐れがあるため、新しい職種へチャレンジする意識改革と自立するという意志をいかに継続させ自立に向け支援していくかが課題となっています。

(2) 基本方針

社会的に援護を必要とする生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度を適正に活用するとともに、自立して暮らすことができるよう支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な活用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金の支給)	経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失の恐れのある者で、要件に該当する者に対し、定められた範囲内で住居確保給付金を貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に支給	社会福祉課
生活保護費給付事業	生活困窮者の最後のセーフティネットとして、困窮するすべての 国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限 度の生活を保障するとともに、その自立を助長	江云钿 征床

松梅 宿口		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ \T ≅⊞	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	生活保護率	‰	29	9	8	8		
2	生活保護廃止世帯に占める就労収入の増加・取得による 自立世帯の割合	%	29	25	30	30	社会福祉課	

2.4全ての世代がいきいきと生活できる取組

① 健康づくりの推進

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

本市の死亡原因をみると、男性は肺がん・慢性閉塞性肺疾患・くも膜下出血、女性では高血圧性疾患・胃がん・心不全・くも膜下出血の割合が国・県の平均より高くなっています。他地域より死亡率が高いこれらの病気を発症させている要因への対策を集中的に行い、重点的で効果的な健康づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

市の健康課題を分かりやすく提示した「むびょうたんプラス1」を中心とした、長浜市健康都市 宣言(以下、健康都市宣言という)をもとに、健康課題への重点的な取組を行います。

市民が生涯を通じて、自分の健康や命の大切さに関心を持ち、自分自身の健康状態を知り、健診受診や生活習慣病の改善など身近な健康行動を実践していくための取組を進めます。

- ○むし歯対策では、「お茶でバイバイむし歯菌」をキャッチフレーズに、子ども及び予防活動に関わる大人が、糖分の過剰摂取を控える生活習慣を身につけられるよう支援します。
- ○喫煙対策では、「タバコを吸わない人の前で喫煙しない、タバコの煙を避ける」ことを市民に周知 し、市内の受動喫煙が減少するよう努めます。
- ○食生活への対策については、野菜摂取や減塩に気を配り、バランスの良い食事がとれるよう、健 康推進員などと連携して、市民への啓発に努めます。
- ○こころの健康対策については、悩みを抱え込まず相談しやすい環境づくりや、睡眠や休息の大切 さを周知し、市民のメンタルヘルスに対する支援に努めます。
- ○運動対策については、社会参加の確保・今よりもプラス 10 分身体を動かし、日々の生活習慣の中に自分にあった身体活動が取り入れられるよう、関連事業と連携し、市民が年間を通し運動に取り組めるよう支援します。
- ○がん対策では、がんに関する正しい知識を広めるとともに、検診を受けやすい環境づくりを進め、 がん検診の受診者の増加に努めます。結果に応じて精密検査を受け、必要な人が早期に医療につ ながるよう支援していきます。
- ○生活習慣病による早世予防対策では、自分自身の健康に関心をもち、健診受診による疾病の早期 発見と生活改善の支援に努めます。

事業の名称	取組内容	担当課
健康増進生活習慣病健診事業	生活習慣病健診の実施による早期発見、重症化や合併症の発症の 予防、受診者が健診結果から生活習慣を振り返り改善できるよう 支援	
健康増進がん検診事業	5 大がんの検診実施、効果的な検診受診勧奨と検診を受けやすい 環境づくり、市民団体や教育機関等と連携した正しい知識の啓発	
感染症予防事業	広報やホームページ等による感染症予防の啓発、新型インフルエンザ等対策計画に基づくマニュアルの整備、結核健康診断や高齢者の結核の啓発等	
精神保健福祉事業	自殺の減少を目指した、うつに対する正しい知識の普及、専門的 な研修を受けたゲートキーパーの育成、悩みを相談できる環境づ くりや専門医へつながる連携の構築等	健康推進課
予防接種事業	予防接種法に規定されている定期予防接種の実施	
小児慢性特定疾患児等支援事業	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付	
健康パークあざい管理運営事業	健康パークあざい内の温浴・公園施設が、市民の健康、生きがい、 保健福祉の拠点となることを目的に、指定管理者による施設の管 理運営	

指標項目		出任	現状化	直(直近)	目標	+□ \/\ ∃H	
		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	特定健診等を定期的に受けている人の割合 (健康ながはま 21 策定時アンケート)	%	30	58.9	70	70	
2	市がん検診のべ受診者数	人	29	14,507	15,300	15,450	
3	自殺死亡率(人口10万対)	人	29	10.0	9.9	9.8	
4	ゲートキーパー養成講座人数(延べ人数)	人	29	2,043	3,000	3,800	健康推進課
5	3歳児の虫歯疾患率	%	29	20.7	15.5	15.5	(世界
6	受動喫煙で不快な思いをした人の割合	%	30	73.5	50.0	50.0	
7	1日あたりの塩分摂取量(健康栄養マップ)	g	27	男性 10.2 女性 8.8	男性 9.1 女性 7.3	男性 8.0 女性 7.0	
8	運動を習慣にしている人の割合	%	30	49.6	70.0	80.0	

② 健康づくりを支援する地域づくり

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

健康づくりの取組は、従来、個人の取組が中心でしたが、個人の健康は個人を取り巻く様々な社会環境の影響を受けることから、「健康づくりはまちづくり」と言われるように社会全体で健康づくりを総合的に取り組むことが必要です。

健康づくりに関する研究では、個人が持つ人々とのつながり、ネットワークが豊富であれば、健康に良い情報を得る機会やお互いに助け合う機会が多く、それらが個人の健康を高めることにつながると言われています。社会全体が相互に支えあいながら健康を守る環境づくりを目指して、ソーシャルキャピタルの醸成に努めることが重要となっています。

(2) 基本方針

人生 100 年時代において、全ての世代の人がいきいきと生活できるまちを目指し、健康都市宣言をふまえ個人の生活の質の向上と健康を支えるための社会環境の整備・ソーシャルキャピタル (人々が持つ信頼関係、人間関係、社会的ネットワーク)の醸成に努めるとともに、市民が自分に合った健康管理ができ、自分の健康状態を知ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。

- ○健康都市宣言を通して、地域や関連団体と連携した健康づくりを進め、つながりを大切にした健康なまちづくりを目指します。
- ○ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、健康づくりを通じて、地域や世代間の交流、地域や社会 のつながりを育み、地域全体が相互に支え合いながら健康を守る環境づくりを重点的に進めます。
- ○京都大学医学研究科と連携し、「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、市 民1万人の参加を得て実施しているながはま0次予防コホート事業については、10年間で蓄積 してきた健康づくりに関する情報を市民に還元し、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら 健康増進を図ることを目指します。

事業の名称	取組内容	担当課
健康ながはまパートナーシップ事業	地域全体の健康づくりの機運を高め、健診受診促進や生活習慣の 改善等の地域の健康づくりを進めるため、地域づくり協議会の自 主的な取り組みを支援	
健康推進アプリ「BIWA-TEKU (びわてく)」事業	運動や健診受診等、市民の健康づくりのきっかけづくり、習慣づくりとなるように、インセンティブを取り入れた健康推進アプリを使った健康づくりを実施	
長浜市健康推進員協議会委託事業	市民の健康保持増進のため、協議会に事業委託し、地域に密着したきめ細やかな健康づくりの実践を支援	健康推進課
健康出前講座	健康情報や技術の提供、相談が出来る機会を市民に提供し、自らの健康管理を振り返り、自らまたは地域で健康づくりを継続できるよう支援	
0 次予防推進事業	0次健診(初回、5年後)を実施し、結果を市民の健康づくりに 役立ててもらうとともに、提供された血液や尿、健康情報などを 医学研究へ活用し研究成果を市民の健康づくりに反映	

	14年14日		現状値	(直近)	正近) 目標値		+u \/ ∌m	
指標項目		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	自分と地域のつながりが強い方だと思う人の割合 (健康ながはま 21 アンケート)	%	30	44.2	65	65		
2	20 歳から 64 歳の市民で徒歩 10 分で行ける所へ出かけるとき、主に徒歩または自転車で出かける人の割合 (健康ながはま 21 アンケート)	%	30	男性 51.5 女性 43.8	60	60	健康推進課	
3	0次健診の結果から取り組む健康づくり事業数	事業	30	5	8	10		

- 3. 一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり
 - 3.1福祉を担う人材・団体の育成
- ① 地域福祉を担う人材・団体の育成

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉活動に関する講座を開催するなど、 市民が必要な知識や技術を身につけるとともに、地域福祉活動に取り組みやすくなるよう支援して います。しかし、地域における福祉の推進役(リーダー)の不足や地域の福祉関係団体の会員の減 少・高齢化、担い手の不足が問題となっています。

(2) 基本方針

地域コミュニティを基礎として、住民と福祉関係者の協働により地域福祉を推進させるため、長浜市社会福祉協議会等と連携しながら、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の福祉団体を支援するとともに、主体的に地域福祉活動に取り組む人材・団体を育成します。また、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、暮らし・生きがい・地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○地域福祉を担う人材・団体の育成については、長浜市社会福祉協議会が主体的に担っていること から、長浜市社会福祉協議会との連携を図ります。
- ○地域が主体となり地域力を生かす取組や、包括的な支援体制の構築に向け関係機関が連携して進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に 対する支援及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団 体への地域福祉活動事業(福祉バス事業)の委託	
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜 地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する 補助	
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、 活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員 協議会実施事業への補助	社会福祉課
地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築	
地域共生社会の実現に向けた包括的 支援体制構築事業	地域住民が主体的に地域福祉活動に参画し地域力を強化する取 組の促進、相談支援機関等の協働による地域生活の包括的支援体 制の構築	

政策3 健康・福祉 3. 一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり

	化無否 口		現状値	(直近)	目標値		担当課	
指標項目		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担目硃	
1	長浜市社会福祉協議会に登録される団体数	団体	29	253	290	318		
2	長浜市社会福祉協議会が支援するふれあいサロン(各自 治会等における地域の人同士のつながりを深める自主 活動)の数	団体	29	199	228	252	社会福祉課	
3	地域の安心見守り活動協定締結事業者数	団体	29	31	33	35		
4	地域力強化推進事業に取り組む活動拠点数	団体	30	2	16	16		

3.2地域医療体制の充実

① 地域医療の確保

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

全国的に医師は増えているものの、湖北圏域では医師が不足しており、安定的な医師確保が難しくなっています。

特にへき地の国保直営診療所については、長浜市立湖北病院による運営や指定管理者制度により 医師を確保していますが、持続可能な医療体制を構築する必要があります。

(2) 基本方針

滋賀県地域医療構想では、市民が地域で安心して暮らせるよう、必要な医療機能の確保及び地域 包括ケアシステムの構築が求められています。本市においても、人口減少や高齢化の進展が顕著な へき地の特性に応じた医療サービスを受けることができるよう、巡回診療体制の維持、在宅医療等 の充実を図りながら、医療・福祉・介護関係者等と十分な連携を強化し、地域医療を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○へき地医療拠点病院である長浜市立湖北病院と連携し、持続可能なへき地医療の確保に努めます。
- ○県、医療機関、医師会等と連携・協議し、本市に必要な医療機能の確保に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
へき地医療体制推進事業	地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進するための、住 民や医療・保健・福祉・介護関係者等の連携強化による医療体制 の充実	健康推進課

指標項目		単位・	現状値 (直近)		目標値		扣水部
	指標・場日 単位 単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1 ^	- き地における常勤医師数	人	29	20	20	20	健康推進課

② 地域医療体制の確立

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

本市では、日曜・祝日、年末年始に内科・小児科を救急で受診する場合は、初期(第一次)救急 医療機関として、「長浜米原休日急患診療所」を受診することを原則とし、重症の恐れや、検査・ 入院の必要性がある場合は、第二次救急医療機関である市立長浜病院、長浜市立湖北病院が、重篤 な救急患者は、第三次救急医療機関である長浜赤十字病院が受け入れる体制を取っています。

本来重症者の受け入れを対象とする救急外来に軽症患者が受診するコンビニ受診を抑制し、休日の救急受診の全体数を減らすとともに、重篤な症状以外の患者を休日急患診療所が対応すること等により、休日の診療体制を適正化する必要があります。また、休日に湖北地域の医療機関(市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所)を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合は、小児科は72%に対し、内科は36%となっており、特に内科の患者への啓発方法の改善が必要となっています。

(2) 基本方針

地域の限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、地域医療体制を確立していくため、状況に 応じた医療機関の役割分担を明確にし、疲弊する医師の負担を軽減する仕組みを堅持します。また、 適切な受診方法等の啓発により、地域医療に対する市民意識の向上を図るとともに、安心して医療 を受けることができる体制を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 〇休日に湖北地域の医療機関(市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院及び長浜米原休日急患診療所)を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合を増やします。
- ○地域の高度急性期及び急性期医療の維持・発展のために、主体的な医療機関相互の協力と連携を 図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
救急医療体制運営事業	市立長浜病院、長浜赤十字病院及び長浜市立湖北病院の救急医療 体制整備に要する費用に対する財政支援	
長浜米原休日急患診療所運営事業	休日の初期救急医療の確保と医師の負担軽減のための休日急患 診療所の運営と、その利用促進に向けた広報、出前講座等による 市民への啓発	健康推進課

松 播		単位	現状値 (直近)		目標値		+¤ \/ ∃⊞
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 休日の医療機関受診者のうち長浜米原休日急患診療所 を利用する人の割合	%	29	52.0	50	50	健康推進課

政策 4 産業・交流 ~ まちの魅力が光り活力にあふれる~

既存産業の活性化とともに、新エネルギーやバイオ産業など新たな産業の創出・育成と雇用づくり、起業の支援など、地域経済基盤の安定と振興に向けた取組を進めます。また、歴史・風土・文化に根ざした地域資源を保存し、それらを生かして、地域への愛着や誇りを育みながら新たな魅力を形作るとともに、魅力を生かした交流で賑わう環境づくりに取り組みます。

- 1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり
 - 1.1地域産業の振興
- ① 「長浜スタイル」で拓くグローカル産業都市の創造

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

本市では、自然や歴史文化などの市内に「あるもの」を有効に活用し、受け継がれてきた生活文化を世界に誇るべき資源として磨くことで付加価値を高めるとともに、従来の地域内取引と合わせて成長する海外市場を積極的に切り拓くことで新たな産業創造に取り組んできました。地域資源を活用した新商品・新技術・新サービスの開発や海外販路の開拓に向けて「ながはまグローカルチャレンジ応援事業」に取り組んできましたが、近年その必要性が増しているため、制度の継続に向けた検証が必要となっています。また、市内で起業する創業者も増えていることから、起業後のフォローアップなど総合的な対応が求められています。

地場産業については、縮緬産業が年々縮退傾向にあり、従事者の高齢化や後継者難により伝統的な知識や技術の継承が危惧されることから、新商品開発など新たな展開を図る必要があります。

このような状況を打開すべく、(仮称)ながはま産業創造センターの果たす産業振興機能が大い に期待されるところであり、センター運営の中枢となる組織の役割と位置づけを整理するととも に、市内3商工会の合併を見据えた産業振興組織の機能強化が必要となっています。

(2) 基本方針

本市が有する多様な地域資源、集積したバイオ関連技術等を生かした新商品の開発、海外への事業展開も含めた販路開拓等の事業を支援します。また、(一社)長浜ビジネスサポート協議会を中心として産学官金が連携し、地域企業を総合的に支援する機能の強化を図るとともに、中小企業の資金的なセーフティネットの制度の維持、市内の意欲ある起業者を支援し地域企業や地場産業の支援を図り、グローバルな視点でもってローカルから展開する「長浜スタイル」による産業振興に取り組むことにより、持続可能な経済基盤の確立を図ります。

- ○地域資源の活用と中小企業の販路拡大、創業・起業のための人材発掘等の支援を行います。
- (仮称) ながはま産業創造センターをオール長浜の企業を総合的に支援するための機関として機能させるよう取組を進めます。
- ○従事者の高齢化や後継者不足による事業承継対策を進めます。

事業の名称	事業の名称 取組内容				
長浜グローカルチャレンジ応援事業	多様な地域資源、集積したバイオ関連技術等を生かした新商品の 開発、販路開拓等の事業を展開する中小企業に対し支援補助				
ビジネスサポート協議会推進事業	商工会議所や商工会が一体となって、産学官金が連携し、地域企業の経営支援等を行うとともに、企業の新規創業及び新事業展開 を促進するための事業を実施する団体の活動を支援				
地場産業おこし補助事業	濱縮緬の新商品にかかる事業に対する支援を実施	商工振興課			
中小企業振興対策事業	金融審査会の開催、小口簡易資金制度の預託、小口簡易資金損失 補償金				
創業支援事業	創業支援事業者が行う創業塾等の推進、創業支援のための融資制度創設、市内で起業を行う事業所(個人)への助成を実施 (U/I ターンを含む)				

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+u \/ ≅m
		中心	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	長浜グローカルチャレンジ応援事業採択件数	件	29	8	5	5	
2	創業塾の受講者数及び相談件数	人	29	319	120	120	商工振興課

1.2農林水産業の振興

① 持続できる農業経営への支援

産業観光部 農政課

(1) 現状と課題

農村・農業を取り巻く環境は、米価の低迷による農業所得の減少、耕作放棄地の増加と経営耕地面積の減少、農業従事者の減少・高齢化の進行などのほか、経営規模の二極化や土地持ち非農家の増加により、農地・農業用水等の地域資源の維持管理に支障を及ぼすことが懸念されるなど、厳しい環境に置かれています。地域農業を持続させていくためには、担い手の育成と経営の安定化、農地の利用集積や耕作放棄地を解消する支援や老朽化する農業生産基盤の整備、農地等の多面的な機能の維持が課題です。また、地域農林水産業の振興だけでなく、都市住民との体験交流や滞在、移住などによる農業の多面的な価値を高めることも必要となっています。

(2) 基本方針

地域の産業・食の基盤としてだけでなく、農地の多面的な機能の維持など多様な機能を併せ持つ農業を持続可能なものとして発展させていくため、若者や女性など次代の地域農業を支える多様な担い手を育成・支援します。

また、農業生産基盤の整備や遊休農地・耕作放棄地対策を行うことにより、農地の有効利用と推進品目の拡大や新たな作目の導入支援を進めるとともに、生産者の顔が見える農業や適正な情報開示等により、安全・安心な農産物の生産、販売を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○農業を支える人材育成や持続的な農業の経営に向けた支援と体制づくりを進めるとともに、農地 の多面的機能の維持、市民農園等による交流連携に向けた支援や農地の有効活用に取り組みます。

事業の名称	取組内容	担当課
中山間地域活性化推進事業	平地に比べ不利な状況にある中山間地域を支援することにより、 遊休農地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る	
農業振興地域整備計画管理事業	農業振興地域整備計画の達成に向けた事業管理を実施	
民営市民農園開設促進事業	市民農園及び滞在型市民農園の実現化に向けた、小谷城 SIC の周辺プロジェクトとの関連を含めた検討	
地域農業担い手支援事業	「担い手」となる人材を確保・育成し、農地を守るとともに、農 業者の所得向上と安定を図る	
地産地消推進事業	水田野菜や施設園芸など、高い収益性が期待できる作物の生産振 興及び地産地消の推進、6次産業化や農水産物の特産品化支援を 行うことにより、農家所得の拡大及び持続的な農業振興を図る	
集落営農活動支援事業	農地集積や集落営農化・法人化など集落単位での営農活動を支援	農政課
経営体育成基盤整備事業	土地改良施設の老朽化に伴う農業生産基盤の再整備を実施する ことにより、農業経営の安定化と農村の活性化の促進	辰以硃
農村振興総合整備事業	地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備及び生活環境 の総合的な整備を実施	
世代をつなぐ農村まるごと保全推進 事業	農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に向け、地域ぐるみで 保全する活動を支援	
農業振興対策事業	消費者及び実需者のニーズに即した農産物の振興を図り売れる 農産物の生産を支援し、経営の安定を図るほか、遊休農地の解消 と抑制を図る	
水産業振興・漁港管理事業	老朽化する漁港等の適正管理とともに、漁場の清掃や稚魚放流に より漁場の環境を整備	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課	
		甲世	年度	数值	34 年度	38 年度	担目硃	
1	農業生産法人数	人	27	43	55	60		
2	新規就農者数	人	27	41	60	70	農政課	
3	遊休農地面積	ha	27	51	48	46		

② 環境こだわり農業の推進

産業観光部 農政課

(1) 現状と課題

安全・安心な食に対する消費者ニーズが高まる中、本市においては、水稲における環境こだわり 農業が定着しているものの、今後はさらなる安全安心への取組が求められています。

(2) 基本方針

食の安全・安心と自然環境の保全に配慮することにより、長浜の農業の個性化・高付加価値化を 実現するため、環境こだわり農産物として水稲から野菜栽培への拡大、食味の向上等への取組を推 進するほか、有機農産物の生産拡大を目指します。

(3) 重点的に取り組む視点

○国や県の制度を活用し、環境こだわり農業や有機農業に取り組む農業者への支援を進めることにより、安全安心な農産物の生産拡大に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
1 信何传父四号至立从事关	環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援	農政課
アグリビジネス推進事業	市域における有機農業の生産拡大に向けた取組を実施	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+n /\ ∃⊞
		早 业	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	環境保全型農業直接払い取組面積	ha	27	2,738	3,180	3,500	農政課

③ 森林整備と林業の活性化

産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

森林資源の活用を進めるためには、需要を拡大していくことが重要であり、本市の森林の特徴を踏まえた利用方法の開発・普及が求められています。市内の林業は主に2つの森林組合によって担われていますが、これらの林業事業体等の経営体質が不十分であり強化が必要です。また、森林施業を計画的に行うためには、森林境界の明確化(集落単位での団地化)を行政と連携して進めることが必要です。

(2) 基本方針

豊富な森林資源を活用し、本市が目指す「守り・育て・活かす」緑豊かな森づくりを進めるため、 林業の川上(山側生産)から川下(販売利用)までの一貫したシステムの構築を図り、林業による 地域循環型の産業振興を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○森林の境界明確化を進めると共に、安定した木材資源の供給体制を整え、需要の拡大を図ります。
- ○森林資源の需要拡大を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。
- ○次代を担う子どもたちに、森林を想う気持ちや木製品を身近に感じる心を育むため「木育」の推進を図り、長浜産材の木製品の普及に努めます。
- ○「ながはま森林マッチングセンター」の機能を活かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者 の参加を促すビジネス創出を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課	
施業集約化事業	「森林法」の改正により、平成31年度までに地方公共団体が整備予定の「林地台帳」を基に、集落単位で施業地を集約化しながら境界を明確化し、施業の推進を図る		
天然林(広葉樹)の利用促進のため、森林施業機器取扱いや木材 自伐型林業推進事業 搬出技術の講座開催や林家間の情報ネットワーク化により、森林 作業者の担い手育成を推進			
木質バイオマス事業推進	市内から搬出される C 材(素材生産量の約 50%)の利用促進に向け、薪市場の事業支援や公共建築物への木質バイオマスボイラーの導入等を促進		
「木育」推進及び木製品普及事業	市産材を利用した木製品のおもちゃを市内幼児園等へ配布し、啓 発講座を進めるとともに、木製品の普及に向けた活動を実施		

指標項目		単位	現状値(直近)		目標	票値	担当課	
	相係模目	中	年度	数值	34 年度	38 年度	担目除	
1	市産材素材(丸太)の年間生産量	m³	29	10,628	20,000	22,000		
2	素材(丸太)生産性	m³/目· 人	29	6.8	8	10	森林整備課	

③ 鳥獣害対策の推進

産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

ニホンジカ、サル、イノシシなどによる農林業被害は、捕獲数の増加や防護柵整備が進んだことにより、ピーク時の平成 22 年度からは減少傾向にありますが、今後においても被害軽減を図るためには、農地に隣接する里山整備や耕作放棄地解消事業とのさらなる連携が必要です。また、カワウによる漁業被害・植生被害については、継続した捕獲実施の効果により減少傾向にあるものの、依然として県の管理計画に定められる目標生息数を超えていることから、継続した対策が必要となっています。

(2) 基本方針

農林水産物への鳥獣被害の防止、軽減に向け、近隣自治体や関係機関と連携しながら、有害鳥獣の捕獲、被害防除、生息地管理を柱とした鳥獣害対策を推進します。特に被害防除対策である集落環境点検に基づく防護柵の設置については、集落や地域ぐるみでの実施を目指して取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○鳥獣害対策のうち、捕獲や被害防除対策については、引き続き重点を置き推進します。
- ○生息地管理については、手入れが進んでいない人工林の管理や農地に隣接する里山の整備保全等 の森林整備事業と耕作放棄地対策との連携を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称 取組内容				
獣害対策事業	地元狩猟団体との協働によるニホンジカ等捕獲の強化、防護柵整備や追い払い、里山境界での下草刈り等の支援、集落環境点検に 基づく対策検討、出前講座による普及啓発活動を実施			
竹生島周辺カワウ被害対策事業	竹生島のカワウの大コロニーに対処するため、滋賀県カワウ第二 種特定鳥獣管理計画に基づき、植生被害調査を進めるとともに、 銃器によるカワウの捕獲を実施	森林整備課		
水産業振興事業 (カワウ駆除)	カワウによる漁業被害の軽減と水揚げの安定を図るため、威嚇用 花火による追い払いや、防鳥糸の設置を行うとともに、銃器によ る捕獲を実施			

指標項目		単位		(直近)	目標値		担当課
		甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	7旦目除
1	ニホンジカ捕獲頭数 (有害捕獲許可+狩猟分)	頭	29	4,029	2,000	2,000	
2	イノシシ捕獲頭数(有害捕獲許可分)	頭	29	1,369	600	600	木 壮 軟 /
3	ニホンザル捕獲頭数(有害捕獲許可分)	頭	29	205	130	130	森林整備課
4	カワウ捕獲羽数	羽	29	3,082	1,700	1,200	

1.3雇用・就労機会の拡充

① 就労機会の拡充

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

本市では、定住人口の減少とあわせて少子高齢化が進行しており、これに応じて生産年齢人口も減少傾向にあります。若年層は、高校卒業と同時に都市部へ進学あるいは就職することが多く、市内在住の19~22歳人口が少ない状態にあります。また、折からの好況の恩恵を受けられていない地元中小企業は、新規就労の人材が都市部に集中していることから若年労働者の確保が十分にできない状況にあります。

これらの双方の課題を解決するため、地元出身の若年層が地元企業を就労先として検討されるよう、魅力的で効果的な情報発信を行う必要があります。

(2) 基本方針

雇用や経済を取り巻く環境の急激な変化や厳しい雇用状況のもと、地元雇用の拡大と安定化を図るため、地域の企業等と連携・協力し、就労相談体制の整備や高校等への働きかけによる就労機会の拡大を図ります。また、企業誘致や起業促進など、新たな雇用機会の創出に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○定住人口拡大の観点から、U ターンや I ターンを希望する若年層を対象として、当地域における「仕事」と「暮らし」について、効果的な PR **と行うとともに、就労体験等により、本市への就 労促進を図ります。**
- ○市内の企業で働く労働者が、結婚、出産、子育て、家族の介護など、それぞれのライフステージ に応じた働き方を選択することができるよう、企業側の雇用形態の多様化を促進するなど、就労 環境の充実に取り組みます。
- ○地域の企業人や出身者を高校に派遣し、地域や産業を担う人材を育成するとともに、地元転職や ふるさと回帰を図ります。

(4) 今後の主な取組

(1) / 💢 🕶 🗷 (1)		
事業の名称	取組内容	担当課
就職活動支援事業	地元中小企業が学生向け、U ターン希望者の雇用に向けて行う就職面接会の開催、	商工振興課
女性の"働く"応援事業	子育て中で就労意欲のある女性及び地元企業を対象に、セミナー 等を開催	尚上派與 硃

化 福花口		単位	現状値 (直近)		目標値		+u // ≅m
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	就職面接会開催時への出展企業数	者	29	50	50	50	
2	就職面接会開催時における当日参加求職者数	人	29	65	150	150	商工振興課
3	女性の"働く"応援事業参加者数	人	29	14	30	30	

2. 新たな産業を創り育てるまちづくり

- 2.1新たな活力となる企業の誘致
- ① 企業誘致の推進

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

不安定な世界経済情勢により、企業は、大規模な設備投資に慎重であり、また、グローバル化に 伴い製造拠点が海外へ移転するなど、企業誘致は極めて厳しい環境下にあります。

このような中、本市では、平成 14 年以降、新たな工業団地の整備を行っていないものの、老朽 化した工場や空き工場が増加していることから、その有効活用が課題となっています。

安定した経済基盤のもと、若い人たちや子育て世代が躍動し誇りをもって「住みたい、住み続けたい」と思う魅力あるまちを目指すためには、企業誘致をはじめとした地域の雇用環境の充実が課題となっています。そのため、新たな工業団地整備の必要性を検討し、空き用地や空き工場の積極的な活用を図るとともに、引き続き、景気動向の調査や企業の投資動向の把握に努めるなかで、持続可能な地域経済(好循環社会)の実現を目指す必要があります。

(2) 基本方針

海外及び国内の豊かな技術に立脚した企業の立地を促進するため、市内において工場等を新設又は増設するものに対して必要な奨励措置を講ずるほか、企業誘致を積極的に推進するために必要な手段を講じます。また、本市における産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図ることにより、本市経済の健全な発展と経済基盤の安定を図ります。

- ○県支援制度と連携した本社機能移転を含めた企業立地助成制度の運用により、地域産業の活性化 と雇用増大を目指します。
- ○設備投資の支援等による市内中小企業の活性化を図ります。

政策4 産業・交流 2. 新たな産業を創り育てるまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
企業立地促進事業	①工場等の設置に対する奨励金 市内に工場等を新設した事業者に対し、賦課された固定資産税相 当額を助成(本社機能移転含む) ②公的インキュベーションセンターからの移転促進に関する奨励金 公的インキュベーションセンターから移転し、本市に工場等を賃 貸した場合に賃借料の一部を助成 上記①または②の助成金を受ける事業者に対して、新規常用雇用 者数に応じた額を助成	商工振興課
中小企業設備投資等促進事業	市内の中小企業の事業拡大または高度化のための設備投資に対し、固定資産税相当額を助成	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		1 □ \/ ≅⊞	
		平1仏	年度	数値	34 年度	38 年度	担当課	
1	企業誘致件数	件	29	1	1	1	本工作開調	
2	中小企業設備投資等促進事業指定件数	件	29	3	3	3	商工振興課	

2.2未来につながる次世代産業の育成

① 小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする新産業の創出

産業観光部 小谷城スマート IC 周辺新産業拠点整備室

(1) 現状と課題

小谷城スマートインターチェンジ(スマート IC)周辺は市域の中心部に位置し、インターチェンジの設置により京阪神や東海、北陸への高速道路アクセスが向上することから、観光・産業振興などに大きな期待が寄せられています。小谷城スマート IC の開通を契機として、IC を活用した地域間の交流促進を図るとともに、民間活力導入による新しいまちづくりや魅力の創出の可能性について、幅広い調査・研究を行ってきました。

その結果、商圏人口が小さく、土地の利用規制の課題が大変厳しいことなどから、大型商業施設や大型物流施設、テーマパーク等の民間進出可能性はきわめて低いと判断されました。しかしながら、民間活力の活用については、地域の基幹産業である「農業」を主体とした地域活性化事業に対して前向きな意向を確認することができました。土地利用規制については、国において地域再生法の一部が改正され、農林水産業の生産・加工・販売施設など、6次産業化にかかる施設等を整備する際の農地転用許可の特例等が設けられました。

本市農業は稲作中心で野菜・花き等は少量多品目であり、また旧町単位で農産物直売所が存在しています。小谷城スマート IC 周辺で「農業」を主体とした拠点化を進めるためには、直売所だけでなく契約栽培など出口可能性を見極めた生産を行い、農業の高付加価値化による成長産業へ転換させていくことが必要となります。このため、これらの取組の担い手となる人材の育成が急務となります。

(2) 基本方針

京阪神や東海、北陸の結節点である交通の利便性を活用し、小谷城スマートIC周辺に地域の基 幹産業である「農業」を主体とした、アグリビジネス拠点を整備します。

多くの企業を呼び込み、農産物の生産から加工、販売、更には観光という「サプライチェーン」 を確立し、進出企業間のコラボや来訪者との交流が生まれる、長浜市独自の全く新しいアグリビジネスの産業集積地を創ります。

小谷城スマートIC周辺で、有能なアグリビジネス人材を育て、長浜市産の農産物の供給量を増 やします。

- ○小谷城スマート IC 周辺に 6 次産業化施設等の企業誘致を進めます。
- ○農業界をリードする人材の育成を図ります。
- ○地元生産者・民間企業・農業団体・大学・研究機関と連携し、持続可能な農業の確立を目指します。

事業の名称	取組内容	担当課
6次産業化施設等立地促進事業	小谷城スマートIC周辺の地域産業誘導地区に6次産業化施設等の拠点整備を目指し、企業との誘致交渉、企業間マッチング、6次産業化企業の情報収集及び先進事例の調査研究を推進	小谷城スマート IC 周辺新産業
小谷城スマート IC 周辺 6 次産業化 拠点構想の策定	小谷城スマート IC に隣接する「小谷城スマート IC 栽培実験農場」で 6 次産業化を支える人材育成事業とブランド化推進事業を実施	10 周辺利座果 拠点整備室

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+u \/\ ∃⊞	
		早 业	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	6 次産業化施設等誘導企業数	件	_		5	9	小谷城スマート	
2	人材育成塾受講者数	人	28	26	100	140	IC 周辺新産業	
3	実証栽培の成果を活用して営農活動を行う農家数	件	_		41	61	拠点整備室	

② 大学等研究機関との連携

產業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

産学官連携のもと、長浜サイエンスパーク内の大学・企業シーズを産業振興及び地域振興に生かしていくため、支援機関、大学、行政で構成する長浜バイオクラスターネットワークを活用し、地域資源とバイオ技術を活かした農林水産・観光、健康・医療、環境分野の支援強化を図るとともに、研究機関や大学の連携推進による新製品・技術開発や起業・第二創業の支援、事業化につながるビジネスマッチング機会の提供などに取り組んできました。しかし、支援機関個々の課題解決には貢献するものの地域企業への波及には至っておらず、支援機関、大学、行政をさらに有機的に連携させ政策を立案していく機能が必要となっています。

(2) 基本方針

これまで取り組んできたバイオ産業の「導く」「育てる」「活かす」を基本とし、産学官金の連携による長浜バイオクラスター推進事業の充実・強化を図ります。また、企業の技術的・専門的課題解決のためのアカデミックシンクタンクとして、長浜バイオ大学や立命館大学、龍谷大学などの教授陣と2つの公的研究機関から構成する「長浜アカデミックサポートチーム(NAST:ナスト)」との連携とあわせて、長浜バイオクラスターネットワークを核としてその機能と連携体制を更に強化しつつ、環境、健康、観光などの産業分野について、地域資源や地元企業の基盤技術と長浜サイエンスパークのバイオ技術を活用した持続可能な産業創出を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○長浜バイオクラスターネットワークの機能強化とともに、地域の農林水産資源と長浜サイエンスパーク等のバイオ技術を活用し、農商工と観光との連携により既存バイオ産業の高付加価値化に 取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
バイオ産業推進事業	長浜バイオインキュベーションセンター (NBIC) 入居者への支援	
長浜バイオクラスター推進事業	①ニーズ・シーズ発掘事業②研究開発・事業化プロジェクト支援 事業③ビジネスアライアンス推進事業④地域展開プロジェクト 創出・推進事業⑤販路開拓支援事業⑥情報発信・普及啓発事業⑦ 研究開発事業化プロジェクト構築支援	商工振興課
創業起業新事業創出支援事業	①起業予備軍の発掘育成②起業支援③販路開拓支援	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ /V ≅⊞
			年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	長浜グローカルチャレンジ応援事業採択数 (バイオ分野)	件	29	5	5	5	商工振興課

- 3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり
 - 3.1地域の伝統・歴史・文化の継承
- ① 歴史文化の活用

市民協働部 歴史遺産課 市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

地域の子どもたちや一般市民を対象に、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ講座等の開催を行っていますが、より多くの市民の参加を目指し、さらに魅力ある講座を企画するとともに、各種広報媒体を有効活用し市民に広く周知していくことが必要です。また、市内の歴史文化施設の機能強化と利用促進のためには、学芸員の資質向上と研究環境の改善、施設の運営体制や再配置の検討、収蔵スペースの確保・拡大が課題となっています。

(2) 基本方針

市民が地域の歴史文化に興味や関心を抱き、郷土の歴史的資源が身近なものとなり、地域の誇りとなるよう、積極的な情報発信に努めるとともに、市内の歴史文化施設と連携のもと生涯学習講座等で取り上げるなど、歴史や文化を伝承し、市民の生涯学習・郷土学習を支援する取組を行います。また、地域の人々が文化財を保存・活用・伝承する営みそのものも「歴史遺産」ととらえ、長浜の歴史遺産を増やしていきます。

- ○市民各層に向けた地域の歴史文化に関する講座等を開講し、それらの講師となる人材や長浜の歴 史や文化を伝承できる人材の発掘、育成に取り組みます。
- ○地域の歴史遺産に多くの人々が関わり、地域づくりに活かせるよう、歴史文化施設での展示の充実・活用、入館者の増加、市民協働の普及活動に向けて取り組むとともに、歴史文化を核としたまちづくりを進めるため、長浜市歴史文化基本構想を策定します。

事業の名称	取組内容	担当課
「長浜人に学ぼう!!」事業	市内の高校において、地域の良さを知り、地域に貢献できる学生 を育成するための学習プログラムを各高校と協議しながら実施	
生涯学習推進事業「長浜学びのカレッジ」	少子・高齢化する地域社会のなかで地域の活性化に貢献できる市 民の育成をめざして、講演会、ワークショップ、フィールドワー クを実施	生涯学習文化課
長浜城歴史博物館管理運営事業	湖北・長浜の歴史・文化に関する展示や資料収集を通して長浜市の魅力を内外に発信、ユネスコ無形文化遺産「長浜曳山祭の曳山行事」に関する企画実施、地域の子どもや市民を対象とした講座 等の実施	
浅井歴史民俗資料館管理運営事業	地域の歴史・文化に関する展示や民俗資料の活用を通して、地域 の魅力を内外に発信するとともに、地域の子どもを対象とした体 験教室に重点を置いて実施	
高月観音の里歴史民俗資料館運営事 業	仏像や地域の歴史・文化に関する展示をとおして、本市の特徴の ひとつである「観音文化」の魅力を内外に発信、またユネスコ世 界の記憶「朝鮮通信使」に関する企画実施	歴史遺産課
歴史文化施設の管理	長浜市曳山博物館、国友鉄砲の里資料館、五先賢の館、小谷城戦 国歴史資料館、東アジア交流ハウス雨森芳洲庵、余呉茶わん祭の 館、北淡海・丸子船の館、菅浦郷土史料館のよる魅力的な運営	
歴史文化施設の再編	既存の歴史文化施設の再編を図り、(仮称) 小谷城戦国体験ミュージアムや観音ミュージアムの整備	
長浜市歴史文化基本構想の策定	地方公共団体の文化財保護行政の基本的構想として、文化財の保存活用の検証と活用施策の方針を示す文化財の総合的な保存・活用計画の策定	

指標項目		単位	現状	値(直近)	目標	+u 1/ ≅m			
		甲瓜	年度 数値		34 年度	38 年度	担当課		
1	長浜学びのカレッジ受講者数	人	29	490	550	600	生涯学習 文化課		
2	長浜城歴博、浅井歴民、高月歴民、指定管理館の 入館者数合計	人	29	190,070	191,000	192,000			
3	長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館の3 館における友の会会員数	人	29	850	850	850	歴史遺産課		

② 文化財の保護

市民協働部 歷史遺産課

(1) 現状と課題

本市の文化財が国宝(菅浦文書)、ユネスコ無形文化遺産(長浜曳山祭)、ユネスコ世界の記憶 (雨森芳洲関係資料)、重要文化的景観(菅浦の湖岸集落景観)、日本遺産(竹生島、菅浦)に指 定され、その価値が認められてきました。その一方で、祭りの担い手や用具の修理技術者の不足、 集落一体となった保存と活用等への対応、歴史文化を核としたまちづくりの推進といった課題が生 じています。

(2) 基本方針

市内に現存する各種分野の文化財の実態を把握する調査を実施し、その価値を把握したうえで、 歴史上・学術上において貴重な物件について指定文化財として指定を行い、保存を図りながら、地 域振興の核として歴史遺産の活用を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○適切な埋蔵文化財発掘調査の実施と国・県・市指定文化財の保存活用ならびに未指定文化財の指 定化に向けた調査を行います。
- ○地域で文化財を守る体制を確立するため、史跡、文化的景観などの整備活用や、有形・無形の文化財の保存・伝承・活用を担う人材を確保・育成し、歴史遺産を核としたまちづくりを推進します。
- ○歴史文化基本構想を策定し、本市における文化財の保護・活用についての基本方針を定めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
埋蔵文化財調査・保護・普及事業	開発などで破壊される埋蔵文化財の発掘調査、調査報告書の作成 と記録としての保存、文化財の保存と博物館や資料館などでの積 極的な公開による活用	
指定文化財保存修理事業	有形文化財等の保存修理を支援し歴史的価値を維持・継承	
指定文化財保存伝承事業	民俗文化財の保存伝承活動を支援し、保存・活用を担う人材を確保・育成	歴史遺産課
指定文化財保存管理事業	有形文化財・名勝庭園等の日常管理を支援し、これらの文化財を 維持	正义良庄味
未指定文化財調查事業	未指定文化財の調査を実施し、歴史的価値の高いものについて は、保存の措置を講じる	
史跡等整備・活用事業	専門家や地元住民などからなる委員会を設置し、史跡や文化的景 観などの整備や活用を推進	

1/21/14/15 口		単位	現状値(直述		f) 目標値		+n 714 ≑m	
	指標項目		年度	数値	34 年度	38 年度	担当課	
1	指定文化財における年間の保存修理件数	件	29	7	1	1		
2	指定文化財における年間の保存伝承件数	件	29	2	2	2	歴史遺産課	
3	指定文化財における年間の保存管理件数	件	29	15	14	14	企 史 退 生 硃	
4	文化財指定件数	件	29	447	452	456		

③ 良好な景観の形成

都市建設部 都市計画課 産業観光部 商工振興課 市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

美しい自然景観や歴史・文化によって育まれた都市景観といった長浜らしい景観を次代に継承するため、長浜市景観まちづくり計画に基づいて、良好な景観形成に取り組んでいるものの、近年、景観・歴史資源というべき建築物の解体や建替えや街並みに調和しない建築物等の立地により、これまでの良好な景観が阻害されるといった事例も見られています。

このため、今後も長浜らしい美しい景観を守り育てていくため、良好な景観の維持向上に向けた 取組を継続的に行っていく必要があります。

(2) 基本方針

長浜にふさわしい自然・都市景観の保全を図るため、長浜市景観まちづくり計画における重点区域を中心とした景観保全の取組を進めるとともに、良好な景観を活用して中心市街地及び北国街道木之本宿といったまちの賑わいを守り育てるため、歴史・文化が息づく街並みの整備に向けた取組を推進します。また、景観を阻害する屋外広告物等については、条例による適切な指導を行い、都市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

- ○良好な景観の形成に向けて、景観形成重点区域の新たな指定を含めた景観重点区域における景観 まちづくり事業の支援を重点的に進めるとともに、琵琶湖辺における広域的景観形成の取組や違 反広告物の是正に取り組みます。
- ○市の景観形成基準に基づき、伝統的な街並みの形成や歴史的建造物等の活用に資する改修を支援 します。
- ○第2期長浜市歴史的風致維持向上計画を策定し、第1期計画の重点区域のみならず、新たな重点 区域を設定し、地域固有の歴史的風致にさらに磨きをかけた歴史まちづくりを進めます。

事業の名称	取組内容	担当課
景観保全対策事業	景観条例による重点区域等の指定に向けた取組	
広域的景観形成事業	琵琶湖辺の美しい景観を保全していくための、県及び関係市町と	
四次可从	の連携による広域的景観形成に向けた仕組みづくり	
	景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくり	
景観まちづくり支援事業	を推進する事業に要する費用について補助金を交付することに	
	より、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援	都市計画課
	知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景	
近隣景観形成事業	観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付するこ	
	とにより、美しく住みよいまちづくりを支援	
 違反広告物の是正指導	条例に違反して設置されている屋外広告物に対して、指導及び通	
建 及四百物の足工指导	知による適正化を推進し、まちなみに調和した良好な景観を形成	
	産業振興を図るため商店街の賑わいを創出すべく、中心市街地及	
伝統的街並み景観形成事業	び北国街道木之本宿における伝統的な街並み景観を維持、形成す	
	るための町家の住宅または店舗の改修事業に対し補助	商工振興課
歴史的建築物保存活用事業	歴史的及び文化的価値を有する建築物を整備し、地域の財産とし	
歷文的建築物体行品用事業	て商業観光推進のために保存し、活用する事業に対し補助	
第2期長浜市歴史的風致維持向上計	歴史的風致を維持し、その歴史的価値をさらに向上させるため、	展出净空钿
画の策定	第2期計画を策定し、重点区域内の整備を推進	歴史遺産課

	指標項目		現状値 (直近)		目標値		+a // ≑m
			年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	景観条例による広域景観形成重点区域と特定景観形成 重点区域の数	区域	29	広域 3 特定 7	広域 3 特定 8	広域 3 特定 8	都市計画課
2	違反広告物の是正件数	件	29	17	20	25	
3	伝統的街並み景観形成事業・歴史的建築物保存活用事業 の実施件数	件	29	3	4	5	商工振興課

3.2移住しやすい体制づくり

① 移住者受入の環境づくり

総合政策部 総合政策課 市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

定住後に地域での活躍が期待できる社会的感度の高い若者を主なターゲットとして、長浜市移住 定住促進協議会や滋賀移住・交流促進協議会と連携し、都市部へのプロモーションとともに、移住 窓口の整備や移住者の受入れに対する地域の理解を得るなど、移住者(U・I・Jターン者)の受 入体制の整備に努めています。

実際に移住促進を図るうえで課題となるのは、「魅力ある仕事」の存在であり、本市でそういった仕事の場を紹介し、創出することが必要となっています。

(2) 基本方針

本市が狙うターゲットが魅力と感じるであろう、まちに愛着や誇り(シビックプライド)をもって暮らす「ひと」や「活動」に焦点を当て、本市の魅力を大都市圏に向けて発信します。また、行政だけでなく、市民自ら地域の魅力を発信できる人材を育成し、継続性あるプロモーションを展開します。

東京都台東区など、都市部の若者と交流を図ることで関係人口の拡大に努めます。

移住者受入については、地域づくり協議会や自治会に対して、引き続き移住者の受入に対する理解を図るとともに、移住の前に希望者と各自治会とのマッチング<u>や移住体験</u>を図るなど、定住化に向け、一人ひとり丁寧に対応します。

仕事の場の創出については、単に労働だけでなく、「やりがい」や「自己実現」のために働く場を提供する地方発ベンチャー企業の育成を支援し、本市の農林資源や廃校、空き家などを活用しながら魅力ある仕事の場を創出し、移住促進を図ります。

- ○地域の魅力を自ら発信する市民と協働で、シビックプライドの創出とシティプロモーションを展開します。
- ○長浜市移住定住促進協議会と連携して、空き家バンクを中心に移住者の受入れを促進します。
- ○廃校、空き家を活用した地域活性化の取組をビジネスの視点により行うことで、将来のまちを支える起業型人材を確保・育成します。
- ○高校生が地元の良さに気づき、世代を超えたつながりを持ちながら、まちづくりを学ぶ機会を提供し、地元への愛着や誇りを育むことで、若者のふるさと回帰を促進します。

事業の名称	取組内容	担当課
廃校や空き家を活用したローカル イノベーションの創出支援	廃校や空き家を活用して、移住者を中心に自らの関心とスキルを活かし起業できるような環境整備、仕組みづくりを行い、地域活性化を図るための支援を実施	総合政策課 関係各課
地域おこし協力隊の受入	都市部からの若者などの人材を積極的に受け入れ、起業家育成を図るとともに定住による地域活動を展開することで、田園回帰の機運を高めるとともに、地域力の維持と活性化を図る	市民活躍課

松福 걥口		単位	現状値(直近)		目標値		+u \/ ∃⊞
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	40歳代以下の移住件数 (累計)	件	29	13	100	150	市民活躍課

4. 交流でにぎわう観光のまちづくり

- 4.1地域の魅力向上と地域の活性化
- ① 宿泊・滞在型観光の推進

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

本市は、日帰り観光客に比較して宿泊客が少ないことから、宿泊滞在型観光へと転換を図る様々な取組を進めてきました。しかし、1人あたりの観光消費額は伸び悩んでいます。また、訪日外国人観光客が年々増加しているなか、本市へと誘客する仕組みづくりが課題となっています。

(2) 基本方針

観光による地域活性化とその実現のための取組を推進することで、観光資源の魅力創造につな げ、観光消費額の増加を目指します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○長浜らしさを感じる観光商品や体験メニューの開発を支援することで、消費拡大につながる仕組みづくりを推進します。
- ○国内外の情報の受け手のニーズや情報発信媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信や外国語対応ガイドの育成支援を行います。また、北陸新幹線敦賀駅開業を見据えて、インバウンドを含む新たな観光客の獲得に努めます。
- ○市域を超えた広域のモデルコースや周遊ルートの開発・PR を行い、滞在時間の拡大を目指します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課	
宿泊・滞在型観光推進事業	観光資源の価値を高める観光商品の開発や滞在時間の拡大につながる仕組みづくりを推進します。	Act via les des arr	
情報発信事業	多様な情報媒体を活用して情報発信を行うとともに、他団体と 連携した誘客事業を推進します。	観光振興課	

指標項目		単位	現状値	直(直近)	目	標値	担当課	
	担保投口	中世	年度	数値	34 年度	38 年度	担目味	
1	観光消費額 (日帰り)	円	27	4,044	4,186	4,378	45H \V. +15' 16H ≥H	
2	観光消費額(宿泊)	円	27	21,410	22,160	23,160	観光振興課	

4.2地域魅力の発信と交流

① 地域魅力の情報発信の強化

総合政策部 市民広報課 総合政策部 総合政策部

(1) 現状と課題

行政情報をはじめ地域の活動や観光情報等、市が扱う情報の種類・量は年々増大しており、これに伴って情報発信元も増える状況にあります。本当に必要な情報を、伝えたい人に、ほしい人に、いつでも、どこでも、的確に届けることが求められていることから、発信すべき情報を整理し再構築する仕組みを早急に確立する必要があります。

また、東京・上野に設置する情報発信拠点「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」の取組をきっかけとして、都市部と「ヒト」や「モノ」、「情報」などで様々なつながりを持つ新たな発信スタイルが求められています。

(2) 基本方針

行政が持つ情報量と公共性、市民団体が持つ住民目線での情報発信スキルや柔軟性といったお互いの長所を生かし、情報を共有して互いに発信しあえるような体制を構築することにより、地域が持つ魅力を効果的に発信し、市全体としての情報発信力の強化に努めます。また、首都圏を中心に都市圏からの人の流れを生み出し、様々な関わりを持つ関係人口の拡大を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」を拠点としつつ、長浜を応援する人たちとともに首都圏に おいて本市の魅力を積極的に発信します。
- ○SNS やホームページを活用し、市民からの情報が市役所に集まるような仕組みを構築するとともに、情報提供元にもメリットがあるような情報の使い方をすることで、地域の魅力を効果的に発信します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
「普段着のながはま」魅力情報デザ イン・発信事業	ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して 普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できる よう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催	市民広報課
首都圏における情報発信事業	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」や「東京-長浜リレーションズ」を中心に、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	総合政策課

指標項目		単位	現状値	〔(直近)	目標個	+□ 八大 ≅田	
		甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	ポータルサイト「くらしノート」閲覧者数	人	29	65,000	88,000	90,000	市民広報課
2	「びわ湖長浜 KANNON HOUSE」入館者数	人	29	14,119	20,000(H32)		総合政策課
3	東京-長浜リレーションズ登録者数	人	29	0	300	400	総合政策課

② 地域資源を生かした集客交流の展開

産業観光部 観光振興課 市民協働部 歴史遺産課 北部振興局 地域振興課

(1) 現状と課題

歴史文化や自然豊かな本市には、個性的で魅力的な地域資源が多く、観光拠点としても非常に高い可能性を有しています。また、観光のニーズが多様化する中、長浜の暮らしや年中行事、地域文化なども観光資源として注目されています。今後においても、「観光都市・長浜」の実現に向けて、魅力的な観光地として発展させていくためには、新たな観光資源の発掘と育成を図るとともに、既存の観光資源の切り口の見直しや深堀りを行うなど、観光地域のブランド化や地域特性を生かした取組などを通じて、市民、事業者、行政が一体となった競争力の高い魅力ある観光地づくりが必要となっています。

(2) 基本方針

長浜曳山まつりや観音文化をはじめ、市内にある有形・無形の歴史資源や地域の個性、魅力を、 国内外に向けて広く情報発信していきます。また、官民の一体的な連携により、地域資源を最大限 に活用した観光振興に取り組むとともに、広域連携事業の推進を図るなど、地域経済の活性化や賑 わいの創出、都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図ります。また、これまで 実施してきた各種イベントについても、市域外からの集客につながる効果的な事業となるよう地域 住民との連携強化に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○ユネスコ無形文化遺産に登録された長浜曳山まつり、日本遺産に認定された竹生島や菅浦の湖岸 集落景観、ユネスコ世界の記憶に登録された朝鮮通信使、観音文化、姉川古戦場・賤ヶ岳古戦場 など、数多くの歴史遺産の活用を推進し、地域の活性化を図ります。
- ○<u>地域資源を観光資源として、より価値を高めるため、テーマやストーリーを重視した長浜らしい</u> 観光商品の開発を支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
歴史遺産活用事業	豊かな歴史遺産を地域の宝・長浜市民の誇りとして、広く国内外へ情報発信するとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを推進	観光振興課 歴史遺産課
交流イベント開催	地域資源や歴史を活かしたイベント・展示を催すことにより、地域住民の交流と観光産業の振興及び新たな観光客の誘客促進	観光振興課 歴史遺産課 地域振興課

指標項目		単位	現状	値(直近)	目標	+u \/\ ≅⊞		
	拍标块日	甲亚	年度	数值	34 年度 38 年度		担当課	
1	観光宿泊客数	人	29	427,200	494,361	519,079		
2	日帰り観光入込客数	人	29	6,651,700	6,856,447	7,199,269	観光	
3	外国人観光宿泊客数	人	29	33,470	63,947	67,144	振興課	
4	日帰り外国人観光入込客数	人	29	5,237	12,990	16,887		

政策 5 安心・安全 ~不安なく穏やかに暮らす~

頻発する様々な災害や事故・犯罪に対応し、有事の際に備えた危機管理体制の強化や、地域の防災・防犯体制の充実に取り組み、災害・犯罪に強いまちづくりを進めます。また、消防や救急体制の更なる充実を図り、誰もが安心して安全に生活できる環境づくりに取り組みます。

1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり

1.1防犯対策の充実

① 防犯環境の向上

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。少子高齢化や核家族化等により、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

(2) 基本方針

犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、市民と行政が一体となって安全で住みよい地域社会の 実現を目指します。そのため、自主的な防犯活動を推進するとともに、市民意識を啓発し、地域住 民の協力を得て、安心で安全なまちづくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域防犯対策及び犯罪防止環境づくり支援並びに自主防犯活動支援を行うことにより、全市的な 自主防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るとともに、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを 進め、安全で安心なまちづくりに努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯カメラ等の資機材の 整備に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		扣水舗	
	相係供口	中亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	長浜署・木之本署犯罪認知件数	件	29	694	650	600	市民活躍課	

② 防犯活動の強化

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

情報社会を背景として、犯罪の複雑化・巧妙化が度合いを強め、市民生活が脅かされている中、 日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。これまでから本市では、警察をはじめ関係団体や各種防犯団体により、防犯パトロールや啓発活動が活発に行われており、今後もこのような活動を継続的に行っていくことが求められています。

(2) 基本方針

市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の 実現を目指します。また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、総合的な防犯対策を進めてい くとともに、市民総ぐるみによる暴力を許さない社会づくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○自主的な防犯活動を推進するため、防犯意識の普及啓発や自主防犯活動団体の継続的活動への支援、防犯に関する情報の提供、防犯関係機関との連携強化、地域の犯罪につながる危険要因の解消を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯推進事業	安全で安心なまちづくりに向けた自主防犯活動の推進	市民活躍課

心 描记口	単位	現状値 (直近)		目標値		+u \/ ≥m	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	長浜署・木之本署犯罪認知件数	件	29	694	650	600	市民活躍課

③ 消費者保護の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

近年の本市における消費生活相談内容の傾向を見ると、これまで減少傾向にあった多重債務の相談件数が増加に転じ、またスマートフォンの普及に伴うインターネット関連の相談が増加しています。また、電力自由化等の制度の変化に伴い、新たな相談も寄せられていることから、時代の変化に対応した多様な相談体制を整備しておくことが必要となっています。

さらに、本市が実施している消費学習出前講座の参加者は高齢者が多く、小中学生及び若年層への参加と啓発が課題となっています。

(2) 基本方針

ネット詐欺、悪徳商法などの被害の未然防止や消費者トラブルの解決のため、消費生活相談を充 実するとともに、消費者の主体的な学習活動を促進する情報の提供や啓発活動を強化します。

(3) 重点的に取り組む視点

○消費者への学習活動の実施及び情報提供を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
消費生活対策事業	消費者トラブルによる相談窓口の開設、出前講座等による啓発の 実施	環境保全課

华 博佰日		出任	現状値 (直近)		目標値		+□ \ 1 \ ≅⊞
	指標項目	単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	消費学習出前講座参加者数	人	29	350	400	450	環境保全課

1.2交通安全対策の充実

① 交通安全対策の充実

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市では、交通事故のない社会を目指し、長浜市交通安全計画に基づいて各種の交通安全対策に 取り組んでいます。交通事故件数と負傷者数は、近年、減少傾向にあるものの、交通事故の発生状 況は依然として高い水準で推移しています。また、高齢者の交通事故は県内の平均発生率を上回る 状況にあります。

交通事故を減少させるためには、市民一人ひとりの交通安全に対する意識高揚が重要であり、市、警察署、関係団体、企業等と住民が連携を密にしたうえで、それぞれの地域の実情に即した各種の交通安全活動・運動を推進していくことが必要です。

(2) 基本方針

交通事故がない「安心安全なまち」を実現するため、悲惨な交通事故による死者数の一層の減少を目指すとともに、交通事故の発生そのものの減少に積極的に取り組みます。

自治会、事業所、関係団体、警察、行政等が一体となって、子どもや高齢者をはじめとする市民への交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、市民による主体的な交通安全活動を促進します。また、放置自転車の抑制・解消のため、違法駐輪への警告・啓発や積極的な撤去活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域の実情に即した各種の交通安全活動を推進できる人材・団体を支援するほか、安全な公共空間を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	称 取組内容				
交通安全対策事業	自治会あるいは地域ぐるみで取り組む交通安全活動の事業費、必要物品等の購入経費の一部、市内の交通安全協会が行う交通事故 防止対策の推進活動を支援				
放置自転車対策事業	駅周辺を中心とした自転車等放置禁止区域にて、公共の場の良好 な環境を確保し、安全で快適な市民生活の実現を図るため、警告・ 啓発及び撤去活動を推進	川戊佔雄硃			

化福伐口		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ 小 ≅田	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	交通事故発生件数	件	29	290	270	250	士尼沃明 細	
2	交通安全職域別無事故運動参加申込事業者数	件	30	68	80	100	市民活躍課	

2. 防災・減災対策の充実したまちづくり

- 2.1 危機管理体制の強化
- ① 危機管理体制の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

自然災害や異常気象など、市民の生活を脅かす様々な事象が頻発化しており、予想される災害の 把握と防災・減災に向けて、行政や事業者、市民等多くの主体が一体となった危機管理体制の構築 が必要となっています。これまで、災害事象に備えたソフト対策を進めていますが、計画の実効性 を担保するための実証訓練の継続的な開催と検証が必要となっています。

(2) 基本方針

頻発化する自然災害や異常気象、また、新たな危機事象に対応するため、各種の計画策定や時点修正を行うとともに、計画の実効性を担保するための実証訓練の継続的な開催と、訓練結果の検証による更なる見直しを繰り返すことで、危機管理の精度を高めるとともに、防災体制の確立を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○危機管理体制の強化に向けて、災害対策本部単体での訓練ではなく、他の組織や市民団体との連携を図ることにより、<u>自助・共助の意識向上に重点を置いた</u>実践を伴った形での対応訓練を実施します。
- ○原子力防災については、実動の避難訓練にあわせて、原子力に対する正しい情報や知識の広報に 努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜市総合防災訓練	大地震等による災害発生時において、本市及び防災機関並びに市 民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相 互の協力連携対策の確立を図るとともに、防災行動力の向上と防 災意識の高揚を図るため、総合防災訓練を実施	
長浜市原子力防災訓練	原子力災害発生時において、本市及び防災機関並びに市民がとる べき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相互の協力 連携対策の確立を図るとともに、原子力防災行動力の向上と原子 力防災意識の高揚を図るため、原子力防災訓練を実施	防災危機管理局
災害対策本部設置・運営訓練	長浜市地域防災計画に規定のある災害事象に対処するために設置することとしている災害対策本部について、実災害を想定した各部(各班)の所掌事務や現場対応などを検証、確立することを目的として、災害対策本部設置・運営訓練を実施	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		+□ \ 1 \ ≅⊞
		中14.	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	長浜市総合防災訓練	口	30	1	1	1	
2	長浜市原子力防災訓練	口	30	1	1	1	防災危機管理局
3	災害対策本部設置・運営訓練	口	30	2	2	2	

2.2消防・救急体制の強化

① 市民消防・防災の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

地域が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体(組織)である自主防災組織の活動が、発災時における地域の被害を少なくした事例も多く、その重要性や期待する役割が高まっています。

これまで本市では、住民への防災思想・防災知識の普及をきめ細かく行わないうちに、組織化することだけに注視してきたことから、今後においては真の自主防災組織のあり方や使命を再啓発し、大規模災害が発生したとき、実践的な役割が果たせるような組織として育成、支援することが必要となっています。

(2) 基本方針

ライフラインのシステムダウンや防災機関の活動困難といった状況に備えて、公助による防災対策に加え、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の取組として、自治会や自主防災組織による防災対策の実施や地域内の安全確保の取組に対する支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○自主防災の本質としての「自主・独立」の観点から、地域が自ら考え行動できるよう、地域のニーズに合った訓練や出前講座の提供、独自活動や資機材の充実を図るための補助制度の充実など、地域の特性・実情にあった事業展開を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
災害図上訓練実施事業	地域の防災力を高めるため、地区別防災マップや地区避難計画の 作成、マップの全戸配布並びにマップ等の電子データ等の提供、 自主防災組織の結成促進	防災危機管理局
防災出前講座開催事業	防災意識・知識と地域の防災力を高めるため、自然災害や原子力 災害など、地域のニーズや状況に応じた、防災に関する出前講座 を実施	
草の根防災育成事業補助事業	地域でのハード面での防災力を高める事業として、自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部を支援	

松福 岱日		単位	現状値 (直近)		目標値		1 □ // ∃⊞	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	草の根防災育成事業補助事業	件	29	129	130	130	吐巛	
2	防災出前講座開催数	П	29	50	60	70	防災危機管理局	

② 消防・防災施設の維持更新

防災危機管理局 総合政策部 情報政策課

(1) 現状と課題

本市の消防防災施設(同報系防災行政無線)は、合併以前の旧町毎に導入された個別のシステムを暫定接続したものが導入されており、法規制により平成 34 年までしか使用できない時限システムとなっている地域があります。また、経年による施設の老朽化や、機能が時代遅れとなったシステムなど、更新や補完が必要となっている施設が多くあり、市内一律のシステムに刷新・統一することが必要となっています。

(2) 基本方針

市民の安心・安全を確保するため、消防防災施設の更新や旧システムの補完のための整備計画を 策定し、現状の機能を確保しつつ、現有機能の最大限の有効利用や時代に即した新たな手法やシス テムなどを取り入れながら施設整備を行います。

また、市民への情報伝達手段としては、現行の防災行政無線のほかに、Lアラートの活用や、安全安心メール配信システムの登録者の増加を図ります。さらに、異常気象時や災害時等には市のホームページのトップページに最新情報を掲載するようシステム改修を行うなど、伝達手段の多様化を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○現状機能や規模を維持したうえで、地域のニーズや状況に合った施設整備としていくため、現有施設を最大限に有効活用しつつ、新たな手法や先進事例を取り入れたシステムの構築を行います。特に、基礎自治体としての情報基盤の確立を目指し、防災行政無線戸別受信機の代替補完については、市民の安心・安全にかかる情報伝達として、早急な確立を目指します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
同報系防災行政無線整備事業	屋外拡声子局を整備の基本とし、長浜、浅井、木之本地区は既存 のシステムを継続利用。他の地区においても、同様システムの導 入統一化	防災危機管理局
消防団配備車両更新事業	市内に35台配備している消防団消防ポンプ自動車を1年あたり2台の頻度により更新	

松極 馆日		単位	現状値 (直近)		目標値		+u // ≅m		
ı	指標項目		中心	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
	1	デジタル無線整備区域内世帯数	%	30	72.1	100	100		
	2	消防団配備車両の更新率 (団合併の平成 23 年度を基準とする)	%	30	48.6	74.3	97.1	防災危機管理局	

③ 緊急時に備えた体制整備

防災危機管理局

(1) 現状と課題

近年の自然災害や異常気象の頻発、大規模化などに加え、新たに原子力災害への備えも求められる中、災害が発生した時に被害を最小限にとどめるための施策の実行や個別の計画づくりが必要となっています。

このような状況の中、行政による公助の対応に加えて、市民や自主防災組織による「自助」「共助」協力、県や国への協力要請、応援協定市や応援協定締結企業との連携を強化して、体制と装備の整備を行うことが求められています。

(2) 基本方針

いつ、どこで起きるかわからない災害事象に対して、自助、共助による地域対策や個人の取組として要請しつつ、公助としての役割として初動対応としての物資備蓄に取り組むとともに、応援協定市や応援協定締結企業との連携強化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○緊急時に備えた体制と装備の強化に向けて、避難路の整備や確保、災害時対応資機材の配備、被害想定に対応した食料品等の備蓄、災害時における適切な廃棄物処理、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、原子力災害時行動マニュアルなどの個別計画の策定に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
食料品等非常物資備蓄事業	少なくとも 3 日分の食糧備蓄を市民に呼びかけるととも に、地震の被害想定により算定された避難者数に対応でき る必要物資の購入、買い替え、流通備蓄の確保等による非 常物資の確保	吐 《

1.00 1.		単位	現状値 (直近)		目標値		+u // ≅m
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 食料品等非常物資の備蓄目標に対する充足率	%	30	77.3	90	100	防災危機管理局

政策 6 環境・都市 ~水と緑に包まれ住まう~

地域が育んできた豊かな自然**や身近な**環境を保全・活用し、次代に継承していけるよう、一人ひとりが身の周りの環境について考え、環境負荷の低減に向けた取組や生活を実践できる環境づくりに取り組みます。また、人口減少社会に対応しながら都市基盤や生活環境の維持、地域のコミュニティづくりを進め、それぞれのまちの活力を維持しながら、一人ひとりがつながりをもって生活できる環境づくりに取り組みます。

1. 地球環境にやさしいまちづくり

- 1.1 低炭素社会の構築
- ① 総合的な地球温暖化対策の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

平成23年の東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により原子力発電所<u>の多く</u>が停止する中、 火力発電の占める割合が大きくなっており、温室効果ガス排出量は高止まりの傾向にあります。

平成 28 年にパリ協定が発効し、国は、平成 42 年 (2030) に平成 25 年比 26%削減の目標を決定し、また、滋賀県においては、平成 28 年度に滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定が行われ、新たな削減目標やそれを達成するための取組の検討に加え、新たに気候変動の影響への適応策を検討することとしています。 さらに、平成 30 年には、国の第五次環境基本計画の策定、気候変動適応法が制定されました。一方、本市としても、現行計画が実情と乖離しているところもあり、国界等の動向をふまえ計画の見直しを図るとともに、主体的で実効性のある施策を着実に展開する必要があります。

(2) 基本方針

長浜市環境基本計画及び長浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、環境保全や地球温暖化防止に関する情報を適切に提供し、市民・事業者と情報を共有化するとともに環境教育・環境学習を推進し意識を高めます。また、市民・事業者・行政は、互いに啓発し合い、連携、協働して温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○温室効果ガス排出削減に向け、家庭・事業所における省エネ・省 CO₂対策及びエネルギー源対策、 環境にやさしい車の利用推進、エコドライブの推進など各主体が地球温暖化防止の取組を効果的 に進めるために必要な仕組みをつくります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称 取組内容				
地球温暖化防止啓発事業	省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライト ダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催			
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	環境保全課		
エコドライブ推進事業	CO ₂ 排出抑制につながるエコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進			

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値		担当課	
	拍标模目		年度	数值	34 年度	38 年度	1旦ョ味	
1	温室効果ガス排出量	万 t -CO2	26	107.0	69.1	62.0	環境保全課	

② 再生可能エネルギーの利活用の推進

市民生活部 環境保全課 産業観光部 農政課 産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

平成 24 年以降、国の施策である再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、本市においても太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進みました。また、平成 30 年 7 月に国の第 5 次エネルギー基本計画が策定され、今後も再生可能エネルギーの普及拡大を進めていくことが決定されています。

本市においても、地球温暖化防止対策等に有効である再生可能エネルギーの導入をさらに加速させていく必要があります。

(2) 基本方針

安全で永続的に利用できるエネルギーの推進、地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築 及び温室効果ガスの排出削減に向け、関係部局が連携して再生可能エネルギーの導入を促進しま す。

また、導入した再生可能エネルギーを活かし、防災、地域活性化、産業振興、観光振興などにつながる事業を展開します。

(3) 重点的に取り組む視点

○再生可能エネルギー、特に太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入を拡大するととも に、エネルギー高度利用技術(燃料電池、蓄電池、次世代自動車)の普及に向けた取組を進めま す。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
再生可能エネルギー導入促進事業	1 再生可能エネルギー発電設備導入促進事業 (民間の導入支援の拡大、公共施設における導入促進)2 バイオマス燃料利用促進事業	環境保全課 農政課 森林整備課

指標項目		出任	現状値 (直近)		目標値		1 □ \/ ≅⊞
		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	再生可能エネルギー導入量 (資源エネルギー庁発表数値)	万 kWh	28	4,568	8,108	10,324	環境保全課

1.2循環型社会の構築

① ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

ごみの分別等により、本市の<u>過去</u>5年間(平成25年~平成29年)のごみ総排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみともに排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみ総排出量については、平成29年度が24,544tであり、市民1人1日当たりのごみ排出量も平成25年度から74g減少し566gとなり、湖北広域行政事務センターが定めるごみ処理基本計画(平成27年3月策定)の排出抑制目標数値628gを達成しています。

平成30年6月に国が策定した、第4次循環社会形成推進基本計画においては、2025年度を目標年次として、新たに資源ごみを除いた家庭からのごみの排出量を国民1人1日当たり440gと定め、さらなるごみの減量に取り組むことが決定されましたが、本市の平成29年度実績は465gとなっています。湖北広域行政事務センターでは県内でもいち早くリサイクルの推進に取り組んでおり、その結果、ごみの減量化・リサイクル推進に対する市民の意識も高い状況と言えます。今後は、新たなごみ減量等の目標達成に向け、この高い市民意識の維持向上を図るとともに具体的な行動へ結びつけていくことが今後の課題となっています。

(2) 基本方針

環境負荷を低減させ、限りある資源を繰り返し利用する循環型社会を構築するため、ごみの減量化、特に「使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の3つの「キリ」による生ごみの減量化やリサイクルなど3R活動(廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化)を推進し、循環型社会の実現に向けた市民の主体的な取組を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○ごみの減量化を促進するうえで、使用済みの物は廃棄物ではなく貴重な資源であるという資源循環の考え方が今後も重要になることから、循環型社会への関心を高めるための教育・学習の場の 提供や積極的な情報発信を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
	ごみ集積所の整備に対する補助金を交付するとともに、地域・一般家庭に向けたカレンダー用ごみ収集日シールの配布、ごみ分別出前講座、ごみ集積所用カラスネットの無料配布	環境保全課
ごみの減量化推進事業	ごみの減量及びリサイクル推進に向けた活動、ホームページや広報 紙等での啓発	永光 水土脈

政策 6 環境・都市 1. 地球環境にやさしいまちづくり

1.00 1.		出任	現状値 (直近)		目標値		+u 1/ ≑m
	指標項目	単位		数值	34 年度	38 年度	担当課
1	家庭系ごみ排出量(市民1人1日当たり)	g	29	566	566	566	
<u>2</u>	資源ごみを除く家庭ごみ排出量(市民1人1日当たり)	<u>g</u>	<u>29</u>	<u>465</u>	<u>450</u>	<u>440</u>	環境保全課
<u>3</u>	事業系ごみ排出量	<u>g</u>	<u>29</u>	<u>9,984</u>	<u>9,584</u>	<u>9,384</u>	

② 不法投棄対策の強化

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民による環境美化活動が積極的に行われていますが、空き缶等の散在性ごみ、家電製品の不法 投棄は減少していない状況です。不法投棄は個人のモラルによるところが大きく、投棄者の特定も 難しいため、啓発を効果的に行うことが重要になります。

(2) 基本方針

美しい生活環境を守り続けるため、市民・自治会・事業者・行政さらには県や警察など関係機関との連携により、不法投棄や散在性ごみに対する監視体制の強化と啓発活動の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自治会と市のきれいなまちづくりパートナーシップ協定をきっかけとして、不法投棄防止の啓発、 監視強化に取り組むとともに、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境美化事業	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づき、5月30日、7月1日、12月1日の環境美化の日を基準として、ごみの散乱防止について、地域での環境美化活動の呼びかけやイベントを実施	環境保全課
きれいなまちづくりパートナーシッ プ事業	自治会と市との協定に基づき、自治会が行う不法投棄防止パトロール、散乱ごみ収集、啓発活動などの継続的な取組への補助	

指標項目		現状値 (直近)		目標値		+a /\ ≅m
		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	件	29	20	26	30	環境保全課

③ 公害の未然防止

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市における各種環境基準の数値を見ると、市内河川の BOD 濃度(水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量)は 2.0mg/L 以下は 87%、SO₂・NO₂・SPM の大気環境基準適合率(環境基準に適合した日数を総測定日数で除したもの)は 100%、騒音に関する環境基準達成率は 96%と、各目標値を概ね達成している状況にあります。

一方、環境にやさしいまちづくりの推進に向けた市と事業者との間での取り決めである環境保全協定は締結事業所数が伸び悩んでいる状況です。引き続き、環境配慮の意識向上に努めるとともに、締結事業所の増加に向けた取組が必要となっています。

(2) 基本方針

公害の発生を未然に防止するため、環境状況の把握に努め、関係機関と連携し、事業活動に伴う 公害が発生しないよう、関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

(3) 重点的に取り組む視点

○公害の未然防止に向けて、環境保全にかかる常時監視に加えて、臨時監視や新たな環境問題に即 応するための測定体制の整備など環境監視体制の充実を図るとともに、事業所への指導徹底を重 点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境公害監視調査事業	公害のない、良好で安全な環境づくりを進めるための環境状況の 把握や関係機関と連携した指導強化 水質調査 (河川水質、41 地点)、底質調査 (河川底質、4 地点)、 大気環境調査 (16 地点)、道路交通騒音・振動調査、環境騒音調 査 (12 地点)、公害苦情への対応・事業所への指導	環境保全課
環境保全協定締結の推進	事業所の環境配慮活動の促進に向けた環境保全協定の締結推進	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
	担保項目		年度	数值	34 年度	38 年度	143株
1	大気環境基準適合率(SO2・NO2・SPM)	%	29	100	100	100	四倍/2 人細
2	環境保全協定の締結件数	件	29	36	40	45	環境保全課

- 2. 自然や身近な環境を守り育てるまちづくり
 - 2.1 自然や身近な環境の保全
- ① 自然や身近な環境保全の推進

産業観光部 森林整備課 市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市は、深い森林から里地の緑、琵琶湖や姉川の水辺などの豊かな環境に恵まれており、これらの自然は、私たちの暮らしや産業活動と深い関わりを持っています。自然環境を守り、活かすには市民とその恩恵を享受する人々の協力が重要であり、人と自然、人と環境との関わりについて理解と認識を深めることが必要です。また、市内の森林資源の保全については、過疎・高齢化が進み地域活力も減退していることから、新たな人材を発掘しながら、育成していく仕組みと支援措置が必要となります。

(2) 基本方針

森林、琵琶湖や河川など豊かな自然を守り生物多様性を高めていくため、多様な自然環境を保全するとともに、衰退した自然の回復や適切な資源活用、外来種対策など、総合的な取組を進めます。特に、琵琶湖を健全な姿で次代へと引き継いでいくため、「森〜川〜里〜湖」という大きな視点に立って、水質保全対策に取り組むとともに、在来魚の保護をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖との関わりの再生を進めます。また、あらゆる世代を通じて環境学習に取り組むことにより、エネルギー問題なども含めた市民一人ひとりができる環境保全活動の促進に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○自然環境の保全を多面的に進めるため、自然環境保全や体験交流に取り組む人材・団体の育成支援に取り組みます。また日常生活や事業活動における省エネや再エネの利用促進を図ります。
- ○「ながはま森林マッチングセンター」の機能を活かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者 の参加を促す普及、啓発を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境にやさしい活動推進事業	市民が環境保全を考え活動への参加意欲を高めるため、省エネ活動の紹介や体験学習などを中心とした環境啓発イベントを開催	
水生生物調査事業	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	環境保全課
アメニティ推進事業	快適な環境 (アメニティ環境) の保全及び創出を目的にした事業 を行う市民活動団体の活動への補助	
里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備に関する講習会の実施。幅広い知識・技術を学ぶことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体の育成	
森林環境学習事業(やまのこ)	県内の小学生が森林の大切さを学び、林業や木材業、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむための体験型学習を推進	森林整備課
森林多面的機能推進事業	自立した森林保全・整備を行う団体育成に向けた、機材購入補助・ 活動支援	
山門水源の森保全事業	山門水源の森に対する正しい理解、環境保全意識の普及・啓発を 推進し、森林保全活動への参加を促進するための支援を実施	

指標項目		开任	現状値 (直近)		目標値		+u // ≅m
		単位	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	環境にやさしい活動推進啓発イベント参加人数	人	29	800	800	800	四倍化 入細
2	アメニティ推進事業補助件数	件	29	0	3	3	環境保全課
3	里山づくり講座受講者数	人	29	168	230	230	太
4	多面的機能補助金交付数	件	29	10	10	10	森林整備課

② 市民・事業者・各種団体との協働・連携

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民・事業者・各種団体と連携しながら、水生生物調査や観察会、各種環境イベントを実施しています。市民が人と自然との関わりについて理解と認識を深めるためには、こうした自然にふれあう機会や場の確保が必要であり、幅広い市民の参加を得ながら、今後も継続して実施していく必要があります。また、市民への情報提供を積極的に行い、事業を推進します。

(2) 基本方針

市民とともに自然環境を守る活動を進めるため、環境保全活動や環境教育を推進する人やグループなどを育成・支援するとともに、市民・事業者・各種団体と連携した自然環境調査や環境保全活動を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○市民や事業者によって構成される環境保全に関わる各種団体のネットワーク化を促進し、環境ま ちづくりを進めるための基盤を整備します。
- ○自然への理解を深める催しや学習会などを実施し、自然環境の大切さを学ぶことのできる場所や 機会を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
水生生物調査事業(再掲)	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	
自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自 然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催	環境保全課
長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信	

化無话口		単位	現状値 (直近)		目標値		1 0 // ∃⊞
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	水生生物調査事業参加者数	人	30	516	550	580	環境保全課
2	長浜エコネットワーク協議会参加団体数	団体	29	16	20	25	界児休主 研

2.2緑豊かなまちづくり

① みどりの確保と公園の整備

都市建設部 都市計画課 産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

みどりは、人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供など、様々な役割を担っていることから、みどり豊かな環境を次代に継承していく必要があります。また、まちの魅力を高めるうえでも、まちの歴史などを踏まえた景観づくりが求められています。

みどりの空間を守り活かしていくためには、親しみ利用する人の力と、みどりに携わる人材の育成、仕組みづくりが必要となっています。

本市の都市公園の中には、整備後 40 年以上経過している公園もあり、一部の施設では老朽化が顕著になっています。また、近年、国土交通省が「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」でバリアフリー化の基準を示し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改定し、平成29 年度には都市緑地法及び都市公園法を改正するなど、安全や管理面について全国的な見直しが行われるようになりました。

一方で、東日本大震災をはじめとする災害への対応として、防災機能をもった公園施設に注目が 集まり、社会的にも都市公園に期待される役割が変化しています。少子高齢化・人口減少社会の中、 望ましい公園の配置と機能の付与等を検討することが必要となっています。

(2) 基本方針

「みどりの基本計画」に基づき、市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑を守り、育み、活かし、質を高めていくとともに、市民が憩い潤い豊かな自然環境を感じることができるまちづくりに取り組みます。

また、都市公園については、休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域活動等での利用を通して子どもからお年寄りまで、幅広い市民から利用される憩いとふれあいの場として、社会ニーズを踏まえて計画的かつ適正に整備・配置します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○緑地や森林の整備を「守り・育て・活かす」ため「ながはま森林マッチングセンター」の機能を 活かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促す普及、啓発を図ります。
- ○市民・市民団体・NPO・事業者からみどりの保全や緑化活動への理解や協力が得られるよう、みどりづくりへの啓発活動を進めるとともに、それら活動に対する助成を行うなど、各主体の自主的な取組に対し、積極的に支援します。
- ○地域性や利用者ニーズを反映した公園配置に基づき、市民との協働による公園整備を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備に向けた講習会の実施や、幅広い知識・技術の講座を行うことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体を育成	森林整備課
都市公園等管理事業	市内の都市公園の適正な維持管理	
豊公園再整備事業	豊公園再整備基本計画に基づく再整備	
都市緑化推進事業	みどりの将来像の実現に向けたアクションプランに基づき、市民 等がみどりとの関わりを深め、先人が育んできたみどりを次代へ 継承していくために緑地を確保	都市計画課

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
		甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当硃
1	里山づくり講座受講者数	人	29	57	270	290	森林整備課
2	市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	27	13.9	※現状 維持		拟古計画調
3	都市計画区域内における緑地の割合	%	27	74	※現状 維持		都市計画課

[※]平成32年度目標値、以降はみどりの基本計画を改定するため変更の可能性あり。

- 3. 居住環境の整ったまちづくり
 - 3.1誰もが住みよい居住環境づくり
- ① 安全安心で魅力ある居住環境づくり

都市建設部 開発建築指導課 都市建設部 建築住宅課

(1) 現状と課題

住民の転出が転入を上回っており、超過抑止と移住・定住促進のために、安全安心で利便性が高く付加価値の高い住宅地の供給・住宅建築へと誘導するための環境整備が必要です。また市営住宅の約4割が耐用年数を経過しており対策を講じていくことが必要です。

また住宅の空き家率が増加傾向にあり、これを抑制する一方で、既に発生した空き家を活用した 移住に向けて、移住者への PR と地域の受け入れに対する理解を得る取組が求められています。

(2) 基本方針

開発許可基準の整備(改正)・運用や耐震化に向けた情報提供などを進め、移住・定住につながる安全安心で魅力ある住環境整備を誘導するとともに、空き家の適正管理指導などで空き家発生の抑制を図ります。また、公営住宅の長寿命化、建替え、用途廃止により、適正な管理を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○住環境整備については、開発許可基準の整備(改正)・運用や住宅整備に関する情報提供、改修費 用負担軽減制度の構築などに取り組みます。
- ○危険な空き家を解消するとともに、利活用できる空き家については、地域活性化に資する取組を 進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
開発許可基準、開発指導要綱の整備 (改正) と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得し やすい住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要 綱の整備(改正)と適切な運用	
耐震診断・耐震改修等促進事業 (木造住宅耐震診断員派遣事業)	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行 う県登録の診断士(建築士)の無料派遣	開発建築指導課
耐震診断・耐震改修等促進事業 (木造住宅耐震改修等補助事業)	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助 (同時実施のバリアフリー改修工事も対象)	加尤足来旧寻 体
耐震診断、耐震改修等促進事業 (既存民間建築物耐震診断補助事業)	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適格な もの及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対す る補助	
住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的と した居住促進事業、定住住宅改修促進事業を実施	
空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座(自宅の終活)、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催	建築住宅課
市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を策定	

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課	
		甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	14.3 珠	
1	開発許可により形成された住宅地の供給量	戸	29	123	150	150	開発建築指導課	
2	「長浜市の住み心地について」に関する満足度 (市民満足度調査)	%	30	87.6	89	90		
3	「移住・定住のための居住環境づくり」に関する満足度 (市民満足度調査)	点	30	2.8	2.85	2.88	建築住宅課	
4	その他住宅の空き家率	%	25	5.5	5.5	5.5		

3.2交通体系の整備・維持

① 鉄道の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

平成 18 年秋の琵琶湖環状線開業以降、「北びわこ周遊観光キャンペーン」や「利用客増進プログラム」など、地域の鉄道利用促進に向けた取組を進めてきましたが、景気の低迷や人口減少、車社会の都市開発など様々な要因によって、特に昼間の鉄道利用が伸び悩んでいる状況にあります。また将来、北陸新幹線の延伸等による利用者減少などの厳しい状況も予想されることから、これまでの取組を継続・充実させるとともに、北陸本線及び湖西線のより一層効果的な利用促進が必要となります。

(2) 基本方針

広域交流の促進や環境負荷の軽減、また超高齢社会に対応した広域の交通環境の確保に向けて、 利便性の向上と利用促進に取り組みながら、鉄道を基幹とした公共交通ネットワークを構築しま す。

(3) 重点的に取り組む視点

○北陸本線と湖西線の利便性の向上や、鉄道を活かした地域の振興・活性化につなげる取組により、 鉄道利用の促進を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
琵琶湖環状線利用促進事業	地元における利用増進プログラム (小学生の鉄道利用補助、北陸本線利用促進エコポイント、ICOCA 普及等)、北びわこエリアの地域交通活性化を目指した湖北・湖西圏域における情報交換・交流などの推進、湖西線利便性向上プロジェクトチーム発足を契機とした大津・高島・長浜連携による湖西線の利用促進等	都市計画課
駅関連施設維持管理事業	指定管理者による駅関連施設の管理や、市による委託や施設の修 繕など、鉄道駅の適正な維持管理運営	

(5) 成果指標·目標数值

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数值	34 年度	38 年度	
	1 市内 9 駅 1 日あたりの乗客人数	人	29	9,176	9,250	9,300	都市計画課

② バス交通の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

バス交通は、地域住民の日常生活の移動手段として重要な役割を果たしています。特に、自家用 車などの移動手段を持たない高齢者にとっては不可欠な移動手段として、果たす役割はますます大 きくなっています。

本市においては、自家用車の利用が高く、バスの利用者が年々減少している状況にあり、路線バスの運行の確保・維持に向けて、事業者に対しては事業を維持していくための支援を継続するとともに、利用者に対してはさらに便利で利用しやすい運行形態を整えることが必要となっています。

(2) 基本方針

地域と地域を結ぶ身近な交通手段として、バス交通サービスが継続的に提供されるよう、地域公共交通網形成計画に基づき、運行路線や利便性の維持・向上、利用促進の施策に取り組みます。また、地域ごとの特性に応じて、予約型乗合タクシーと合わせた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。また、地域の実情に応じて、地域住民が主体となった地域運行の整備を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○バス交通の確保・維持に向けて、便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進を図ります。特に、市内を縦断・周遊するバスルートに関する検討を進めます。
- ○利便性の向上による利用者増と運行事業者の経営が努力により収益性を高め、運行補助の縮減を 図ります。
- ○地域住民が主体となった交通体系の整備を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主 返納者に対するバス回数券等の配付	
地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要不可欠な路線バスの運行維持に向け た路線バス事業者に対する補助	
コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するため の市直営のコミュニティバスの運行	
デマンドタクシー運行維持費補助事 業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替 交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシ 一運行事業者への運行補助	都市計画課
バス車両購入補助事業	老朽化した路線バス車両の更新に対する補助	
公共交通網形成事業	公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通体系の構築を 図るため、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せによ り、交通網の改善及び利便性向上の促進	

指標項目		単位	現状	値(直近)	目標	担当課	
	担保		年度	数值	34 年度	38 年度	担当味
1	コミュニティバス利用者数	人	29	389,013	390,000	390,000	郑士 弘而謂
2	デマンドタクシー利用者数	人	29	9,895	10,000	10,000	都市計画課

3.3市街地や各地域の整備

① 中心市街地の活性化

産業観光部 長浜駅周辺まちなか活性化室

(1) 現状と課題

本市の中心市街地は、黒壁スクエアに代表されるオールドタウンの再生や個性あるイベントの開催など市民が主体となった独自のまちづくりにより、今日、年間 200 万人もの多くの観光客の来訪をもたらし、商業観光都市を形成しています。一方で、市街地の外延化などにより、中心市街地の居住者は減少し、高齢化する一途となっています。

このため、平成 21 年より中心市街地活性化基本計画を策定し、市民と連携するなかで、観光面では、宿泊施設や回遊性を高める道路の整備などに取り組んできました。また、都市の拠点性の向上や快適な居住環境の形成を目指し、市街地再開発事業などを進めています。

今後、人口が減少し、高齢化が進展する社会では、都市機能の維持を含めた都市経営の観点からも、市民の生活機能を確保するなかで、地域公共交通と連携して、適度に都市機能が集約されたまちづくりを進めることが重要になっています。本市においても、多様な都市機能が集積する中心市街地の役割がますます高まることから、これまでのまちづくりの取組を伸張させるとともに、都市の中核として中心市街地の活力を維持・増大させていく必要があります。

(2) 基本方針

本市の核としての中心市街地の活力を維持・増大させていくため、福祉、医療、商業といった生活機能の充実をはじめ多様なサービス機能がより一層集積するよう誘導するとともに、より質の高い都市空間の創造に向け、市街地整備事業や公共交通の充実などにより都市の安全性や利便性を高める取組を進めます。こうした取組によりまちなか居住を促進し、歩いて暮らせるまち、市民が集うまちを目指します。

また、町家の利活用やそれによるまちなみの維持・保全を促すとともに、まちなかに少ない緑の空間づくりなどによりまちの質や快適性を高め、美しく住むことが誇りと感じられる市街地づくりを推進します。

一方で、本市全域の地域資源の資産化に取り組むなど、本市固有の魅力を高め、感動と楽しみの ある中心市街地を形成します。

(3) 重点的に取り組む視点

○持続可能な都市核づくりに向けて、長浜駅周辺整備と連動したエリアマネジメントや、長浜ならではのライフスタイルのブランド化の実践、まちなか居住の促進に重点的に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
中心市街地活性化推進事業	本市固有の生活文化が息づき賑わいに満ちた中心市街地の形成 を図るため、地域内資源を資産化して内外に発信する取組を推進	
長浜駅周辺整備事業	長浜駅周辺で進めてきた都市再整備事業完了後の駅周辺エリアマネジメントを、民間主導で実施する新たな枠組みを形成し、民間活力を最大限発揮するまちづくりの推進と、長浜駅北地区整備事業の実施	
まちなか居住推進事業	まちなか居住重点区域における住宅新築や空き家の流動化に向けたインセンティブ制度を継続し、定住・移住を促進するとともに、町家の空き家活用を促進し、歴史的景観を生かした長浜らしい住環境を創造する取組を官民協働で推進	長浜駅周辺まち なか活性化室
中心市街地整備事業	中心市街地において、防災性や土地の高度化利用の観点から不健全な状況にある街区の再整備を促進し、防災性向上及び都市機能の再構築に加え、居住機能や商業機能等の新たな魅力をあわせもった一体的なまちづくりを推進	

指標項目		単位	現状	値(直近)	目標	票値	+□ 八 ≅田
		甲亚	年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	歩行者・自転車通行量	人	29	34,553	36,800	36,800	
2	宿泊者数	人	29	427,200	420,000	420,000	長浜駅周辺まち なか活性化室
3	市全体に占める中心市街地の居住人口の割合	%	29	7.82	8.17	8.17	なが相圧に主

② 市北部地域の活性化

北部振興局 地域振興課

(1) 現状と課題

本市の北部地域では、地理的には広大な地域に集落が散在し、気候的には冬の降雪量が非常に多いなどの特性があるため、人口減少や少子高齢化の進展が著しく、特に若い世代を中心とする地域の担い手が不足するとともに、今後、地域特有の伝統や生活文化が衰退していくことが懸念されていることから、人口規模の維持と、地域の将来を担っていく人材の育成が必要となっています。

(2) 基本方針

豊かな自然が広がる北部地域では、農業・林業・漁業などの一次産業をはじめ、製造業や加工業、サービス業など、人々の生活を支える産業活動が日々営まれています。また、地域の9割近くを占める森林には、水源のかん養や多様な生態系、国土保全など多面的な機能があり、美しい景観と伝統的文化が現代に継承されている貴重な地域でもあります。

これら貴重な資源を守り次代に伝えるとともに、資源を活用して都市住民と地域住民が気軽に触れあえる集客交流環境を創出することで、誰もが誇りをもって生活できる「活気に満ちた地域づくり」を進める必要があります。

そのため、郷土に愛着を持つ住民が増えるとともに、交流人口から関係人口、移住・定住人口へのステップアップができるよう、各種施策を横断的に取り組みつつ、地域の未来を担う次世代の人材を育成します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○北部地域の豊かな自然と恵まれた歴史文化を生かし、これまで実施してきた様々な観光イベント・地域イベントを継続し交流機会と交流人口を拡大・増加させるとともに、地域の魅力を発信することで、地域外からの移住・定住を促進するなど、地域住民の誇りと生きがいを創出します。
- ○当地域へ移住された方と地域住民との交流を促進することにより新たな地域活力の創出を図る とともに、地域の魅力や地域特性を活かした地域振興を展開します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、 移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	
長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施	北部振興局 地域振興課
地域おこし協力隊事業	都市部から移住して活動する「地域おこし協力隊」の活動を推進・ 支援し、定住に向けた地域活性化事業を推進	
北部地域の観光振興イベント開催事業	北部地域の豊かな自然と観光資源を生かし、観光振興と地域の活性化に寄与すべく、地域色豊かな観光振興イベントを開催	

化価項目		単位	現状値(直近)		目標値		1 □ \/ ≅⊞	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課	
1	北部地域への空き家利用による移住者数	世帯	29	9	5	5	北部振興局	
2	北部地域の観光入込客数	万人	29	126	151	166	地域振興課	

4. 生活基盤の整ったまちづくり

- 4.1社会資本の整備
- ① 総合的・計画的な土地利用の促進

総合政策部 総合政策課都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

少子高齢社会、人口減少時代の到来や地球環境問題の深刻化、高度成長期以降に整備した社会インフラ、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である中心市街地の空洞 化など、本市を取り巻く様々な環境の変化に対応していくことが急務となっています。

また、近隣市町及び三大都市圏への転出超過傾向にあることから、その対策が求められています。 このような状況のなかで、本市が将来にわたり発展していくためには、長期的視点のもと、持続 可能な都市構造の形成に向けた土地利用の規制・誘導を図っていくとともに、本市への定住化に向 けた基盤整備を行う必要があります。

(2) 基本方針

国土利用計画や都市計画マスタープランなど、土地利用の基本となる各計画に基づき、産業活力の増進と自然・田園地域の保全、良好な居住環境の維持・創出など地域バランスに配慮しつつ、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図っていきます。

土地利用にあたっては、地域の合意形成を図りながら地域の実情や特色に即したものとなるよう、計画的な促進を図ります。

また、市内での定住化に向け、市南部地域における計画的な市街化を誘導していくこととします。

(3) 重点的に取り組む視点

- ○中心市街地をはじめとして、既に形成されている地域生活拠点や産業拠点などの都市機能が集積 している既存の都市拠点を核とし、これらが鉄道・道路などの軸でつながり連携する「集約型多 核都市構造」の実現を目指します。
- ○中心市街地である長浜駅周辺は、本市最大のターミナル拠点として、まちの玄関口にふさわしい 都市機能の集積や整備を推進します。
- ○地域生活拠点を中心に生活に身近な商業・福祉・生活サービス等の機能を集約するなど、適正規模での都市機能の配置・誘導に努めるとともに、十分な都市機能のない地域については、拠点間を結ぶ公共交通網の利便性向上を図ります。
- ○田村駅周辺を中心とする市南部地域について、人口流出を止めるダム機能と、本市への流入を受け入れる機能を持った都市拠点として位置付け、地域らしさを活かした計画的な市街化に向けた 取組を進めます。

政策6 環境・都市 4.生活基盤の整ったまちづくり

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に 応じた施策の推進	総合政策課 都市計画課
田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本計画に基づいた、当該地域の計画的な市街化を 推進	都市計画課

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
	担保		年度	数值	34 年度	38 年度	担目硃
1	市の利用目的に応じた区分ごとの規模 (市域面積 68,079ha):住宅地	ha	29	1,825	1,840	1,850	総合政策課
2	市の利用目的に応じた区分ごとの規模 (市域面積 68,079ha):農地	ha	29	8,006	7,900	7,820	松石以泉珠
3	田村駅周辺市街地の定住人口の割合(田村駅勢圏/市 全体)	%	29	8.59	8.76	8.85	都市計画課

② 道路等の整備

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市の道路は、幹線道路に比べ身近な生活道路の整備が遅れており、災害や緊急時に強い道路や 高齢化社会に対応した利用しやすい道路整備などが求められています。また高度成長期に集中的に 整備された道路の老朽化や交通量増加、車両の大型化等により道路の補修サイクルの短期化なども 顕在化しています。これらの状況に対応するため、地域で必要とする最適な道路ネットワークの形 成と効率的な維持管理を行うことにより、利便性の高い道路整備が必要となっています。

(2) 基本方針

地域にとって必要な道路や重点事業に伴う道路の整備を効果的かつ効率的に行うとともに、老朽 化した道路構造物の長寿命化等を図るため、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全型」の道路整備・管理へと転換を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○道路事業の推進に不可欠な地籍調査を進めるとともに、地域住民からのニーズ等を的確に判断した優先順位に基づく計画的な整備や維持・修繕を行います。また、冬期における効果的な雪寒対策に向けた見直しに取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地籍調査事業	登記未了地区の早期解消を図るとともに、アウトソーシングの手法を取り入れた新規地区の調査を推進	
幹線市道等整備事業	長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、地域との調整を図りながら事業を推進	
道路維持管理事業	道路パトロールや自治会要望等により、危険個所等の早期発見と 適切な修繕を計画的に実施するとともに、通行安全・環境美化の ために市道沿線の除草、清掃を実施	道路河川課
雪寒対策事業	道路除雪、消雪設備の稼働、路面凍結防止の作業を柱に市道の安全な交通確保に努めるとともに、除雪車運行管理システムの導入と雪寒対策の見直しを実施	

指標項目		単位	現状値	(直近)	目標	票値	扣水細
	拍憬垻目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
	1 地籍調査(遅延地区)解消地区数	地区	30	3	5	1	道路河川課

③ 橋梁修繕の推進

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市には 1,195 橋の道路橋がありますが、その多くが高度成長期に集中的に整備されており、今後、橋梁の老朽化が大きく進行する見込みです。修繕や架け替えに伴う費用の増大が予測されることから、計画的な予防保全対策が重要となっています。

(2) 基本方針

道路を構成する代表的な構造物である橋梁について、建設から 50 年を超えるような老朽化した 橋梁が増加し、適正で効率的な維持管理が求められています。長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づ き、橋梁の点検及び長寿命化対策として予防保全型の整備手法を取り入れた橋梁の修繕を推進しま す。

(3) 重点的に取り組む視点

○従来の対処療法的な修繕から予防保全型対策に転換し、点検─診断─措置─記録というメンテナンスサイクルを確立し、計画的な維持管理を実現できるように取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
橋梁長寿命化修繕事業	長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕可能な橋梁は適切な 修繕工事を実施し、修繕ができない橋梁については、地域との調 整を図りながら架け替えも視野に入れた対策を実施	道路河川課

	指標項目	単位	現状値	(直近)	目標	票値	+□ 小 ⇒田
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
Ī	1 橋梁長寿命化修繕点検橋梁数	ケ所	30	328	200	200	道路河川課

④ 下水道の整備

下水道事業部 下水道総務課 下水道施設課

(1) 現状と課題

本市の公共下水道及び農業集落排水事業は、整備計画に位置付けられた施設の整備をほぼ完了しています。しかしながら、施設の老朽化や管路施設等の更新需要の高まりによって修繕費が増大する一方で、人口減少社会の到来や節水意識の高まりを背景とする水需要の減少により使用料収入が減少し、経営環境の厳しさが増しています。

(2) 基本方針

「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」をめざし、農業集落排水施設の流域下水道への接続を進め、経営資源の効率的な管理に努めるとともに、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道経営のさらなる健全化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 〇人口減少や老朽化の進行に対応するため、供用後 30 年を経過した農業集落排水施設から順次公共下水道に接続を実施し、経営資源の効率的な運用を図ります。
- ○施設の老朽化等の状況を把握し、ストックマネジメント計画に基づく状態監視保全を図るととも に、経営状況の可視化と適正な資金管理に努め、費用の平準化を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
下水道事業の継続的な経営基盤の構 築	持続可能な下水道経営を構築するため、下水道ビジョンの進捗を 検証し、経済情勢の推移等を反映した下水道事業中期経営計画 (平成 32~36年)を策定	
公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後30年を経過した地区から公共下水道への接続を実施	下水道総務課
下水道事業継続管理事業	市民生活に欠くことのできない下水道サービスを維持するため、 防災・減災等の危機管理体制を強化	下水道施設課
公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下 水道ストックマネジメント計画に基づいた適正な維持管理	
雨水渠整備事業	集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備	

14年14日		単位	現状	値(直近)	目根	+□ 기/ ==	
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	担当課
1	水洗化率	%	29	93.3	95.2	96.8	
2	汚水処理原価 (公共)	円/ m³	28	185.1	150.4	140.7	下水道総務課
3	汚水処理原価(農集)	円/ m³	29	243.9	227.4	239.3	

[※]汚水処理原価=汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量

有収水量1 m³当の汚水処理に要した資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコスト

^{2.}汚水処理原価(公共)28年度は法非適用事業、30年度以降は法適用事業

^{3.}汚水処理原価(農集)法非適用事業

4.2地域情報化の推進

① 地域情報化の推進

総合政策部 情報政策課都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

職員数の削減など自治体としての省力化を図りつつ、さらなる迅速化・正確性の確保のために、情報の自動連携や自動発信、情報の公開など、情報サービスの質を高めることが求められています。 特に、情報サービスの提供に際して、今後は、普及が進むスマートフォン等、より一人ひとりに身近な ICT 機器を通した情報提供と意見収集など相互の情報交換を行っていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

社会がめまぐるしく変化し、地域での市民生活もますます多様化・高度化していくなかで、これからのまちづくりに向けた ICT の利活用を積極的に進めていくとともに、ICT の恩恵を市民生活に取り込んでいく施策を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○市民生活に関わる多様な情報を地図情報と連携しながら可能な限り最新の状態で提供できるよう、庁内での情報連携を行いながら、市民公開 GIS の情報更新と広報周知を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称 取組内容		担当課
IT 推進事業	ホームページの利便性向上、スマホやタブレット端末活用による情報収集・提供、コンビニ交付サービス等の拡大、公共施設や検診予約等の電子申請手続き、地域資源のデータベース化等の推進、ICT産業振興や移住促進のための情報通信基盤の確保	情報政策課
統合型 GIS 整備事業	市民公開 GIS への掲載情報の充実	都市計画課

松梅 宿日		単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
	指標項目		年度	数值	34 年度	38 年度	1旦 味
1	行政情報の市ホームページ利用率	%	29	17.7	20	22	情報政策課
2	市民公開 GIS 掲載レイヤ数	件	29	10	13	15	都市計画課

計画の推進に向けて

1. 行財政運営・行政改革の推進

(1) 現状と課題

社会経済情勢の変化、地域主権型社会の進展など自治体を取り巻く環境が変化するなか、市民の ニーズは多様化・複雑化してきています。

これまでから本市では、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、第 1 次行政改革大綱において 104 項目、続く第 2 次大綱では 45 項目にわたる改革に取り組んだところであり、進行中である第 3 次大綱においてもさらなる改革を推進することとしています。

今後においては、限られた財源や人的資源を有効に活用するため、民間の活力やノウハウを行政 運営に生かしつつ、多様化、複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組 織の整備をさらに進めることが必要です。

(2) 基本的方向

- ■効率的で効果的な行財政運営を実現するため、各事務事業について継続的な改善に努めます。
- ■持続的で安定的な財政運営を図るため、財政の柔軟性を確保します。
- ■組織の見直し、職員数の適正化、比較可能な公会計の整備など、行政改革大綱に基づく取組を推進します。
- ■施設の適正規模、適正配置、長寿命化など、公共施設等総合管理計画に基づく取組や、市有財産 の有効活用や処分を推進します。
- ■官民パートナーシップ推進基本方針に基づき、民間の活力やノウハウの活用を推進し、公共サービスの充実と効率化を図ります。

2. 広域連携の推進

(1) 現状と課題

交通やICT技術の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらに、人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

これまでから本市では、近隣自治体との連携・協力がまちづくりには不可欠との考えから、医療や福祉、教育や防災などの分野で地域間の結びつきを強化してきましたが、今後においては、<u>人口減少社会における基礎自治体としての機能を再検討し、</u>各自治体が抱える共通の課題に連携して取り組むなど、持続可能な地域経営が求められます。

(2) 基本的方向

- ■自治体間の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するととも に、共通する行政課題の解決に取り組みます。
- ■一部事務組合などの事務の共同処理について、組織及び運営の効率化に努めます。

3. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、行政評価を 活用した PDCA サイクルに基づく進行管理により、効果的・効率的な行政運営につなげます。

また、本計画の進行管理にあたっては、各個別計画における進捗管理との整合を図ることはもちろん、外部環境の変化や市政全般の動き等を踏まえて総合的に進捗度と達成状況を確認し、適切な改善を行います。特に、重点プロジェクトについては、市民の意見や提案を積極的に取り入れることで、基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた実効性の高い計画としていきます。

